



なお、要求書の作成につきましては委員長に御任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古賀雷四郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(古賀雷四郎君) 次に、外務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聽取いたします。正示外務大臣臨時代理。

○國務大臣(正示啓次郎君) ただいま議題となりました外務省設置法の一部を改正する法律案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

改正の第一は、中南米局の設置であります。中南米地域は域内に三十カ国を有し、國際政治の上においてもその比重を高めつてある地域であります。また、鉄鉱石、食糧等重要資源の供給先である等わが国との経済的関係も密接であり、さらに九千万人及び日本人社会が存在し、わが国とは伝統的に友好関係にある重要な地域であります。したがって、この地域に対する外交政策の一層強力な展開のため、中南米局を設置し、もつて、外交実施体制の整備を図らうとするものであります。

改正の第二は、中南米局の設置に伴い、アメリカ局を北米局に改め、また総合的外交政策に関する企画業務の強化に対応するため大臣官房調査部を大臣官房調査企画部に改め、あわせて、それぞれ所掌事務の一部について改正を行うものであります。

改正の第三は、中南米局設置に伴う行政機構の改革として、情報文化局事業部、アジア局次長及び外務省大阪連絡事務所を廃止するものであります。

この法律案は、第八十七回国会及び第八十八回

国会に提出されましたたが、いずれも審査未了となつたものであります。施行期日に関する附則の規定以外に当初提出のものと内容の変更はありません。以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

○委員長(古賀雷四郎君) 以上で説明の聽取を終わりました。

○山崎昇君 本来なら外務大臣が出席をして審議をしなきやなりませんが、大変外交上の問題等もありまして、臨時代理でやるということはこの委員会としては異例のことでありまして、そういう意味では少し私どもこちらもちひつかるものがあるのですが、この一部改正案の内容がこれまで重要な案件等もありますので、私ども多少おきたい、こう思うわけであります。

いま提案説明ございましたが、この局を設置することによって外務省の人員等々はますどういうふうになつていくのか、概略ひとつ説明を願いたいと思うんです。

なお、加えまして、少し以前であります、外務省からこれだけの定員を正面ふやしてもらわなければ外交活動ができないというので、私ども要請書をもらっておるわけですが、ちょっと数字的にはいま記憶を失しておりますけれども、その点もあわせて御説明をいただければと思います。

○國務大臣(正示啓次郎君) ただいま御指摘のように、大変大事な法律案でございまして、しかもこれに恐縮でございます。

いま御質問の点につきましては政府委員から御説明をいたしますが、基本的な考え方としまして私は、外務省は非常に局限された人材、機構をもつて年々大きく伸びていく外交分野のあらゆる問題に取り組むわけでございますが、特に中

南米局を設置することは、外務省多年の懸案であります。しかも、ただいまのところ人員増加、機構の拡大については非常にシビアな政府の方針でありますので、それをしのぎつぜひともこれを実現したいと、こういうことでございます。

詳細は政府委員から数字等について御説明をいたします。

○政府委員(山崎敏夫君) お答え申し上げます。最初に、この中南米局の設置に伴つて外務省の定員がかかるのかということでございましたが、それはふえません。従来中南米関係は、便宜上官房審議官の一名を中心とし、便益官として所掌させてまいつたわけですが、その官房審議官を廃止しまして中南米局長を設けております。また、定員の増加はこれによつてございません。ちなみに、そういう体制がで

きましたときにはどうなるかと申しますと、中南米課に十八名、中南米二課に十四名、合計三十四名の職員を持つわけになります。

それから、外務省の定員、人手が足りないということについて先生の方にもいろいろと御陳情申し上げておることは仰せのとおりでございまして、外務省としましては現在三千四百名の定員を持っています。本省が千五百五十二名、在外が千八百四十八名でございますが、このスタッフでは非常に人手が不足しておるということで、われわれとしましては五千名の定員を何とか実現したいということで皆様にも訴えておるわけござります。ただ、こういう時勢でございまして、非常

に定員管理も厳しい事態でございますので、一挙に五千名を持っていくわけじゃございませんが、六五年度ではその第一段階として二百三十六名の定員増をいま要求いたしております。しかし、これは、外務省は非常に局限された人材、機構をもつて年々大きく伸びていく外交分野のあらゆる問題に取り組むわけでございますが、われとして何とかその最小限度の要求を認めて

もらいたいということで鋭意折衝を重ねておる次第でございます。

○山崎昇君 少し最初事務的なことをお聞きしておきますが、私ども外へ行つてみて、いま在外公館というのは、大使館あるいは総領事館、領事館等々ひつくるめましてどれぐらいあって、そ

して二、三私ども関連する文献等を見ている

のですが、大きいところは百名も二百名もありますが、きわめて小さいところですと五名以下ぐら

いの在外公館が六十ぐらいあるとも聞いておるわけです。したがつて、私ども行つていろいろ聞いてみますというと、実際に日本を代表して活動がなかなかできない、ましてや最近のよう国際化が進む、あるいは国際経済の分野がきわめて重要性を帯びてくる、そういう専門家の配置がほとんどない、こういう話もわれわれ聞かされるものですから、したがつて在外公館の実態について、簡潔で結構であります。お聞きをしておきたいと思

います。

○政府委員(山崎敏夫君) 在外公館の配置状況でございますが、実館で申し上げますが、現在大使館は九十九、総領事館が四十八、領事館が六、政

府代表部が五、計百五十八ございます。数としては相当あるわけございますが、いま申し上げま

したような定員、つまり在外全部合わせて千八百四十八名しかおりませんので、平均すれば十一名程度といふことになるわけございますが、各館の実情を見ますと、山崎委員からの御指摘のとおり非常に小規模のものが多い。外務省が皆様にも御配付申し上げておりますパンフレットにもお示しいたしておりますけれども、七名以下の公館が

には、四名、五名の館員ではどうてい仕事が賄い切れないと、現状にあるわけでござります。私たちが今度定員をふやしていただきたいということを申しております特に重点にいたしておりますのも、そういう小規模公館の充実ということをうたつておるわけでございまして、いまの現状からいたしますと、最小限度どんな小さいところでも八名の規模にしたいというふうに考えておる次第でござります。

○山崎昇君　いま実態がわかりました

卷之三

でござります。

八名の規模にしたいというふうに考えておる次第

いたしますと、最小限度どんな小さいところでも

たつてあるわけでもござりませんで、いまの現状から

のも、そういう小規模公館の充実ということをう

とを申しております特に重点にいたしております

たちが今度定員をふやしていたたきたいといふこ

切れないと、現状にあるわけではござります。

四名の餌貰うと、お仕事が賄い切れず、二、三日見合二あるつせきでござります。弘

二は、四名、五名の館員ではとて、仕事が有り

ますけれども、これが亂に流れますといろいろの  
また問題も起りますので、その点は外交の自主  
性といいますか、日本国を代表する在外公館とし  
てはおのずからりつばな態度という限界を守るべ  
きであるということは御指摘のとおりだと思いま  
す。

先ほど在外全体で千八百四十八名いると申し上げましたが、そのうちには各省庁より、ほとんど全省庁が出ておりますが、各省庁よりの在外公館への出向者は現在二百七十九名に達しております。しかも、この方々はほとんど全部国家公務員の上級職試験合格者でありますし、大変大きな戦力に

る、専門的になつてくる、こういうこと等考かんますと、どうも私は少しまだ在外公館の問題点としては解決すべきことがたくさんあるような気がいたします。この点はきょう時間余りありませんから多くのことを申し上げませんが、その点もひとつ配慮を願つておきたいし、それからある二点は名前だけさしますが、大吏となる会へどしきつ、

詳しい実情等についてては政府委員から御説明をいたします。

○政府委員(山崎敏夫君) 外務省はそういうわけでもございまして、非常に人手が不足しておりますために専門家の配置が意に任せないかということは事実でございますが、しかしながらその少ない中におきましてもその相手国の母国語が話せるような専門家の養成には意を用いておりまして、現在外務省の専門職試験というのを設けて、それぞれの土地の言葉を研修させております。ただ、これの養成にもなかなか時間がかかりまして、また現実実際の配置はまだ非常に不足しておるというのが実情でございます。

それから、民間の方々が非常にいろいろと情報収集しておられるることは事実でございまして、

ながつておらずまして、大臣を以てて名方面で専門的な知識を生かして活躍していただいておるわけでございます。さらにわれわれとしましては、まだその点人が足りませんので、政府関係機関、特に銀行とか政府関係の金融機関とか、そういうふうなところから九名の方を中途採用いたしておりました。また、民間銀行でも二十三名の人を中途採用いたしております。さらに報道機関出身者の方も五名採用いたしております。その他五名、合わせまして四十二名そういう方を中途採用いたしておりますわけでございます。こういう中途採用の方々は、そのまま外務省に残られる方もございますが、大部分の方は三年ぐらいおられてものとの民間企業なり政府関係機関に戻られるというふうな形になつております。そういう意味で、外務省としても、

これが名前でやうが大臣にお会いをいたり、最近現地の意向というよりもほとんど細かなことまで中央から縦で訓令が来る。そういう意味で言いうならば、ある人の著書じやありませんが、大使館無用論なんというのも最近出てまいりました。一体大使館というのは何なんだろうか、こういふ意味では、これから外交のあり方として現地の大天使館といふものをどういふうにあなた方はやつていこうとするんだろうか。この点も私はこよなく行つてみまして幾人かの方々から私どもやり望、意見が出ました。何か余り中央といひますか、東京から細かなことまで一々訓令で来る、これは現地無視ではないかといふ意見さえありますけれども、その辺の運営についてお聞きをし

かしてないか、どうして問題を立てるのか、などなど、ほどそういう形のものが必要になつてくるのじやないかと思うんですが、それらについてどんなお考えを持つのか、あるいはまたどんな見通しを持つてやられておるのか、聞いておきたいと思います。

大使館といたしましてもその点は現地におられる  
商社の方々その他とは十分情報の交換をするよう  
に指示してございまして、お互に大使館として  
得た情報を民間の方々に差し支えない範囲で流  
し、また民間の方々の情報も御商元に差し支えな

ては民間ないし政府関係機関におられる専門家の活用にも十分意を用いておるわけでございます。ただ、これはますますわれわれとしても強化したいと思っておりますが、何分にも先ほど申し上げましたように、定員があえませんと採用する余地はないのではないか、と思います。

たいと同時に、それから先ほど専門職員の試験の問題もありましたが、私は最近ある本を読まして、いたしました。それはこの肩書きによりますと、元西独大使館一等書記官高柳芳夫さんという方の本であります。これを読みますと、表題によつて、この本はトヨタ

○國務大臣(正示啓次郎君) 詳しいことは後で政府委員が申し上げますが、山崎委員御指摘のとおり、本当にただいまのところ外交の中で資源エネルギーを中心とする経済問題、また経済協力の問題も大きなウエートを占めておることは御指摘のとおりでございます。

いような範囲で、いたくといふうなことをやる  
ようにということを実は最近も改めて訓令いたし  
ておるわけでござります。ただ、開発途上国のよ  
うな場合には、何といいましても政府といふもの  
が非常に力を持っておりますので、その政府、こ  
とに上層部の情報といふものは、やはり大使ある  
いはまたその代理の者ががんばって接触を試み、

○山崎昇君 それに関連しまして、ことしも私を參りましたら、海外交流協会といふものがございますが、これもここから派遣されている者がかなり多いです。國會議員なんか参りますというとお手伝いで動員をされてくる。しかし、いろいろ聞いてみると、海外交流協会に所属する方々も二年か三年ぐら

題は「疲れ切った／日本の顔」たゞ実感・外政省批判」と、こうなつておるわけなんですが、中身見て私もびっくりした。ざっと申し上げると、館員なんというのはもう大使、公使の顔色だけをつかがつて、私事がまことに多い。また、極端に言えば、余り大使には語学にすぐれた人がいよいよありますとか、あるいは全く関係のない

る限り各省からも専門家を入れましてその要請に  
こたえておるように承知をいたしておりますが、  
なかなか十分とはいってないと、こういうふうな  
状況であろうと思ひます。民間の協力ももちろん  
適正な限度において得ることは必要なことと存じ  
ますが、いままでの外務省または國の方針は、でき  
る限り各省からも専門家を入れましてその要請に

情報収集いたしませんと十分なことはできないわけのございまして、その意味においてはやはり大使及び上級館員の活動が期待されるゆえんでございます。

それから、大使館は現状におきましても外務省だけの人間で運営しているのではございません。

で帰つてくるようありますから、帰つたら就職しないというのですね。きわめて不安な状態で手伝いをしておる。こういうことを判断しますといふと、いまいろいろな御説明ありましたけれども、在外公館の活動そのものとしては人も少ないし、それからだんだん最近は活動の幅も広がつてくれ

ないようなところへ転勤させられるとか、あるいはいま出した採用試験にいたしましても、キアリアの諸君だけがどんどん、どんどん上つて、専門職員の採用試験を受けて受かった者でも、この本によりますと、五十名の採用のうち、一年間に半分ぐらいはやめていいいるという結果

四

くべき事実がありますと、こう指摘をされても外務省の内部の運営について痛烈な、二十年も外務省にいた人が批判をしています。あるいはまた、私がもう一つ持っておりますのは、これは「財界展望」という雑誌であります、「外務官僚の人事・人脈研究」という表題で特集があります。こういうものを見ても、外から私どもはこの外務省の中身というのはよくわかりませんが、こういう方々の告白を見ると、外務省というの是一体どういう役所なんだろうか、内部はどんなになつてているんだろうか、こういう疑問がもうわいてまいります。したがつて、いま試験の話も出ましたが、いま一、三指摘いたしましたけれども、そういう点について一体外務省はどんな見解を持たれているのか、この機会にお聞きをしておきたいと思うんです。

○政府委員(山崎敏夫君) 最初にお触れになりましたのは、例の国際交流サービス協会というところから派遣しております派遣員の問題かと存じます。

これは国際交流サービス協会という団体がございまして、ことと外務省との間で委託契約を結びましてそこから派遣員といふものを派出しているわけでございます、人数はたしか五十名余りだと存じますが。これは在外におきまして、まあいろいろと空港出迎えをしたり、あるいは便宜供与をしたり、そういうことについてやつていただくためにそういう協会から人を出していただいているわけでですが、これ非常に若い方々ですが、なかなか意欲のある方々が来ていただいておりまして、大使館としても非常に助かつておるわけでございます。ただ、この方々が三年なり四年なりおられて、日本に帰られたときに再就職の保証がないという場合もかなりあるようでございまして、実はこれはわれわれとしても非常に頭を痛めておる問題でございますから、この点については本人が派遣される企業とも話ををして、それだけの経験を積んできたわけですから、帰つたらまた採用してもらいたいと

いうことをわれわれとしてもそういう親元の方に  
も話したりしておるわけでございます。ただ、まだ  
だ学生の身分で行っておられる方もございまし  
て、こういう方々は現地の言葉を勉強し経験にな  
るから、それからやつくり就職は探すんだといふ  
人もございます。ただ、この方々についての身分  
が不安定であるということは否めない事実でござ  
いますので、われわれとしてもさらにその点につ  
いてはいろいろ工夫をして努力してまいりたいと  
思っております。

それから第一の点でございますが、大使とは何  
ぞやというお話をございまして、これは確かに最  
近は世の中が非常に複雑になり、また専門化して  
まいりまして、非常に細かいことまで本省が指示  
していく。これは本省といいましても外務省本省  
だけの問題じゃなくて、まあ他省、通産省やその  
他の方々からのいろんな調査依頼もあり、またそ  
ういうものにこたえていかなきやならぬといふこ  
とで、在外に対して非常に細かい調査依頼が来た  
りあるいは指示が来るということがござります。  
この点につきましては、実は本省としても頭を痛  
めておりまして、やはり大使の自主性を尊重して  
いうことは否定できません。この点につきまして  
は、本省としてはさらによく注意いたしまして、  
余り細かい指示は与えないで大使の判断でやって  
いただこうというふうにしたいと思つております。

なお、外務省の制度といったましては、大使と  
いうものは常に総合的に現地において物を見、判  
断をして、必要な場合にはどんどん意見具申をす  
るという考え方になっておりまして、現実に電報  
その他でいろんな意見具申が来ております。こう  
いう意見具申というものを大いに尊重して、外交  
の事務を活力のあるものにしていきたいと考えて  
おります。

年在職された方の批判でございますから、われわれとしても多くの傾聴すべきものがあることを感じております。やはり率直に申し上げて、大使も百人近くもおりますので、その中にはかなりいろいろな方もおるということも事実でございますし、在外の生活は少人数の人間がいわば二十四時間共同生活をするような感もございまして、まあそこにはいろんな問題なり摩擦が生じてくるということを否定できませんが、私たちとしましては、全体としてはやはりそれぞれの大使はよくやつておる信じております。ただ、高柳氏の御指摘の点で中級試験、最近は専門試験と称しておりますが、この出身者の人が十分活用されていない、あるいはそのために不満として多くやめていくといふ話がございます。高柳さんの同期の方は半分近くがやめたという話がございます。この点につきましてわれわれとしても調べてみましたが、この点は、それに関する限りは残念ながら事実でございますが、これは実はそういう高度成長時代でもあり、特殊な語学を研修した人は民間企業から見ればいわば金の卵でありまして、たとえばアラビア語を専攻した人を外務省の館員に選考したのを民間企業が引っ張り抜くという形で引っ張り抜かれてしまったのが何人かあるわけであります。しかし、その後わが方としましても、そういうことで非常に困るので、せっかく国費をもつて養成した人が民間企業に引き抜かれるということは、われわれの方の待遇その他において問題があるので、いう認識のもとにいろいろと改善策を講じまして、最近はそういう中途でやめる人は非常に減つております。

して低いとは思つておりませんが、もつと減らして、皆こういう方々が一生の仕事として外務省の仕事をやつていただくようにしたいと思つております。

それからさらに、まあそういうわけで一生の仕事をとしてやつていただくわけでござりますから、われわれとしてはそういう中級語研出身者、あるいは最近では専門職試験の出身者につきましても登用制度というのを実施しております。これは外務省しか実はやつていないわけでございますが、昭和五十年度以降実施しております。これらの試験の出身者の方で優秀な方々を登用して、上級試験出身者といいますか、合格者と同等の待遇をするということをやつております。この制度によりまして、大体毎年平均一人ぐらい登用されたりまして、現在上級職に登用された者は十二名おるわけでございます。さらによつと申しますと、そういう登用によらない以外でも、中級試験等の合格者の中でも優秀な職員は本省の課長あるいは在外公館長に抜てきしております。これはもう前からやつておりますが、現在そういう方々で本省の課長になつてゐる者は四名、在外公館長になつている者は三十六名を数えております。

なんどんどん優遇されて、ノンキャリアというのではなく下積みか、多少登用されても課長に一、三人ぐらい。私はこの間、ある中南米の総領事に会いましたら、ずっと自分はフランス語かドイツ語が専門なんだけれども、いまの年になつて、五十過ぎからここへ来てボルトガル語をやれと言われてもできないと言つて、まあ涙はこぼしませんでしたけれども、夜、会食をやつたらそういう言葉が出てきました。だから、あなた方は優遇しているつもりかもしだれども、転任させられた本人から言えば、これは死ぬより強いような環境で仕事しているんですよ。そういう意味で言うと、私は速やかにこれ十分ひとつ検討してもらつて、もつともっと、外務省というのは全体的に国を代表してやるわけでありますから、最近は外交はもう内政に対する影響がきわめて大きいだけに、改善を強くひとつ要望しておきたい。

それから、さつき出ました海外サービスセンターの方ですか、これもきわめて外務省から行つて

きた生かすすべもない。こんなことで外国にいるだけ適当に使われて、後はもう何にもないなんと、どうよなすことのないよう、これもひとつ真剣な討議を願つておきたい、こう思います。

行管長官参りましたからちよつと中断しまして、行管長官に一、二点聞いておきたいのです

が、いまもあなたが来られる前に外務省の定員問題でちょっととやつておりました。実は今度の中南米局設置に当たつて、私は昭和四十三年に佐藤さんが内閣総理大臣のときに一局削減というのをやつた。あのときに、ショック療法だと彼らは言つて何の整合性もない、そういうことを何でやるんですか、これはやがて必ずあなたまづくなりますが、いよいよことを当時私は指摘いたしました。考えてみれば、今度の中南米局も、当時の中南米移住局をつぶして、まあ移住局という名前はありません

が、復活みたいなものですよね。だから、整合性のないような行政機構改革をやつても結果は何もならない。これはそのい見本ではないかと思

うんです。そういう意味で言うならば、一体行管

長官としてこれを承認した真意と、さらにお聞

きをしておきたいのは、いまも外務省から別途五

千名ぐらいの定員要請が各党に回っています。こ

れはきのうきょうの問題ではありませんが、しば

らく前の話であります。いま説明によりますとい

うと、せめて五十五年度は二百三十六名ぐらいふ

えなければとも在外公館は活動がおぼつかない

という話であります。

今度の第四次の定員削減と関連をして、これが

の外交に関する定員をどういうふうに行管とし

ては進められるのか、まずその点をお聞きをして

おきたい。

○國務大臣(宇野宗佑君) 御承知のとおり、総定

員法が制定されましてから十年ばかりたつわけ

でございますが、これはこれとして非常に大きな私

は務めを果たしてきたのではないかと、かように

考えておりまするし、今日におきましても、やは

り国家公務員の勤務態度等々からいたしまして、

おきたい。

今までの経緯をお話申し上げますと、一応わ

が国外交が重大な局面を迎えておりますし、さ

らには一九八〇年代も、エネルギー大切だとか資

源大切だと、食糧も自給率低いとかいっぱいござりますから、私は外交といふものは、いま先生

仰せのとおり、もう内政である、それぐらいの気

持ちで外交をやはり見ていかなければならないと

存じておりますが、さような意味とは申しながら

も、やはりそうむちやくちやに要求どおりし得な

い状況にあるといふことも現実でございます。し

かしながら、一般的に考えますと、今日までの実

績では、外務省の定員は他の省庁のうち一番伸び

ております、二四%。おおむね総定員法制定以

來伸びておるわけでござります。せめてそうした

形においてわが国の外交を充実し、その機敏なる

活動をわれわれも期待いたしておりますので、今

回もひとつ、そういう情勢で厳しゅうはございま

しょうけれども、一応われわれといたしましては

完全な姿はとれません。しかしながら、今日まで

の実績を考えていただきまするならば、そういう

面におきまして十二分にこの面を検討いたしまし

て、ある程度やはりわが国のお新しい仕事をきびき

びとやつていただくためにも、その枠内でできる

だけ考えていきたいと、かように存じておる次第

であります。

○山崎昇君 何かわかつたようなわからないよう

な説明ですね。

私の聞いているのは、一局削減という方式をと

った、そのときにわれわれもこの場ですいぶん議

論しましたよ。詰めて詰めていったら、不合理だ

す。ちょうどそのときに、やはり行政改革とい

うが第一次だということを使つた。ところが全部

も

復活しちゃつて、一体あの一局削減といふのは何

うんです。そういう意味で言うならば、整合

性

が

ある程度なければ、日にちがたつたら元に戻

りたいから、もう少しく日本の外交にも力を

入れたいから、何とかわれわれの微表を察しても

らいたいという要請は私も聞いておる次第でござ

います。

申し上げまして、外務大臣を始めいろんな外務省

関係の方々から、もう少しく日本の外交にも力を

入れたいから、何とかわれわれの微表を察しても

らいたいという要請は私も聞いておる次第でござ

います。

復活して中南米局設置するわけでしよう。そういう

意味で言うならば、一体あれは何だったのかと

いふことが、どうも私ども胸にすつと落ちない

加えて定員が、総定員法できたときも私ども議論

しましたよ。しかし実際は何も減つてないで

す。何も減つてない。

そうして先ほど来外務省の説明聞きますと、私

も外地行つていろいろ見てみると、大体在

外公館が七名以下、五名以下といふ領事館

での大使館のときは、大使以下七名でしたね。こ

れで一体日本を代表しまして対外活動ができるか

と言つたらできないと言うのです。さればとい

つて、簡単にどこから配置転換で持つていける

かといつたら持つていけないですね、この外務省

の問題は。そういうこと等を考えますといふと、

私は、やっぱり行政機構といふのは慎重に扱わな

ければならぬではないんだろうか。そこへ、しば

らく前であります、外務省は五千名なげりや

面できなーんだと、こういうのを各党回つて、私

のところもえらいつぱな宣伝文もいましたよ

ね。いまもその話が出ました。とりあえず、何か

この問題点といふのはせつからくの機会でありま

すからやつぱり掘り下げておきたい、こういう氣

持つでいまあなたに聞いているわけです。

そこで、いま外務省はこの局をつくつても人は

わたりまして実施されてまいりましたので、明

年からは御承知の第五次定員の削減をいよいよ計

画として実施に移す段階を迎えたわけでございま

次官が論文を書いています。その一節を見ますと、こういう言葉になつてゐるんですね。「局を増設しても局長があふえるだけで金がかからないのにどうして反対するのか」という意見がある。しかし、その年度では課の増や人員増を伴わなくては、少し長い日でみれば、局があふえれば課があふえ、課があふえれば課長補佐や係長があふえる。また、一つの省での増設は他の省に波及し、結局じわじわと機構が肥大化し、人員増につながつてゆく」と、こう行政管理庁の専門家は言うわけですね。だから、この中南米局ができて、いまは確かにどこかの局次長減つたりなんかしてあえないかも知れない。しかし、これ月日たつたら必ずこの指摘のとおり私はあえていくんではないだろうか、こういう気持ちも反面持っています。したがつて、行管としてはそらにどういうふうに対処するのか、一局削減やつた結果がまた復活してきて、こういうものができればまたあえますよということを行管の責任者が言つてゐるわけですから、それなりにに対するあなたの見解もこの機会に聞いておきたいと思います。

○山崎昇君　そこで、行管の見解も聞きましたが、やっぱりいろいろ問題点を含んでおりますので、別の機会に私は行政機構でまた質問をしたいと思つてますが、本題の外務省に移りたいと思うんですが、本来なら外務大臣が御出席いただいておれば一九八〇年代に向けての外交方針等々私は聞きたいと思って準備をしていましたが、しかし、臨時代理だからどうという意味ではありませんが、それ専門でもいまのところないわけでありますから、大臣にそれをお聞きすることは少し私も遠慮をしておきたいという気持ちもあります。

そこで、ごく具体的に一、二点お聞きをしておきたいんですが、この北方領土の問題について、これは条約局長ですが、おいでになつてているのは――お聞きをしておきたいんですが、私のいま手元にありますのは、昭和十四年に北海道厅に千島調査所というのがありますて、当時設けられていました。そしてその所長を五年ほどやられた方が、これは二部作でありますが、「北方領土物語」というのを書かれました。私もこれを読ましていたのですが、これを読みますと、なぜ北方領土なんぞというあいまいな言葉を使つんだらうか、この意味がわからないというのがまず第一点です。それから、第一点は、国後、択捉、色丹、この三島は千島国と言つて南千島と呼ばれておつた。しかし、それが色丹だけこの南千島から外されたのはどういうわけなんだろうか。これが第二の、たくさんありますが、指摘事項になつております。第三は、昭和三十九年六月十七日、欧東会第一八三一号「国後、択捉両島の名称について」という外務事務次官の通達が自治省の事務次官に出されておる。これによりますと、「北方領土問題に関連して、国後、択捉両島を指すものとして「南千島」という用語が使用されている場合が散見されるところ、このようなことは下記の理由から一切避けることが適当であり、また、地図等における表示においても、国後、択捉両島（止む

を得ない場合を除き漢字表示とする)が千島列島とは明確に区別されて表示されていることが望ましいので、関係機関に対してもかかるべく御指導方御配慮を煩わしたい。」そして、「記」として「わが国は、サンフランシスコ平和条約によって「Kurile Islands」(日本語訳「千島列島」)を放棄したが、わが国固有の領土である国後・択捉両島は、同条約で放棄した「Kurile Islands」の範囲の中には含まれていないとの立場をとっている。上記立場からして、国後・択捉両島を「南千島」と呼ぶことは、これら両島があたかもサンフランシスコ条約によりわが国の放棄した「Kurile Islands」の一部であるかのとき印象を与え、無用の誤解を招くおそれがあり、北方領土問題に関するわが方の立場上好しくない。」こういう通達が出されている。このときから何か色丹島が千島から外された、こういうふうにこの人は理解をしているようあります。そして、御存じのとおり千島は、南千島もひとつくるめまして、樺太千島交換条約で北千島が日本に入ってくる。入ってくると同時に、これは千島国という行政区域内に入れて今日までやつてきている。だから、厳然として千島列島といふことになれば、北千島も南千島も全部入るのではなかいか、こういう見解が示されておるわけです。したがって、もし返還要求するとすれば、全部返還要求するのがたてまえではないかという趣旨のようあります。

そして、さらに統いて、北方領土の定義について政府の統一見解を聞くということで、北海道厅の総務部長から外務省にまた照会をしておるんですね。これは昭和四十三年五月七日です。外務省の欧亜局長から回答が出されています。欧東第二六三七号。これによりますと、「一般に北方領土という語が使われる場合には、広義の北方領土と狭義の北方領土がある。」広義の北方領土とは「わが国固有の領土としてソ連邦にその返還を要求している地域(国後島・択捉島)」「2、日ソ共同宣言第九項において、ソ連邦が日ソ平和条約締結後にわが国に引き渡すことに同意した地域

(歯舞群島・色丹島)」――3、わが国がサンフランシスコ平和条約第二条(1)において放棄し、その帰属が未決定の地域(千島列島・南樺太)」「狭義の北方領土は、前記1及び2のみをさすものと解する。」さらなっている。通常北方領土返還運動ということになると、あなた方は狭義の北方領土というのを指すんだろうと思うんです。しかし、外務省の中には、北方領土ということになれば、広い意味と狭い意味とある。ただ、いまのところは狭い意味だけとっているけれども、広い意味をもしどつたとするならば、北方領土の返還といいうのは単なる国後、択捉や色丹や歯舞だけには限らない、こうなってくるんではないのでしょうか。これは、私はやっぱり事実問題として自分も理解をしておきたいからいまお聞きをしているんですが、外務省のひとつ見解を聞いておきたい。

○國務大臣(正示啓次郎君) 山崎委員の御質問に後で条約局長から詳しく事実に即してお答えを申し上げますが、北方領土については終戦のときのいきさつ、これはたしかソ連軍が大変初めはまゆうちよしておったようですが、アメリカの動きを見てだんだんと日本の固有領土にも進駐してきた事実があるわけでございます。それから、サンフランシスコ平和条約のときのいろいろの議論、そういうものを踏まえまして北方四島、これをいまいわゆる北方領土として返還運動を進めておるとを一応われわれの立場として申し上げておきたいと思います。

いろいろ過去のいきさつ等については、外務省の方で条約の根柢その他で考えもあるうと思いますので、それらの点については条約局長からひとつ事実に即してお答えを申し上げます。

○政府委員(伊達宗起君) ただいま山崎委員から北方領土につきましていろいろな四、五点問題点を含みました御質問があつたわけでございますので、第二番目の質問にお答えいたしたいと思うわ

六

けでございます。

国後、択捉、色丹島をも南千島という呼称において言っていたことがあるのではないかと、これは私は、実はここに資料がいま手元にございませんので詳しくお答え申すわけにはいきませんけれども、このいわゆる国後、択捉、色丹、歯舞島の国内における行政区画に関しては、当初から一定していたわけではございませんで、郡部に、北海道の一部とみなされて色丹島あるいは歯舞島が北海道の一部といふ行政区画の中に入っていた時代もございます。したがいまして、これは国内の行政区画の区分といふものの変更によりまして、それぞれそのときに南千島と呼ばれておったときに色丹が入っていったということもあるのではないかと思うわけでございます。しかし、これは後にもつながりますが、私どもが北方領土と言いますときには、特に領土の返還要求問題に関連しまして北方領土というふうに言われているのが大部分の場合でございまして、その場合には、先ほど先生がおっしゃいましたように、狭義における北方四島・普通四島と申しますが、実際上細かく勘定すれば四島ではございません。しかし、國後、択捉、歯舞、色丹というものを北方領土としてその返還要求というものをいたしていけるわけでございます。

一番最後の御質問に答えることになります

が、広義の四島と申します中には、たまたま申し

た狭義の四島のほかに、日本国がサンフランシス

コ平和条約第二条によりまして放棄いたしました

千島列島及び南樺太が含んでいるということです

ざいますけれども、それは領土返還要求の対象と

しては入っていないわけでございます。つまり、

わが国が放棄いたしました地域に関しては、

御承知のように平和条約第二条におきまして日本

国は放棄いたしたわけではございまして、その帰属

については日本国が決定する権限はないわけでございまして、連合国が決める事である。したがつて、これは放棄したものでございまして、日本

国としては何も申し上げることはない。ただし、

狭義の四島すなわち歯舞、色丹、国後、択捉に関して申しますと、広義の北方領土というようなものは現在のところ頭に置いておりません。普通北領土と申しましたときには、きょうの先生のおっしゃいました狭義の北方領土というものを考えているわけでございます。

第三番目の御質問を抜かしてしまいましたけれ

ども、昭和三十九年六月に、国後、択捉の名称に

ついて外務省の方から南千島という呼称を避けた

方がよいというお話をあつたわけでございますけ

れども、それはただいま御質問にお答え申し上げましたところで尽きておると思うのでございます。

が、平和条約の締結の際にいろいろ議論が行われました。それは、第二条におきまして放棄した千

島列島の範囲というは何であるかということに

つきまして議論が行われたわけでございます。先

生も御承知だと思いますが、当時の平和条約審議

の国会におきましても、北千島は当然のことながら

南千島を含むのか含まないのかというような議

論がございまして、わが国の立場といたしまして

は、平和条約第二条において放棄しました千島列

島の中にはわが国の固有の領土である国後、択捉

は含んでいないのだという立場でございますの

で、千島という言葉は千島列島等の関連におきま

して非常に、千島列島と言いますといわゆる南千

島も含まれているのではないかという議論が生じ

ますので、その点を明確にいたしますために、わ

南千島であつて、いま歯舞、色丹という言ひ方で

が国固有の領土である部分につきましては南千島

という俗称と申しますが、そういうものは避けて

島から色丹を根室国から分離をして千島国に入れ

たというんです。だから、色丹と択捉と国後は

南千島であつて、いま歯舞、色丹という言ひ方で

も継続できる計画であると、このように語られるが、もしれませんけれども、しかしながら、今回の場合は中南米局の新設ではなくして、過去中南米移住局、昭和四十年に設置された移住局として存在ををしておったものを、佐藤内閣の一省一局削減という行政改革によって廃止されたものを今回復活させようというものである以上、この提案理由の説明だけでは中南米局の復活の理由には乏しいと 思います。今回、行政改革の必要性は佐藤内閣時代以上に厳しさを増していると認識をしているわけでございますが、そのために現に政府はこの中南米局復活の見返りとして文化事業部、大阪連絡事務所等の四つのスクランプの犠牲を払わしめていることを承知をしておりますけれども、なぜ回これほどの犠牲を払ってまで中南米局を復活せしめようとしたのか、詳しく説明をしていただきたいと思います。

なお、詳しいことは政府委員からお答えを申し上げます。

○政府委員(山崎敏夫君)　ただいま大臣から御説明のありましたとおりでございまして、当時中南米移住局というものを廃止することにつきましてはわれわれとしても非常に断腸の思いでございましたが、各省一律一局削減だということで、やむを得ず削減いたしたわけでございます。その後、移住関係につきましては、領事移住部というもののが設けられましてそちらへ吸収し、そこで全般的な移住行政をいたしておりまして、この点は非常にうまく機能しておるわけでございます。ただ、中南米地域は提案理由にも申し上げましたようにますます重要な地域になつてきております。そしてまたアメリカ、北米とは伝統的に文化的にも違う地域でございまして、これはやっぱり一つの地域としてとらえる必要性はますます増大しておりますわけでございます。また非常に端的に申しまして、わが国が中南米地域を重視しているんだといふことを幾ら言いましても、相手国から見ればそれがなぜ中南米局をつくらないんだと、なぜ過去つぶしてあのままにしておくんだと、こういう議論が出てまいりまして、それに対してもわれわれとしては返す言葉もないというのが実情でございまして、中南米地域を重視するならばまず中南米局をつくるべきだという議論が非常に中南米諸国の国からありますて、また在京の中南米大使は、この局がなかなかできないことに業を煮やして、国会議員の方々にも直接陳情申し上げるというようなことまであったようでございまして、われわれとしても日本の中南米外交を強化するためにはどうしてもこの局が必要である。ただ、いまの時勢でござりますので、やはり行政機構簡素化の見地からかかるべき代償を出せという政府の御方針に従いまして、非常に多くの犠牲ではございますが、一二、三の機構を簡素化して中南米局をつ

○和泉照熙君 やはりそこらあたりに外務省の腰の弱さといいますかね、必要なものを幾らそういふふうに決められたとしても、こういうようなふうに削減をしてすぐ復活運動がずっと続いて七年目にやつと実現するというような、そんな重要なものをなぜ削ったかと、なぜ削ろうとしたかといふところにも非常に問題があつて、これは後から行政官の方にも言おうと思つておりますけれども、そういう問題があらうかと思います。

歴代の内閣総理大臣の中にも南米の訪問をされた方もいらっしゃいますし、また本年におけるアルゼンチンの大統領の訪日ということもございまして、両国間の首脳の相互の訪問ということで非常に緊密な外交の展開ということがされておると、いうこと、また重要性もわかるわけでございまけれども、最近における中南米諸国とのこういうような具体的な事例、貿易の実態、経済協力、民間の投資の実情、こういうことについて詳しくお述べいただきたいと思います。

○説明員(色摩力夫君) お答えいたします。

先生一番初めに御指摘になりました要人の交流でございますが、過去数年の実績を申し上げますところになります。わが国の要人の中南米諸国に対する訪問につきましては、一九七四年田中総理がブラジル及びメキシコを訪問しております。一九七八年福田副総理がブラジル及びペネズエラを訪問しております。一九七六年には三笠宮・同妃殿下がメキシコを訪問していらっしゃいます。一九七八年には皇太子及び同妃殿下がブラジル及びパラグアイを訪問しておられます。そのほか同年村山大蔵大臣メキシコ訪問、櫻内建設大臣ブラジル及びメキシコ訪問、稻村總理府総務長官ブラジル訪問の事例がございます。また、中南米諸国からわが国に対する関係各国の要人の訪問といったしましては、枚挙にいとまがないわけですが、さいますが、若干の例を申し上げますと、一九七六年ブラジルよりガイゼル大統領が國賓で訪問さ

れ副首相、首相、外相級の方が訪問されておりま  
す。また、一九七七年にはペナマ、グアテマラよ  
り、ペナマは副大統領、グアテマラは当時外相が  
訪問されています。一九七八年におきましては  
メキシコからロペス・ポルティーリョ大統領が國  
賓として訪問されています。本年にあります  
は、最近のこととでございますが、アルゼンチンの  
大統領が國賓として訪問されております。また、  
中南米諸国及びアメリカを加盟國とする米州機構  
の事務長官が公式に訪問しております。これが彼  
我双方の要人の交流の事実関係でございます。  
次の先生の御質問は、わが國と中南米諸国との  
間の経済関係の現状いかんということが理解い  
たしましたが、若干の数字を申し上げますと、ま  
ず貿易関係といたしましては、大体わが國の全体  
の貿易から見まして中南米はどのぐらいのシェア  
を占めるかという見地から申し上げますと、各年  
大体異動がございますが、たとえば一九七八年の  
統計の数字で申し上げますと、輸出においては六  
・八%、輸入においては三・八%、いずれもわが  
國から見た数字でございます。シェアとしては必  
ずしも大きい数字とはいまだ言えない現状でござ  
いますが、絶対額では年々着実に増加しております  
す。たとえば一九七八年、輸出は大体六十六億ド  
ルでございます、輸入が三十億若干と、そういう  
関係になつております。また貿易のパターンとい  
たしましては、わが国は恒常的な出超といつしまし  
ては、典型的な相互補完貿易と申しましようか、  
わが国が工業製品を中南米諸国へ輸出し、中南米  
諸国からはわが国は一次産品、たとえば銅、鉄鉱  
石、亜鉛、その他そういう鉱山物あるいは食糧  
品、そういうものを輸入していると、そういう姿  
になつております。

中南米投資という見地から見ますと、世界各国地域と比較いたしましてかなり投資先としては重要な地位を占めております。現在、アジア北米地域に統いて第三位にあるということができます。

また経済協力といしましては、たとえば資金協力については大分前からいろいろな事例がござりますが、いわば政策的に、つまり対中南米に資金協力という形で政策的に金が流れるようになつたのは一九七〇年代の初めでございまして、大体七年、七二年にペルーに三件の円借款を突破口といたしまして、毎年中南米諸国、主要なわが国にとって重要度の高い、またニードの高い、そういう国へ毎年何件かの実績がござります。

○和泉照雄君 今回の措置内容を見ても、局長一の新設のみで、定員とか規模、予算的には何らの増強を見ていないわけでございますが、果たしてこれで中南米諸国との外交政策の強力展開と言えるのか、疑問とせざるを得ないわけでござります。

この点について、去る八十七国会衆議院内閣委員会での本法案の審査の際、前園田外務大臣は、その趣旨の質問に答えて「予算も変わらぬ、人間も変わらぬ、名前が変わるだけじゃないか」、「私は、先生の御指摘は、まさに当たつておると言わざるを得ません」と、このように答弁をしております。それからまた、「アジア局次長、大阪事務所の問題はごまかしやないか」「答弁すれば弁解になるだけありますが、「これは中南米局をつくりたい一心のために出てきた矛盾でございます」と、大臣自身率直にかぶとを脱いでいるのは事実でございます。

ともあれ、今回の法案は外務省の中南米局をつくりたい一心のための措置と理解をして、次にそのために出でてきた矛盾の方に質問の矢を向けてみたいと思います。

今回の中南米局の設置は、各省庁の部局の増設は認めない、法人の新設は行わないとの内閣の昭和五十四年度の予算の編成方針にもかかわらず、この特例的な例外としてやつと認められたものと

了解をしております。そのためスクラップ・アンド・ビルトの適用も特に厳しく、一ビルトのため四スクラップという条件をのまされております。そのため、中南米局長ボストのために文化事業部、大阪連絡事務所、アジア局次長、それに政令職たる大臣官房審議官の四つの廃止という事態に至っております。

端的に言つて、文化事業部の廃止は、文化時代ということを内閣の表看板として施政方針演説等においては必ずこのことに触れておられる大平内閣において、果たして総理の指導性が發揮されているのかどうか疑わざるを得ない事象でござります。軍事力を持たない日本においては、これらますます文化外交が経済外交と並んで車の両輪としてプロモーターにならなければならないことは自明の理であります。福田前総理も外交における文化交流の必要性を強調されましたが、国際交流基金もこのような趣旨のもとに各方面に協力が呼びかけられ、発足を見たのもつい数年前のことではございませんか。衆議院内閣委員会における答弁でも、文化事業部の廃止は文化外交推進には悪影響を及ぼさないよう今後努力する旨の答弁を行つておられます。外務省当局は今回の文化事業部の廃止の波及効果についてどのように考えているのか、この際伺つておきたいと思います。

さらにまた、この際諸外国との文化交流、文化外交の現状について御説明をお願いをいたしました。同様のことはアジア局次長、大阪連絡事務所の廃止についても言えると思います。アジア外交の重視をうたつて大平内閣のものと果たして妥当と言えるのか。次長の廃止の条件というのであるれば、経済局次長の廃止といふことも考えられるのではないか。大阪連絡事務所もともと大坂府知事以下、現地各界の強い要請で設けられたもので、現在でもその存在が国民の立場から大いに重宝がられているというのがその実情のようではあります。そういうものを儀性にして中南米文化関係は大綱のみを掌握しまして、他は文化事業部などに実務をやらせる。情報文化局長は主として情報関係をやっておるわけでございます。ただ、今回中南米局設置に伴いまして代償が必要であるということで文化事業部をやむを得ず廃止するこ

いことでございますが、この点をどのように考えておられるのか、御説明をお願いいたします。

○國務大臣(正示啓次郎君) 和泉委員から適切ないろいろな御質問がありまして、詳しいことは政府委員が申し上げますが、基本的な考え方方は園田前外務大臣が申しておるよう、いわば皮を切らせて肉を切るとでも言いましょうか、大変な犠牲を払つてとにかく中南米局をつくる、この要請の非常な深刻な問題であることを物語つております。さらに、その代償としていろいろお挙げになりましたが、たとえば文化の問題につきましては、情報文化局といふものは厳然として残るわけでもございまして、その中の文化部、これも本當は残していくだけば一番よいのでござりますけれども、行政管理庁の立場、政府全体の立場で機構の縮小、膨張を抑える、あるいは人員の増加を抑えているところになりますと、やはり一律の物差しで抑え込まざるを得ないという立場もあるわけですが、ございまして、それに対し非常に無理な犠牲を払いつつ、なお中南米局をつくりたいという要請にこたえた次第でございまして、大阪連絡事務所等についてもわれわれも十分伺つておるんですけどございまして、それにはそれ相応の対応もいたしたいと詳しいことは、事務に詳しい政府委員から一応お答えを申し上げます。

○政府委員(山崎誠夫君) ただいま大臣から御答弁していただいたとおりでございますが、いま御指摘のありました点につきましてさらだちょっと詳しくお話し申上げたいと思います。

最初の文化事業部の廃止でございますが、この文化事業部とは、もともと情報文化局の中の文化事業部でございまして、文化事業部がああります体制のもとにおきましては、情報文化局長はまあ文化事業部は大綱のみを掌握しまして、他は文化事業部長に実務をやらせる。情報文化局長は主として接遇の事務もございます。国公賓はたいてい関西地区的に参りますので、その関係の仕事もいたしてあります。さらに一般の方々の利便のために、外國へ渡航される方とかあるいは日本の商社の方々

が外国公館に提出される文書についての証明事務もございまして、和泉委員御指摘のとおり大変重宝がられておるのでございます。したがいまして、われわれとしましてはこれを廃止することについて非常に慎重に検討したのであります。しかしながら、ことに一般的な御利便の問題もござりますので、何にも人がいらないというわけにはいかないということを述べておる次第でございます。

○和泉照雄君 次は、行管厅来ておられますか。——いろいろ答弁がありましたが、非常に厳しい条件のもとでやつと中南米局の設置を認めるということになつたわけでござりますけれども、こういうふうな決断を下されたのは金井前行管長官の時代のことと思ひますが、それを引き継がれて、また現在第二次大平内閣のもとで綱紀の肅正、行政改革の新しい展開に腐心されている行管厅に対しても尋ねをしますけれども、スクラップ・アンド・ビルトの原則の一律適用のもたらす、先ほどいろいろの答弁がありましたそのような弊害、悪影響といふものについてどのようにお考えになつておるか。特に申し上げたいことは、必要なものをこのように削減をしたということですぐ復活要求が出て、長い間そういう運動が続けれれてやつと認められたということは、行政改革というただ何でもかんでも数をそろえればよいといふそういうふうなことにはならないと思うのですが、そこらあたりについてどのようなことをお考えになつておるのか、お答え願いたいと思います。

○政府委員(加地夏雄君) ただいま先生御指摘のように、財政再建を中心いたしまして行財政をめぐる環境が非常に厳しいもののがございます。御案内のように、一昨年の十二月に第一次の行政改革計画をまとめましたけれども、さらに引き続き

まして現在政府部内におきまして行政改革の懸命の努力をやつておるような状況でございます。

ところで、直接の御質問の問題でございますが、こういった行政改革の問題とは別に、ここ数年来政府部内におきましては行政改革とあわせまして、毎年の各省の要求に対する審査・査定とい

う段階でいわゆるスクラップ・アンド・ビルトということをやつてまいりております。この考え方には、申し上げるまでもございませんけれども、やはり行政機関なり行政事務というものは簡素にして統一的なものでなくてはいけないと、こういう国民サードの御要請があるわけでありまして、そういう趣旨にのっとりまして極力行政機関全般にわたりましてその膨張を抑制しなきゃいけないと、こういうことがあるわけでございます。御承知のように、昨年の予算の編成の際には、中南米局の要求の関連で先ほどからある御説明もございました。ような経過をたどりまして中南米局の新設を政府として決めたわけでございますが、私どもはそういった機関の膨張を抑制するという観点から実はスクラップ・アンド・ビルトをお願いしてまいつておるわけでございまして、今回の場合で申し上げれば、確かに文化事業部ほか四つのポストの削減をお願いしたわけでございます。外務省にとっても相当厳しい負担であったことは重々存じておりますけれども、いま申し上げたような趣旨で政

府部内に相談をしてまとめてまいつたわけでございまして、外務省の方からいろいろこれに対する御努力をしていただくという話が出ておりますけれども、さうような形で仕事全体が組織の改廃にかかる円滑に運営されていくようになりますけれども、いかとか、あるいは不合理ではないかと、こういふ御指摘ですが、私どもはそういった御批判があることは重々承知をいたしております。もちろん先生のおっしゃるより、行政改革を進める場合の一つの手法としましては、やはり個別の事務とか事業とかあるいは行政組織に当たりまして、そういうものが時代の要請に十分マッチしておるかどうかと、あるいは内外環境の変化に十分対応しておるかどうか、こういった個別の見直しをやりまして、その結果に基づきまして整

さりやつてせい肉を切ることが本当の意味の行政改革ではないかと、必要なものはどんなことがあると残すという、そういうような決断をされたことが行管としても必要ではないかと、こういう立場で質問したわけでございまして、やはり財政再建という大きな命題のもとに非常に苦慮されておるということは私たちもよくわかります。しかし、やはりそこで感ずることは、スクラップ・アンド・ビルトということの一律適用を、やはり大臣クラスでいろいろお話し合いになって、それを具体化するということじやなくて、今までのやり方というのは上から下へと下におろしてしまつて、そして横の方にそれを平面化・公平化するようなかつこうにしておったところにこういうよう

な弊害が出てきたんじゃないか、こういうよう

に思われてならないわけです。やはりそこは大臣、政治家の決断力が非常に要請をされるところと思お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(加地夏雄君) ただいま先生御指摘のように、一律方式といふのはいかにも無策ではないけれども、いま申し上げたような反省を踏まえて、行管厅としてはやはりこういう反省を踏まえて、いろいろ方針は出でるようございますけれども、どのような取り組みをされるおつもりか、

さりやつてせい肉を切ることが本当の意味の行政改革ではないかと、必要なものはどんなことがあると残すという、そういうような決断をされたことが行管としても必要ではないかと、こういう立場で質問したわけでございまして、それが、こういった行政改革の問題とは別に、ここ数年来政府部内におきましては行政改革とあわせまして、毎年の各省の要求に対する審査・査定とい

う段階でいわゆるスクラップ・アンド・ビルトということをやつてまいりております。この考え方には、申し上げるまでもございませんけれども、やはり行政機関なり行政事務というものは簡素にして統一的なものでなくてはいけないと、こういう国民サードの御要請があるわけでありまして、そういう趣旨にのっとりまして極力行政機関全般にわたりましてその膨張を抑制しなきゃいけないと、こういうことがあるわけでございます。御承知のように、昨年の予算の編成の際には、中南米局の要求の関連で先ほどからある御説明もございました。のような経過をたどりまして中南米局の新設を政府として決めたわけでございますが、私どもはそういった機関の膨張を抑制するという観点から実はスクラップ・アンド・ビルトをお願いしてまいつておるわけでございまして、今回の場合で申し上げれば、確かに文化事業部ほか四つのポストの削減をお願いしたわけでございます。外務省にとっても相当厳しい負担であったことは重々存じておりますけれども、いま申し上げたような趣旨で政

府部内に相談をしてまとめてまいつたわけでございまして、外務省の方からいろいろこれに対する御努力をしていただくという話が出ておりますけれども、いかとか、あるいは不合理ではないかと、こういふ御指摘ですが、私どもはそういった御批判があることは重々承知をいたしております。もちろん先生のおっしゃるより、行政改革を進める場合の一つの手法としましては、やはり個別の事務とか事業とかあるいは行政組織に当たりまして、そういうものが時代の要請に十分マッチしておるかどうかと、あるいは内外環境の変化に十分対応しておるかどうか、こういった個別の見直しをやりまして、その結果に基づきまして整

さりやつてせい肉を切ることが本当の意味の行政改革ではないかと、必要なものはどんなことがあると残すという、そういうような決断をされたことが行管としても必要ではないかと、こういう立場で質問したわけでございまして、やはり財政再建という大きな命題のもとに非常に苦慮されておるということは私たちもよくわかります。しかし、やはりそこで感ずることは、スクラップ・アンド・ビルトということの一律適用を、やはり大臣クラスでいろいろお話し合いになって、それを具体化するということじやなくて、今までのやり方というのは上から下へと下におろしてしまつて、そして横の方にそれを平面化・公平化するようなかつこうにしておったところにこういうよう

な弊害が出てきたんじゃないか、こういうよう

に思われてならないわけです。やはりそこは大臣、政治家の決断力が非常に要請をされるところと思お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(加地夏雄君) ただいま先生御指摘のように、一律方式といふのはいかにも無策ではないけれども、いま申し上げたような反省を踏まえて、行管厅としてはやはりこういう反省を踏まえて、いろいろ方針は出でるようございますけれども、どのような取り組みをされるおつもりか、

さりやつてせい肉を切ることが本当の意味の行政改革ではないかと、必要なものはどんなことがあると残すという、そういうような決断をされたことが行管としても必要ではないかと、こういう立場で質問したわけでございまして、それが、こういった行政改革の問題とは別に、ここ数年来政府部内におきましては行政改革とあわせまして、毎年の各省の要求に対する審査・査定とい

う段階でいわゆるスクラップ・アンド・ビルトということをやつてまいりております。この考え方には、申し上げるまでもございませんけれども、やはり行政機関なり行政事務というものは簡素にして統一的なものでなくてはいけないと、こういう国民サードの御要請があるわけでありまして、そういう趣旨にのっとりまして極力行政機関全般にわたりましてその膨張を抑制しなきゃいけないと、こういうことがあるわけでございます。御承知のように、昨年の予算の編成の際には、中南米局の要求の関連で先ほどからある御説明もございました。のような経過をたどりまして中南米局の新設を政府として決めたわけでございますが、私どもはそういった機関の膨張を抑制するという観点から実はスクラップ・アンド・ビルトをお願いしてまいつておるわけでございまして、今回の場合で申し上げれば、確かに文化事業部ほか四つのポストの削減をお願いしたわけでございます。外務省にとっても相当厳しい負担であったことは重々存じておりますけれども、いま申し上げたような趣旨で政

府部内に相談をしてまとめてまいつたわけでございまして、外務省の方からいろいろこれに対する御努力をしていただくという話が出ておりますけれども、いかとか、あるいは不合理ではないかと、こういふ御指摘ですが、私どもはそういった御批判があることは重々承知をいたしております。もちろん先生のおっしゃるより、行政改革を進める場合の一つの手法としましては、やはり個別の事務とか事業とかあるいは行政組織に当たりまして、そういうものが時代の要請に十分マッチしておるかどうかと、あるいは内外環境の変化に十分対応しておるかどうか、こういった個別の見直しをやりまして、その結果に基づきまして整

さりやつてせい肉を切ることが本当の意味の行政改革ではないかと、必要なものはどんなことがあると残すという、そういうような決断をされたことが行管としても必要ではないかと、こういう立場で質問したわけでございまして、それが、こういった行政改革の問題とは別に、ここ数年来政府部内におきましては行政改革とあわせまして、毎年の各省の要求に対する審査・査定とい

う段階でいわゆるスクラップ・アンド・ビルトということをやつてまいりております。この考え方には、申し上げるまでもございませんけれども、やはり行政機関なり行政事務というものは簡素にして統一的なものでなくてはいけないと、こういう国民サードの御要請があるわけでありまして、そういう趣旨にのっとりまして極力行政機関全般にわたりましてその膨張を抑制しなきゃいけないと、こういうことがあるわけでございます。御承知のように、昨年の予算の編成の際には、中南米局の要求の関連で先ほどからある御説明もございました。のような経過をたどりまして中南米局の新設を政府として決めたわけでございますが、私どもはそういった機関の膨張を抑制するという観点から実はスクラップ・アンド・ビルトをお願いしてまいつておるわけでございまして、今回の場合で申し上げれば、確かに文化事業部ほか四つのポストの削減をお願いしたわけでございます。外務省にとっても相当厳しい負担であったことは重々存じておりますけれども、いま申し上げたような趣旨で政

府部内に相談をしてまとめてまいつたわけでございまして、外務省の方からいろいろこれに対する御努力をしていただくという話が出ておりますけれども、いかとか、あるいは不合理ではないかと、こういふ御指摘ですが、私どもはそういった御批判があることは重々承知をいたしております。もちろん先生のおっしゃるより、行政改革を進める場合の一つの手法としましては、やはり個別の事務とか事業とかあるいは行政組織に当たりまして、そういうものが時代の要請に十分マッチしておるかどうかと、あるいは内外環境の変化に十分対応しておるかどうか、こういった個別の見直しをやりまして、その結果に基づきまして整

さりやつてせい肉を切ることが本当の意味の行政改革ではないかと、必要なものはどんなことがあると残すという、そういうような決断をされたことが行管としても必要ではないかと、こういう立場で質問したわけでございまして、それが、こういった行政改革の問題とは別に、ここ数年来政府部内におきましては行政改革とあわせまして、毎年の各省の要求に対する審査・査定とい

う段階でいわゆるスクラップ・アンド・ビルトということをやつてまいりております。この考え方には、申し上げるまでもございませんけれども、やはり行政機関なり行政事務というものは簡素にして統一的なものでなくてはいけないと、こういう国民サードの御要請があるわけでありまして、そういう趣旨にのっとりまして極力行政機関全般にわたりましてその膨張を抑制しなきゃいけないと、こういうことがあるわけでございます。御承知のように、昨年の予算の編成の際には、中南米局の要求の関連で先ほどからある御説明もございました。のような経過をたどりまして中南米局の新設を政府として決めたわけでございますが、私どもはそういった機関の膨張を抑制するという観点から実はスクラップ・アンド・ビルトをお願いしてまいつておるわけでございまして、今回の場合で申し上げれば、確かに文化事業部ほか四つのポストの削減をお願いしたわけでございます。外務省にとっても相当厳しい負担であったことは重々存じておりますけれども、いま申し上げたような趣旨で政

府部内に相談をしてまとめてまいつたわけでございまして、外務省の方からいろいろこれに対する御努力をしていただくという話が出ておりますけれども、いかとか、あるいは不合理ではないかと、こういふ御指摘ですが、私どもはそういった御批判があることは重々承知をいたしております。もちろん先生のおっしゃるより、行政改革を進める場合の一つの手法としましては、やはり個別の事務とか事業とかあるいは行政組織に当たりまして、そういうものが時代の要請に十分マッチしておるかどうかと、あるいは内外環境の変化に十分対応しておるかどうか、こういった個別の見直しをやりまして、その結果に基づきまして整

数の当直者、いろんな問題が判断できるような当直者が複数いるようことにいたしたいのでござりますが、ただ、この点は先ほどから申し上げておりますような定員の現状ではなかなかそれが実現できないというものが現状でございます。

先ほどの御指摘の韓国の朴大統領射殺事件のときの一報がおくれたのではないかという点でございますが、この点につきましては、もちろん後ほど韓国の問題についてはアジア局の参事官から答弁していただきますけれども、われわれとしても在外で情報をいかに早くキャッチするかといふことについていろいろ工夫をこらしておるわけでございます。これはもちろん自分たち自身が足で情報を集めるということも必要でございますが、まあなかなかそれぞれの国的事情で十分でない点もございますので、その点につきましては、その任国の当局とあだんから接触を重ねまして、大きな事件があつたときは知らしてもらうようになります。あるいはこちらから問い合わせをするのはその任国のマスコミとの連絡を密にして一報が速く入るようにするとか、あるいは友好国の外交官とこれもあだんのつき合いを通じて情報を知らしてもらうとかそういうふうなこと、あるいは日本の商社の方々もなかなかそれぞれの土地で御活躍でございますから、そういう方面とも御連絡を密にして情報交換が行い得るようにするとか、そういうことをやつておりますし、この体制はますます強化しなきやならぬと思っております。実は外務省も今回のこと一つの教訓にします。第一報がおくれたという点につきまして補足説明させていただきます。

○説明員(渡辺幸治君) 先般の朴大統領死亡事件の第一報がおくれたという点につきまして補足説明させていただきます。

十月二十六日、夜七時四十分ということがなってござりますけれども、発生いたしました朴大統領の死亡事件については、御案内とのおり韓国政府部内においても情勢の把握に手間取った面があ

つたようでございまして、二十六日の深夜から二十七日の未明にかけて閣議等が開催され、その結果については午前四時三十分ごろ韓国政府の文部省報部長官から一部韓国人記者に対して、朴大統領に事務がつて非常戒厳令が宣布されたといふことが明らかにされたということが発表されたのが最初でございます。

他方、先生御指摘のとおり、米国政府はこの第1軍司令部を設置しております。韓国政府において戒厳令を宣布するためには一部の軍隊を米韓連合軍司令部の指揮下から外す必要があつて、そのための事前通報があつたということをございます。その時期については二十七日早朝であつたと

○和泉照雄君 次は、外務省に中国東北地区の旧満州慰靈巡回団の派遣についてお尋ねしますが、

○和泉照雄君 特に旧満州関係者で組織しております

○和泉照雄君 特に旧満州関係者で組織してお

うに努力しているわけでございます。  
御指摘の、このたびの大平総理の訪中に当たつてこの問題をぜひ提起してほしいという関係者の方が々の御要望もございまして、中国側の協力を改めて機会をとらえて求められるというように承知しております。御案内のとおり、第一回の首脳会談が本日、中国時間で午後三時三十分に行われます。ま

であります大阪連絡事務所の廃止の件について初めにお伺いをいたします。  
現在この仕事量、具体的にどのくらい消化しておられるのか、初めてお尋ねします。大阪事務所の現在の仕事量です。

○政府委員(山崎敏夫君) 外務省の大阪連絡事務所は非常にいろいろな仕事をいたしております。

まず第一は関西地区的県庁との連絡でございます。それからさらに、関西地区には多くの外国公館が設けられておりまして、その公館との連絡をいたしております。それから、國公賓が多くの場合関西に参りますので、その接遇に当たつております。さらに最後に、これは一般の方々にとって非常に関係の多い仕事でございますが、外國へ渡航する方々あるいは日本の商社の方々が領事館等に提出される文書についての証明事務というものをいたしております。

○和泉照雄君 特に旧満州関係者で組織しております国際善隣協会、こういうところの関係団体で御承知のとおり中国東北地区には多くの同胞が倒れて永眠いたしておりますが、そこで昨日訪中した大平総理に対する旧満州引揚者による慰靈巡回派遺実現の期待は絶大なものがあるようあります。厚生省は慰靈巡回団派遣予算として五十四年度には約五十人分として七百万元を計上していると伝えられておりますが、中国との折衝の経過と結果はどうのになつてゐるのか、お尋ねをいたします。

○説明員(渡辺幸治君) 満州と申しますが、中国の東北地方への慰靈団の派遣の問題については、従来からわが国外務大臣、厚生大臣あるいは在中國大使等高いレベルで機会あるごとに中国側に申し入れを行つてまいつております。一方おいてこの問題はおなじ中國側の国民感情と申しますが、住民感情で機微な点があることが指摘されておりまし

て、中国側において地域住民との関係で可能な方

式で慰靈訪問団というようなものの実現を図るよ

うに努力しているわけでございます。

御指摘の、このたびの大平総理の訪中に当たつてこの問題をぜひ提起してほしいという関係者の

方が々の御要望もございまして、中国側の協力を改めて機会をとらえて求められるというように承知

しております。御案内のとおり、第一回の首脳会

談は昨日行われまして、第二回の首脳会談が本

日、中国時間で午後三時三十分に行われます。ま

であります大阪連絡事務所の廃止の件について初めにお伺いをいたします。

現在この仕事量、具体的にどのくらい消化しておられるのか、初めてお尋ねします。大阪事務所の現在の仕事量です。

○政府委員(山崎敏夫君) 外務省の大阪連絡事務

所は非常にいろいろな仕事をいたしております。

まず第一は関西地区的県庁との連絡でございま

す。それからさらに、関西地区には多くの外国公

館が設けられておりまして、その公館との連絡を

いたしております。それから、國公賓が多くの場合

関西に参りますので、その接遇に当たつております。さらに最後に、これは一般の方々にとって

非常に関係の多い仕事でございますが、外國へ渡

航する方々あるいは日本の商社の方々が領事館等

に提出される文書についての証明事務というものをいたしております。

○和泉照雄君 特に旧満州関係者で組織してお

ります。それからさらに、関西地区には多くの外国公

館が設けられておりまして、その公館との連絡を

いたしております。それから、國公賓が多くの場合

関西に参りますので、その接遇に当たつております。さらに最後に、これは一般の方々にとって

非常に関係の多い仕事でございますが、外國へ渡

航する方々あるいは日本の商社の方々が領事館等

に提出される文書についての証明事務というものをいたしております。

○和泉照雄君 特に旧満州関係者で組織してお

ります。それからさらに、関西地区には多くの外国公

館が設けられておりまして、その公館との連絡を

いたしております。それから、國公賓が多くの場合

関西に参りますので、その接遇に当たつております。さらに最後に、これは一般の方々にとって

非常に関係の多い仕事でございますが、外國へ渡

航する方々あるいは日本の商社の方々が領事館等

に提出される文書についての証明事務というものをいたしております。

○和泉照雄君 特に旧満州関係者で組織してお

ります。それからさらに、関西地区には多くの外国公

館が設けられておりまして、その公館との連絡を

いたしております。それから、國公賓が多くの場合

関西に参りますので、その接遇に当たつております。さらに最後に、これは一般の方々にとって

非常に関係の多い仕事でございますが、外國へ渡

航する方々あるいは日本の商社の方々が領事館等

に提出される文書についての証明事務というものをいたしております。

○和泉照雄君 特に旧満州関係者で組織してお

ります。それからさらに、関西地区には多くの外国公

館が設けられておりまして、その公館との連絡を

いたしております。それから、國公賓が多くの場合

関西に参りますので、その接遇に当たつております。さらに最後に、これは一般の方々にとって

非常に関係の多い仕事でございますが、外國へ渡

航する方々あるいは日本の商社の方々が領事館等

に提出される文書についての証明事務というものをいたしております。

○和泉照雄君 特に旧満州関係者で組織してお

ります。それからさらに、関西地区には多くの外国公

館が設けられておりまして、その公館との連絡を

いたしております。それから、國公賓が多くの場合

関西に参りますので、その接遇に当たつております。さらに最後に、これは一般の方々にとって

非常に関係の多い仕事でございますが、外國へ渡

航する方々あるいは日本の商社の方々が領事館等

に提出される文書についての証明事務というものをいたしております。

○和泉照雄君 特に旧満州関係者で組織してお

ります。それからさらに、関西地区には多くの外国公

館が設けられておりまして、その公館との連絡を

いたしております。それから、國公賓が多くの場合

関西に参りますので、その接遇に当たつております。さらに最後に、これは一般の方々にとって

非常に関係の多い仕事でございますが、外國へ渡

航する方々あるいは日本の商社の方々が領事館等

に提出される文書についての証明事務というものをいたしております。

○和泉照雄君 特に旧満州関係者で組織してお

ります。それからさらに、関西地区には多くの外国公

館が設けられておりまして、その公館との連絡を

いたしております。それから、國公賓が多くの場合

関西に参りますので、その接遇に当たつております。さらに最後に、これは一般の方々にとって

非常に関係の多い仕事でございますが、外國へ渡

航する方々あるいは日本の商社の方々が領事館等

に提出される文書についての証明事務というものをいたしております。

○和泉照雄君 特に旧満州関係者で組織してお

ります。それからさらに、関西地区には多くの外国公

館が設けられておりまして、その公館との連絡を

いたしております。それから、國公賓が多くの場合

関西に参りますので、その接遇に当たつております。さらに最後に、これは一般の方々にとって

非常に関係の多い仕事でございますが、外國へ渡

航する方々あるいは日本の商社の方々が領事館等

に提出される文書についての証明事務というものをいたしております。

○和泉照雄君 特に旧満州関係者で組織してお

ります。それからさらに、関西地区には多くの外国公

館が設けられておりまして、その公館との連絡を

いたしております。それから、國公賓が多くの場合

関西に参りますので、その接遇に当たつております。さらに最後に、これは一般の方々にとって

非常に関係の多い仕事でございますが、外國へ渡

航する方々あるいは日本の商社の方々が領事館等

に提出される文書についての証明事務というものをいたしております。

○和泉照雄君 特に旧満州関係者で組織してお

ります。それからさらに、関西地区には多くの外国公

館が設けられておりまして、その公館との連絡を

いたしております。それから、國公賓が多くの場合

関西に参りますので、その接遇に当たつております。さらに最後に、これは一般の方々にとって

非常に関係の多い仕事でございますが、外國へ渡

航する方々あるいは日本の商社の方々が領事館等

に提出される文書についての証明事務というものをいたしております。

○和泉照雄君 特に旧満州関係者で組織してお

ります。それからさらに、関西地区には多くの外国公

館が設けられておりまして、その公館との連絡を

いたしております。それから、國公賓が多くの場合

関西に参りますので、その接遇に当たつております。さらに最後に、これは一般の方々にとって

非常に関係の多い仕事でございますが、外國へ渡

航する方々あるいは日本の商社の方々が領事館等

に提出される文書についての証明事務というものをいたしております。

○和泉照雄君 特に旧満州関係者で組織してお

ります。それからさらに、関西地区には多くの外国公

館が設けられておりまして、その公館との連絡を

いたしております。それから、國公賓が多くの場合

関西に参りますので、その接遇に当たつております。さらに最後に、これは一般の方々にとって

非常に関係の多い仕事でございますが、外國へ渡

航する方々あるいは日本の商社の方々が領事館等

に提出される文書についての証明事務というものをいたしております。

○和泉照雄君 特に旧満州関係者で組織してお

ります。それからさらに、関西地区には多くの外国公

館が設けられておりまして、その公館との連絡を

いたしております。それから、國公賓が多くの場合

関西に参りますので、その接遇に当たつております。さらに最後に、これは一般の方々にとって

非常に関係の多い仕事でございますが、外國へ渡

航する方々あるいは日本の商社の方々が領事館等

に提出される文書についての証明事務というものをいたしております。

○和泉照雄君 特に旧満州関係者で組織してお

ります。それからさらに、関西地区には多くの外国公

館が設けられておりまして、その公館との連絡を

いたしております。それから、國公賓が多くの場合

関西に参りますので、その接遇に当たつております。さらに最後に、これは一般の方々にとって

非常に関係の多い仕事でございますが、外國へ渡

航する方々あるいは日本の商社の方々が領事館等

に提出される文書についての証明事務というものをいたしております。

○和泉照雄君 特に旧満州関係者で組織してお

ります。それからさらに、関西地区には多くの外国公

館が設けられておりまして、その公館との連絡を

いたしております。それから、國公賓が多くの場合

関西に参りますので、その接遇に当たつております。さらに最後に、これは一般の方々にとって

非常に関係の多い仕事でございますが、外國へ渡

航する方々あるいは日本の商社の方々が領事館等

に提出される文書についての証明事務というものをいたしております。

○和泉照雄君 特に旧満州関係者で組織してお

ります。それからさらに、関西地区には多くの外国公

館が設けられておりまして、その公館との連絡を

いたしております。それから、國公賓が多くの場合

関西に参りますので、その接遇に当たつております。さらに最後に、これは一般の方々にとって

非常に関係の多い仕事でございますが、外國へ渡

航する方々あるいは日本の商社の方々が領事館等

に提出される文書についての証明事務というものをいたしております。

○和泉照雄君 特に旧満州関係者で組織してお

ります。それからさらに、関西地区には多くの外国公

館が設けられておりまして、その公館との連絡を

いたしております。それから、國公賓が多くの場合

関西に参りますので、その接遇に当たつております。さらに最後に、これは一般の方々にとって

非常に関係の多い仕事でございますが、外國へ渡

航する方々あるいは日本の商社の方々が領事館等

に提出される文書についての証明事務というものをいたしております。

○和泉照雄君 特に旧満州関係者で組織してお

ります。それからさらに、関西地区には多くの外国公

館が設けられておりまして、その公館との連絡を

いたしております。それから、國公賓が多くの場合

関西に参りますので、その接遇に当たつております。さらに最後に、これは一般の方々にとって

非常に関係の多い仕事でございますが、外國へ渡

航する方々あるいは日本の商社の方々が領事館等

に提出される文書についての証明事務というものをいたしております。

○和泉照雄君 特に旧満州関係者で組織してお

ります。それからさらに、関西地区には多くの外国公

館が設けられておりまして、その公館との連絡を

いたしております。それから、國公賓が多くの場合

関西に参りますので、その接遇に当たつております。さらに最後に、これは一般の方々にとって

非常に関係の多い仕事でございますが、外國へ渡

航する方々あるいは日本の商社の方々が領事館等

に提出される文書についての証明事務というものをいたしております。

○和泉照雄君 特に旧満州関係者で組織してお

ります。それからさらに、関西地区には多くの外国公

館が設けられておりまして、その公館との連絡を

いたしております。それから、國公賓が多くの場合

関西に参りますので、その接遇に当たつております。さらに最後に、これは一般の方々にとって

非常に関係の多い仕事でございますが、外國へ渡

航する方々あるいは日本の商社の方々が領事館等

に提出される文書についての証明事務というものをいたしております。

&lt;p

す。

二点目ですけれども、今回の設置法の改正の主要な一つの柱であります中南米局の設置の問題で、これはひとつ大臣にお尋ねをしたいんです  
が、この中南米外交の問題の一つとして先般前外

務大臣の園田さんがチリの軍事独裁政権のヒューチ  
エトを日本に招待したということがございます。  
御承知のようにこの軍事独裁政権は、選挙で成立  
したアジェンデ政権を武力で倒すと、そういう軍  
事政権であると同時に、引き続きチリの国民に對  
して人権侵害を行つてゐるということで国際的な  
問題にもなつてゐるそういう政権の代表者である  
わけですけれども、ごく最近も、これは朝日の記  
事ですけれども、十二月一日にアメリカでの「七  
六年にワシントンでオルランド・レテリエル元チ  
リ外相が爆殺された事件で、ナリ政権が犯人三人  
の引き渡しを拒否した報復として」の報復措置  
を行つたということが報道されております。こう  
した人物を日本が招待するなどといふことはある  
まじきことだと私は考えておりますけれども、こ  
の具体的な日程などの計画がおありなのかどう  
か、その辺をまずお尋ねをいたします。

○國務大臣(正示啓次郎君) 前外相の園田さんが  
先般中南米諸国を歴訪しました際に、わが方は訪  
問三カ国の大統領あるいは外務大臣に対しまして  
儀礼上訪日招待を行つたのであります。

〔理事事林道君退席、委員長着席〕

そういう一連の外交儀礼上の配慮から、御指摘のピノチャト大統領についても訪日招待をした次第であります。わが国といたしましては、從来からチリとは時の政権の性格いかんにかかわらず伝統的な友好関係の増進に努めてきているところであります。右訪日招待もかかる努力の一環として行われたものと承知いたしております。

なお、同大統領訪日の具体的な日程は外交ルートを通じまして協議することとなつております。詳しいことは担当の者からつけ加えて御説明をいたさせます。

次に、この機会に防衛施設庁にいわゆる米軍提供施設の整備費の関係でお尋ねをしておきます。これは思いやり予算ということを金丸さんが言いました。それが通称になつてゐるわけなんですが、最近私の方で五十四年度予算から組まれたいわゆる思いやり予算の五十五年度概算要求ですね、これについてお尋ねをいたしました。そしてその資料をまとめてみますと、契約ベースで昨年は後年度負担も含めて二百一十六億だったものが、五十五年度では契約ベースで新たに一百

○山中都子君 中南米外交の強化ということを大義名分として、そしてまたすべての国との友好などという隠れみでの軍事独裁政権への応援ないしは友好を深めるなどといふ、そういう外交姿勢といふものの基本的な問題を私は指摘をせざるを得ません。日本国民の民主主義を大事にし、そして発展させていきたいといふその切実な願いを政府はもっと真剣に受けとめて外交姿勢の中で確立をしていくべきだと考えておりますが、そのことを強く指摘もし、意見を申し上げておきます。

が、いまだその話し合いは始まっておりません。もちろんわれわれの承知するところによりますと、先方政府の希望とか、それから将来訪日が実現したときの関連行事その他については承つておることがありますけれども、御参考までに申し上げますと、アジア地区においてはわが国のほかに、中国及びASEAN諸国が同様に招待しております。その関係を先方政府がどう念頭に置いて新しい将来どういう形でわが方にアプローチしていくか、これからのことなどでございます。

足させていただきます。  
まず、具体的な日程はどうなつてあるかという  
お尋ねでございますが、これは園田前大臣がチリ  
を公式訪問なさつたときに、外交儀礼として相手  
国の元首、この場合には大統領でございますが、  
それから外務大臣の招待ということを申し上げま  
した。そのときの了解は、両国政府の都合のよろ  
しいときに実現すべく両国政府が外交チャンネル  
を通じて話し合うという了解になつております。

九十四億九千万という要求になつております。この  
ような莫大な思いやり予算というものがアメリカ  
に對して負担をする何ら義務がないということ  
については、かねてからこの内閣委員会で私も解  
明もし、追及もしてきたところですけれども、基  
本的にこうした予算をさらに増大をさせていくと  
いう考え方の根拠がどこにあるのかということを  
まず初めにお伺いをいたします。

りかえてきたわけですね。この点についてまたた諭論を蒸し返す時間はきょうは限られておりますのでありません。

改めてお伺いをしたいのは、七三年の三月十三日の当時の大平外務大臣が、政府としてはその運用につき原則として代替の範囲を超える新築を含むとのないよう措置すると、こう答弁しているんですね。これもすでに議論をしたところでございま

それれども、ここで改めてこれをなぜ変更するのか。五十四年度予算もそうですし、五十五年度度概算要求もそうですが、これをお尋ねいたしました。  
○政府委員(森山武君) ただいまの先生御指摘のとおり、當時の外務大臣答弁は、当時の国会におきます論議を踏まえた上で、既存の施設区域におけるリロケーションとかあるいは改修、改築等の代替の場合において、原則として代替の範囲を越える新規建設というものは含まないよう措置するという政策としての地位協定運用上の方針を示したものであります。一般的に新規提供及び追加提供について述べたものではないと私も承知しております。  
○山中都子君 それじゃこの時期から新たにこうしたものについても運用上できるんだという解釈をされてお金を出してきたのはなぜですか。それが今まで出してなかつたんですよ。  
○政府委員(森山武君) 実際問題としてそのような必要性といいますか、そのような実態がなかつたと承知しております。  
○山中都子君 じゃ、アメリカの方で、アメリカが大変だから悪いやつたということの金丸さんがざんざん言つてらした、そういうことだということですか。  
○政府委員(森山武君) 在日米軍の駐留費というのが非常に窮屈になつておる、そのような実態を踏まえまして当時の防衛庁長官であられる金丸さんが、そのようなことを考へるとが日米安保体制の堅持の上で必要である、それで日米関係を維持することができるんだと、このような考へて日本

本国政府の負担において地位協定二十四条の範囲内においてできるだけのことをしようということ

○山中郁子君 二十四条の範囲内じゃないんですね。で、私はここに金丸さんがお書きになつた、「わが体験的防衛論」、サブタイトルに「思いやりの日米安保新時代」となつておりますけれども、ここに金丸さんがその経過を連綿と書いていらっしゃるわけで、大変興味深い本です。残念なことに短い時間でございますので、いろいろ御紹介できません。しかし、金丸さんはここで、丸山事務次官、当時の亘理施設長官が私のところに来て、「ラビング在日米軍司令官がやつてきて、円高・ドル安で困りきっている。なんとかしてもらいたい」と訴えている」と、こう言つてこられた、まずですね。そして「当時、基地施設に関しては、地位規定はしない」という大平外務大臣答弁があり、「新規の施設の提供は難しい」となつて、政府の解釈として「代替の範囲を超える新規提供はしない」という大平外務大臣答弁が思つて、私は私が持つし、できるがぎり野党対策も引き受けた。発想の転換でやってみてもらいたい」と強く指示した。「私ここに書いてあるとおり読み上げていますよ。で、「私の指示に、丸山事務次官亘理施設長官も深くうなづく。われわれは構造のうちに、地位協定の思い切つた柔軟解釈によって、在日米軍に対する財政援助を実現する決意を固めたのであった。」こう書かれています。それが得られれば、歳出しても違法ではない」と、その後「亘理君は「条約上、日本として非義務的支度を開いたのである。一方、私も野党側の協同の取り付けに全力をあげた。社会党は石橋政嗣君

公明党は矢野書記長ら、民社党が永末英一君、新自由クラブは西岡幹事長らと非公式に懇談して、

書いて、そして本を発売しているんですよ。あなたの方言つてきたことみんなうそじゃないですか、そうでしょう。何回そういうことを言ってきましにか、米軍からは何も要請は来ていない、地位協定上できるんだ。できないけれどもいろいろ苦労してこうやってこじつけた。金丸さんがもう舌の根の乾かない先に書いているじゃないですか、どういうことですか、これは。

○政府委員(森山武吉) 最初のお尋ねの米軍の要請のことについて私の経験から申し上げます。が、私もいろいろと米軍と交渉いたしました。その際に、米軍がああしてくれこうしてくれといふことじやなくて、米軍の困っている実情といふのはよく実例を挙げたりして訴えられます。それで私、そこで言われていることは米軍の公式な要望ということじやなくて、在日米軍の駐留に対してどれだけ困っているかというふうな話はたびたび聞いております。それはまたそのようなことを聞いたことがないという御質問をしてなかつたと思いますが、そのようなこと……

○山中郁子君 要請を受けてないといいましたよ、何回も。

○政府委員(森山武吉) 公式な要請はございませんが、困っている実情をいろいろと聞かされたことはたびたびありました。そのようなことでわれわれも実態を知り、それでこのような困っている在日米軍の駐留経費というものを何とか手伝う方法はないかというふうに考え始めたわけでござります。

それから、第二点の件につきましては、私ははつきり言つて当人じやないのでその件はよくわかりませんが、ただ当時、政府の解釈としても現在の思いやり予算に関する解釈というのは當時からあったと、ただ、大平答弁の政府の指針との関係でそれが非常にやりにくくなつていたということは事実でございますが、その辺の事情を述べたも

○山中郁予君 森山さん、あなたついこの間まで  
のかと思われます。

よく御存じだと思いますけれども、厚木基地、住宅二百戸です。それで、五十四年度予算で建設するということについて神奈川県や綾瀬市が反対している、御承知のとおりでしょう。そして、この膨大な莫大なお金をですよ、何の義務も、義務づけられていません——それは地位協定二十四条自体問題ですよ。しかし、それを横におくとしても、亘理さんだつてここで義務づけはされてない、義務づけはされてないけれども出せるんだという強引なしかも最大な柔軟な解釈をして出したと御自分分で言っているし、金丸さんも書いているんですですね。

で、私、大蔵省にお伺いいたしましたけれども、こういういま國が盛んに財政危機だ、財政危機だ、やれ、あれも削る、あれも削る、いろんなたぐいドベルーンを上げていらっしゃる。しかし、義務にもなっていないものを、こんな莫大なお金をアメリカ軍の施設整備のために提供するという防衛施設庁の概算要求についてはよもやお認めにならないと思いますけれども、いかがですか。

○説明員(島山善君) 米軍の施設提供の整備費をいたしまして、契約ベースで約一百九十五億円の概算要求が出されていることは御指摘のとおりござります。現在、主計局内部におきましては陸海前途、他の経費も含めまして銃意検定作業中でございまして、現在どのようにするかという最終的のことを申し上げる段階にございません。

なお、今後とも引き続きましてこれら他の諸費用とのバランスを十分考慮いたしまして、防衛費全体及びその中におきますこの施設提供費用につきまして適正な規模の予算を計上するたはに慎重に検討してまいる所存でございますが、それにいたしましても、五十五年度予算におきましては非常に厳しい形になりますので、どの経費につきましても厳しい結果となろうというふう考えております。

○山中郁子君 もう一つ基本的な考え方をお伺いしたいんですけども、当時の施設庁長官の巨理さんはこの問題について、もう一度読み上げます

よ「条約上、日本として非義務の支出であつても、」義務のない支出であつても「予算案に計上し、国会の承認が得られれば、歳出しても違法ではない。いまこの大変な財政危機だと言つておられて、それで教科書の無料もやめようか、あるいはお年寄りの医療費の無料も制限つけるとかさまざまなことを言つて国民の中で大問題になつてゐるときに、義務がない予算を出すなんていふことはもつてのほかですね。そんなことをするお考えはないわけですね、大蔵省の予算編成の基本的な考え方として。

○説明員(畠山善君) 一般的に法律及び条約に基づく義務費のみを予算に計上するということではなくしに、たとえば予算補助というのもたくさんあるわけでございまして、そういう必要性につきまして十分検討の上それを計上するということになりますので、この経費につきましても、他の経費との関係等考慮しまして慎重に検討をいたしたいと思っております。

○山中郁子君 文部省においていたいいると思ひますけれども、この予算の問題との関連で二点お尋ねいたします。

いま大きな問題になつております、先ほども申し上げました小・中学校の義務教育の教科書代です。これが有料にするといふよないろいろな論議だとか、あるいは伝えられる問題がございますけれども、文部省としてどれだけの金額をどのように要求されて、どのように考えていらっしゃるか。

あわせてもう一点、高校建設の補助金の問題です。五ヵ年計画で、これが来年度で五ヵ年計画が終わるという状態になると思いますけれども、その後の問題についてどのようにお考えになつたらっしゃるか、あわせてお伺いいたします。

○説明員(藤村和男君) 来年度の教科書無償についての予算でござりますが、来年度の児童生徒数によ

の見込みが千六百九十八万人でございますので、それらの数にあわせまして四百十六億円の概算要求をいたしております。

——山中郁子君、高校建設の方はわかりません。四百億ですね、そういう大きな問題になつて、いる国の教育上の重要な一つの基礎になる義務教育の教科書代が財政再建ということで大きなまなざしにあたるにせられているような状況があります。こ

の問題と関連して考えてみていただいてもわかりますけれども、条約上義務がない、思いやりだ。しかも、それまでのいままでそういうことで強引に支出をしてきた経過は、私がいま若干拾い読み

も、この背景が綿々とここに語られているんです。そういう中身で二百九十億、そしてこれを五十四年度で決まったものの五十五年度歳出分を含

十億を超えるわけですね。その四百億に匹敵する  
ぐらいのお金が条約上義務がないということであ  
る米軍に対する思いやり予算だといって支出をさ  
れると、う、この問題はほんとうの本題より

問題だと思います。アメリカに対し思いやる前になぜ日本の国民の、日本の暮らしを思いやらないですか。そのところを私は強く指摘をして意見として申し上げておきます。

最後に外務大臣に、大平さんが外務大臣のとき  
に、先ほどから私が引用いたしました答弁をされ  
ていらっしゃるわけです。しかし、それにもかか  
わらずその経過はずっととしまかしごまかし、うそ

をついて、そしてやめられたら早速こういう本音を書いて、野党の人たちにまでみんな根回したといってあからさまに書いて、そういう政治のあり方というのはあなたどう思われますか。みんな

ごまかしているのよ、国会をだまして、うそをついて国民をごまかして、そして切り抜けてくるそういう政治のあり方というのはどう思われますか、大臣の御意見を伺います。

まして私から御説明若干させていただきます。

先生の御所論には多少誤解があるのではないかと  
いう気がいたしますので、若干御説明させてい  
ただきます。まず、いまのような支出をやることと  
は条約上義務がないというお話をございました  
が、亘理次官がいかなる意味でそういうことを言  
われたのかは私の思い知るところでないわけでござ  
いますけれども、先生御承知のように、地位協  
定の二十四条におきまして、施設区域の提供は日  
本側の義務である、この協定の存続期間中施設区  
域を米側に負担をかけないで提供する義務が日本  
側にあるというのが基本でございます。

そこで問題は、具体的にどのような施設を提供  
することになるかという点は、これは具体的な事  
情に即しましてそのときの安保条約の目的達成と  
の関係とか、わが方の財政の状況とか、社会的經  
済的影響というようなものとのアフターケースを勘  
案しまして具体的にどの施設を提供するかという  
ことが決まりまして、それを予算に組んで国会の  
御承認を仰ぐ、こういう経過になるわけでござい

ます。

は、先ほど施設庁からもお答えがありましたが、先生のお話を伺いました大平答手に、地位協定の運用上の指針として、代替関係があるようなものを、既存の施設区域の中に新しい建物をつくるとか、老朽施設を改築するとか、そ

ういうような場合の運用上の指針を外務大臣として当時述べられたものでありますて、当時の国會での御論議にも明らかでございますが、私どもいたしますては、その既存の施設区域、すでに提供

した施設区域の中に新しい建物をつくって提供するということもこの地位協定二十四条の施設区域の提供に該当するものであって、条約上の解釈としては、そのような新規の建物を既存の施設区域

の中に提供し、または老朽施設を改修改築すると  
いうことは条約上できるところでありますといふ  
ことを当時よく御説明申し上げたわけでございま  
す。ただ、具体的に当時岩国とか三沢の隊舎の改  
築の問題で、いろいろ御論議が出て、そつ御論議と

第一の問題でいられないが御詮議が出て、各の御詮議を踏まえて、當時の大平外務大臣が、代替性のあるよ

卷之三

うなものについては、代替の範囲を、前の取りつ  
ぶすものの規模を超えないようにしてることによ  
て、施設の整理統合を名として基地の中における  
建物等をやしていく大きくしていく、そういう  
ふうなことはするつもりがありませんというこ  
とをお述べになつたものだというふうに理解して  
おるわけでございます。ただ、先ほど先生からも  
御指摘があつたように、じや當時どうしてそちら  
うのがなかつたのだという点でございますが、ま  
さに当時そういう実体的な必要性がなかつた。そ  
れが近時、日本の物価の上昇とか、米軍の予算の  
逼迫とか、というような時代において、金丸長官が  
いみじくも言われたように、米側に対する思いや  
りを示して、日本としてできるだけできることが  
あればこれを行うということが日米安保条約の目  
的を達成する上で必要であるのだと、それは単に  
安保条約の問題のみならず、ひいて、やがてはわ  
が駐留軍従業員の雇用の安定というようなところ  
まで響くような問題として日本側が自主的にこれ  
を処置することが必要だというふうにお考えにな  
られて私どもにも御相談があり、この問題を進め  
たと、ことしも同じような考え方方に立つて防衛施  
設庁が予算の要求をしていらっしゃる、こういうう  
ふうに私どもは理解している次第でございます。  
○國務大臣(正三示啓次郎君) 山中委員からいろいろ  
御指摘がありまして、関係者からお答えをいた  
しました。若干立場の違いのあることは、私も聞  
いておりましてはつきりいたしました。今度、財  
政再建第一年度という意気込みでたゞいま政府全  
体が強い勢で臨んでおります。しかし、強いば  
かりがあれではございませんので、やはりそこに  
はおのずから緩急順序を立て、来年度の予算編成  
しまった対米関係、日本の防衛の問題非常に大事な  
問題でござりますから、彼此勘案しながら十分り  
つぱな予算を組むようにわれわれ内閣挙げて努力  
をいたしたいと、こう存しております。

○山中郁子君 引き続き次の機会に解明並びに究明をすることにいたしまして、きょうは時間が参りましたのでこれで終わります。

○秦豊君 きのうの決算委員会で少し不満が残つたものだから、きょうこの設置法に絡んで改めて千葉さんの担当の範囲、中近東問題を少し変わった角度からアプローチしてみたいと思うのですが、たしか今度の国会は十日に終わるわけですが、たしか今までの期間ではないかと思います。当然 U.A.E に駐在されている村田さんも帰ってみえる。で、会議が終われば当然アブダビに帰任をされるわけですがね。そうしますと、この前私も去る五月に三時間半ばかりゆっくり会ってきたオタイバ氏の仲介で、いわゆる P.L.O 側と日本の外務省との、いわばやや非公式やや公式というふうな第一回の会談が持たれたわけですよ。その結果は必ずしもつまびらかにはされていないけれども、せっかく本省で中近東の大使会議があれば、千葉さんね、当然村田さんが帰るのを待ちねたようにして第二回の P.L.O 側との接触があるというのは、これはもう常識的に考えてあり得ますよね。もちろん、カラカスの会議がありますからその連関もありますけれども、しかし、いずれにしても二回目の会談のときに一回目でのリピートというわけにはいかないですしね。当然、たとえば P.L.O 側としては大使会議の結果はどうだったのだとか。一体日本政府としては、大平さんは本会議で一応概念を述べる、大来新外相も、これも干からびてはいたがやや前向きともとれるニアインスを少しこぼしたと。これは一つの積み重ねだというそういうサウンドは受け取っているとは思いますが、そこから向うが全くわからない。それで千葉局長に伺つておくのだけれども、私は、第二回会談があり得るとして、日本政府側からやっぱり少し前向きの感触を当然彼らは欲しているに違いないと思ひます。どうでしよう。

り、確かに二回目の会議は予定されておりますが、ただ、いまの段階ではいつというふうには決まっておりません。また、だれとやるかということとは決まっておりません。ただし、アブダビではやると。それで、御指摘のとおり、村田大使が現地に帰任してから後ということでございますが、まだはつきり決まっておりません。

そこで、その話の内容でございますが、これはまだ話は進行中でございますので私の方から御報告するということはちよつとお許し願いたいのですが、ございますが、第二回目におきまして、第一回目の話を受けて何らかのいろいろな意味での前進ということは当然あるわけでございます。ただし、この第二回の会議でもって果たして全部話が終わるのか、またさらに続けてやる必要があるのか、あるいは場所を変えてやるとか、そういうた可能な性は十分ございますので、いまの段階では、私どもとしては私たち自身明確なる見通しは持っていない次第でございます。

○秦豊君 私、こういうふうに思っているのですがね。第一回会談は瀕踏みのようなものですがね。やることに最も積極的な意味合いであって、しかも全体としてプラス効果があった。第二回は、すばり申し上げればアラファット氏の来日問題です。焦点をいろいろ考えてみると、一つしかないです。そうすると、村田さんせっかく本省の会議へ行かれたのだから、日本政府は本当のところはどうなんですかと、必ず詰めできます。これがいわゆるプロト・プロのアプローチの普通の形ですね。そういうときに、いや実は今度の大天使会議でも本省から指示を得るに至らなかつたと、申わけありませんねと言つたのは、私は身もふたともないとと思う。そういう素人の会談のようなことはできません。国際学生会議みたいなことはできませんよね。そうすると、当然一歩の踏み込み訪日問題については、どういう回答だつたら村田大使を帰任させるのでは本省のガバナビリティーの問題を聞われますよ。だから、アラファットさんの向こうは求めてくる。そのときに白紙で村田大

○政府委員(千葉一夫君) 先ほど御答弁申し上げましたように、現在進行中の会談でございます。厳密な国際交渉ということであるかどうかはまたこれは別でございましょうが、国際交渉に類する問題でございます。したがいまして、その内容につきましては、先の予想も含めまして、先ほど御答弁申し上げましたとおり、もうちょっと時間をおかけてみないとわからない、いま申し上げる段階には私たちもつきましては来ておらないということをお答えするほかはございませんので、御了承願いたいと思います。

○秦豐君 そうしたら、ちょっとこの使う日本語を変えてみましましょうね、あなたに對して。こう聞いたらあなたはどういうふうに答えますか。たとえば、私の知る限りでは三木内閣のときにカドウミ氏が東京に見えた。ぼくたちは当然どういうふうに接遇するかなあとどうよしな大きな关心を持つていましたよね。そうすると、報道された限りで言えば、ちゃんと当時の三木総理が会っている。現職の外務大臣が会っている。もちろんそれは公式ではありませんよとい、見出しあはうつけてもいいんですよ。現実に会っている、ちゃんと時間を正式にとって。こういうことがありましたよね。そうすると、あのときもそりあつたと、これから日本外交としての中近東外交への傾斜といふか、深まりはかなりあったと私は思ふんですね。部分的評価ときのうも申し上げただけれども。そうすると、三木内閣のときにもうそうだったのではあるけれども、われわれペレスチナ友好議連が、もうこれ、こどしの夏にインビテーション・レターを送っているんで、ところが、宇都宮さんとか木村俊夫元外務大臣とか、みんなわれわれのメンバーなんだが、一向にはかばかしくないのはなぜか。たゞ一つ、外務省の対応がどうもわかりませんのであります。

そこでぼくは何回も聞くわけなんだけれども、三木内閣のときにもうその程度の接遇をされたのであれば、今度仮に八年の、明年のある時期にアラファト氏が来日をされた場合には当然かかるべき接遇のあり方はあるでしょう、たとえば総理が会うとか。そのころも多分大平さんだと思いますが、大来さんも多分外務大臣だと思いますけれども、当然かかるべき対応はあり得るでしょう、ケースとしては。これはどうですか。

○政府委員(千葉一夫君) 昨日、参議院の決算委員会で御質問に答えまして私が御答弁申し上げましたとおり、カドウミ政治局長の前回来日の際の前例というものをわれわれは参考にしてやっていくつもりであるということを申し上げたわけでございます。

ただ、それでは具体的にいまだどういうふうなことを考えておるかということになりますと、実はまだ、いまアラファトさんというお名前を先生おつしやいましたでけれども、アラファトさんにいたしましたとしてもあるいはカドウミさんにいたしましても、まだ現実にこちらへおいでになるということが決まっているわけではないわけでございます。ただいま先生おつしやったとおりでございます。そこで、仮に訪日が実現した場合どうかといふのは仮定の問題でございますけれども、われわれとしては、たとえばわが方の中東政策とか、特にその中のパレスチナ問題とか、あるいはPLOに対しますわが方の態度でござりますとか、そういうようなことを踏まえて、それから先ほど来申し上げておりますとおりのカドウミさんの前例等も参考にしながらこれが具体化したという段階においていかに処遇するかは検討していくなくちやいけないと、こう思っているわけでござります。

○秦豊君 まあ慎重が美德である場合もあるが、あなたの過剰だよ、それは。その程度のことをおいていかに処遇するかは検討していくなくちやいけないと、こう思っているわけでございま

○ P L O 内部における。当然、当時三木政権がなし  
たらどうですか。カドウミさんのカドウミ・ケー  
スをエグザンブルにするとおつしやるならば、ア  
ラファト氏が来れば——ランクは言いませんよ、  
日本外交や公益を推進する、みんなもあつたせん  
よ、あなた。いいですか。だから、じゃこう聞い  
た接遇程度はケースとしてはありますといふ  
うに私がとつてもいいでしよう。違いますか。  
○ 政府委員(千葉一夫君) まあカドウミさんとの  
きの前例をも参考とするということを申し上げて  
おりますので、おのずと意のあるところはおくみ  
いただけるかと存じます。

○ 義豊君 私はじやあ、独断と偏見ではなくて、  
そのようなカドウミ・ケースはアラファト・ケー  
スにも当てはまるあり得るケースと、それぐらい  
は日本外務省もどうやら考へていてるというふうに  
私は受け取りますよ。間違ついたらあなたは取  
り消さなきやだめですよ。

そこで、私は、まあ元首級とか承認というふう  
な国際法に絡んだ厳密な対応はとてもいま無理だ  
と思う。やっぱり穩歩前進で、すり足ですよ。こ  
ういう問題は。しかし、アメリカのケースを調べ  
てみると、たとえばストラウス中東特使などはニ  
ューヨークにでんとした事務所を構えて、ヤング  
氏の首はねた、ヤング氏をページにしたつて、  
ストラウス事務所はもう P L O の高官がどんどん  
頻繁に出入りしているんですよ。あらゆるジャーナ  
リストの衆人環視のもとでね。公然たるもので  
すよ。表は表、裏は裏、みごとなまでの使い分け  
をアメリカ外交はしている。だから日本の外務省  
も、千葉さん、それは非常にガードのかたい局長  
でいらっしゃるようだけれども、そんなに過度  
に、特にこれは国会の舞台なんだから、それでし  
かも P L O はわれわれペレスチナ友好議連の動き  
をよく見ているんだから、多少のこととはお述べに  
なつてもいいと思うので、きのうきょうしつこく  
あなたを攻めているわけですよ。

それで大体わかりました。来日の場合どうされ  
るかはわかりました。それでいいでしよう。また

そうしていただきたいと思います。だから元首級なんということになると、元首として日本を見えたのであれば天皇陛下までの接見行為が生ずるから、なかなか外務省だけではかばかしくないと、いうふうな過度な配慮をされないで、だから私はきょうの受けとめ方は、アラファト氏が仮に東京を来年の初夏なり春なりに訪問することがあるならば、しかるべき粗略のない対応はあり得るというふうに聞いておきます。

それからもう一つだけちょっと聞いておきたいんだけども、PLO問題に絡みまして、この間オタイバ氏がやってきましたね。オタイバ氏に対して熱一等なんていう措置はちょっとやや私は余りびんとこなかつたんだけれども、まあまあいいでしよう。オタイバ提案といいますか、PLO問題の解決に絡んでかなりぐざりとした率直な提案は外務サイドにもたらされたんですか、何もなかつたんですか。表敬訪問的な和氣あいあいしたる会談で終わつたのか、オタイバ提案なるものがあり得たのか、どうなんでしょう。

○政府委員(千葉一夫君) 大変恐縮でございます。

○政府委員(千葉一夫君) こちらへ来られて総理や外務大臣にお会いになりましたときは、PLOとの対話を一層密にした方がいいでしょと、私、すなわちオタイバさんが橋渡しをしてもよろしいと、こういうことをおっしゃったわけで、要するにそれに尽きるわけでございます。それから、実際上のPLOとの対話、話話し合いでござります、アブダビの。ここにおきましては、先ほど申し上げましたとおり現在進行中でございますからちょっと申し上げる自由はございませんけれども、特にオタイバさんの方から何か独自の御提案があつたというふうには私ども印象を受けておりません。

○秦豊君 この問題、一応きょうはこの程度にしておきましょう。

官房長、あなたに突然で恐縮なんだけれども、ちょっと伺つておきたいことがあるんですがね。それは、いまそこのホテルで日ソ円卓会議なるものが開かれています。それで、日ソ問題について私の知る限りでは、たとえば善隣協力条約なるものは園田外相は受け取つてないという対応をしておりますよね。正式に別に読む義理もなければ受け取つてない、こういうふうなところが福田政権全体として見ると、一応表面とは別に前進があつたのではないか、公式とは別に。そしてそれが大平内閣にはどのように引き継がれているのを受け取つてない、こういうふうなところが福田政権全体として見ると、一応表面とは別に前進ができますね。たとえば善隣協力条約の位置づけですね。たとえば外務委員会や予算委員会の論議をすうとひっくり返してみると、まあ一言で言えば、もういべもないと、対応する必要のない、やっぱり日ソ間については平和条約の締結、つまり北方領土問題との連関以外にオーネックスな対応はあり得ない、こういうのが議事録には書かれてます。たとえば日本の外相会議なら外交における平和五原則のようなもの、だれが読んでも当たりさわりのないものを何ヵ条かにしばつてそれを打ち出します。基本原則、日ソ両国間にあり得るケース、つまりたとえば平和とか友好とかその他のの当たりさわりのないものを打ち出して、それを文書化すると、そういうものについてまず日本がその程度ならいいのではないかというならばサインをする。たとえば日本の外相会議なら外相会議で、つまり平和路線、内政不干渉、領土不可侵といいうような問題について、あるいは友好協力、経済文化協力の増進というようなものを五つなら五つの部門にしほってそれで両方合意した文書をリファインしてまとめる、サインするというふうな手を打つてくるかもしませんね。非常にこそくだし、余り意味がないとぼく自身は思つておるんですよ。ただそういうふうな報道もそろそろまた意見としても散見されるので、せつからく欧亜局長いらっしゃるから、たとえば霞が関の感覚からするとそういうものはどうなんですか。

○秦豊君 それで欧亜局長せつからいらしてい

るのだから、もう一つ二つちょっと伺わしてくださ

い。いまソ連問題を専門にしているジャーナリスト

とか研究家、学者の中には、今度の円卓会議とい

うのは大平訪問中に對する一種のあえて言えば牽制

球であると、政治効果は、まあ観測は自由だと思ふんだが。そこで、会議の最終日に恐らく打ち出されるであろうものは、ソ連側から、モスクワから東京への一種のパロンデッセの機能を円卓会議に託しているのではないかと、どういバロンデッセかというと、たとえば欧亜局長がいま答弁されたように、まさに善隣協力条約はもうたなざら

よつと伺つておきたいことがあるんですがね。それは、いまそこのホテルで日ソ円卓会議なるものが開かれています。それで、日ソ問題について私の知る限りでは、たとえば善隣協力条約なるものは園田外相は受け取つてないという対応をしておりますよね。正式に別に読む義理もなければ受け取つてない、こういうふうなところが福田政権全体として見ると、一応表面とは別に前進があつたのではないか、公式とは別に。そしてそれが大平内閣にはどのように引き継がれているのを受け取つてない、こういうふうなところが福田政権全体として見ると、一応表面とは別に前進ができますね。たとえば善隣協力条約の位置づけですね。たとえば外務委員会や予算委員会の論議をすうとひっくり返してみると、まあ一言で言えば、もういべもないと、対応する必要のない、やっぱり日ソ間については平和条約の締結、つまり北方領土問題との連関以外にオーネックスな対応はあり得ない、こういうのが議事録には書かれてます。たとえば日本の外相会議なら外交における平和五原則のようなもの、だれが読んでも当たりさわりのないものを何ヵ条かにしばつてそれを打ち出します。基本原則、日ソ両国間にあり得るケース、つまりたとえば平和とか友好とかその他のの当たりさわりのないものを打ち出して、それを文書化すると、そういうものについてまず日本がその程度ならいいのではないかというならばサインをする。たとえば日本の外相会議なら外相会議で、つまり平和路線、内政不干渉、領土不可侵といいうような問題について、あるいは友好協力、経済文化協力の増進というようなものを五つなら五つの部門にしほってそれで両方合意した文書をリファインしてまとめる、サインするというふうな手を打つてくるかもしませんね。非常にこそくだし、余り意味がないとぼく自身は思つておるんですよ。ただそういうふうな報道もそろそろまた意見としても散見されるので、せつからく欧亜局長いらっしゃるから、たとえば霞が関の感覚からするとそういうものはどうなんですか。

○秦豊君 日ソ円卓会議、これは

御承知のとおり民間レベルのものでございまし

て、政府はそのオーガナイゼーションには関知い

たしておりませんので、総理の訪中をにらんだも

のであるかどうかというような点についてお答え

申し上げる立場ではないわけでございますが、た

だ、いま御指摘のございました何か文書をつくる

という件につきましては、実は昨日共同コミュニケのようものが採択されまして、その中で日本

とソ連が新しい友好善隣の国家関係の諸原則につ

いての文書を作成するための協議を開始することが必要であるというようなことが述べられているが、そこでも、会議の最終日に恐らく打ち出されることがあります。ただ、これと同様のことを承知いたしております。ただ、これと同様のことを承知いたおります。

○秦豊君 外務省からこれ簡単な資料をちょつと

いただきました拝見してみたので、これを踏まえ

てもらつと伺つておきたいのですが、官房長大変

これ厳しいです。今までの増員のペースと

今後の定員拡充六カ年計画とは、それはもう相当

ギアの切りかえをやつてもこれは無理だな。二百

七十名の増員というようなことが果たしてこれ可

能ですか。たとえば今まで八十人台ですよね、

ほとんど三倍増でしよう、こういうふうなことは

果たして一体、まさにベーバーブランに終わるの

ではないかと、私懸念を持っているんですけれどもね。定員拡充六ヵ年計画のリアリティーとか現実性というか、これを仮に逆に行管のサイドから見ると、これどういうプランに見えますか、局長。

○政府委員(加地更雄君) 私どもも外務省から六ヵ年計画という計画の話を伺っております。先是どの官房長からの答弁にもございましたように、行政管理庁も実は厳しい定員管理をやってまいつておりますけれども、やはり外交機能あるいは外交体制の強化という点については、十分そういう厳しい中では今まで相当な増員をしてきたつもりでございます。先ほど申し上げましたように、実績で申し上げれば、率から申しますと全省庁について一番高い率の増員をしてまいっておるわけあります。したがって、今後もそういう基本的な考え方を私どもちつとも変えておりません。ただ今日、現在の時点でお申し上げれば、御案内のよう非常に厳しい状況の中で公務員総数全体を縮減をしなくてやいけない、こういう状況がござります。そういうこともありまして、私どもとしては当面の問題として申し上げれば、やはり等しからざるを憂うというふうな御理解もいただきまして、極力私どもも増員の配慮はいたしますけれども、そういった面もひとつ外務省の方としてもお考えいただきたいと、こういうふうに考えておるわけでございます。

○政府委員(山崎敏夫君) 非常に非現実的な計画

ではないかという御指摘でございますが、われわれは平均すれば二百七十名の増員をお願いしていきることになるわけでござりますけれども、初年度でもございますので、五十五年度につきましては先ほども申し上げましたように二百三十六名の増体三十四名になつておりますから、実質は二百二名でございますから、従来のベースが八十九名といたしますとその一倍ちょっととございまして、それほど非現実的ではない。しかも、われわれは

非常に人手が必要りますということをもう切実に感じておりますので、実は配置転換をぜひお願いしたいと、どこの省庁からでも結構ですから、外務省の事務をやつていただける人がおるならば喜んで受け入れますということを行管に申し上げている次第でございます。

○秦豊君 それは山崎官房長はそうお答えにならなきや、弱気な官房長じや第一百人も突き破れませんわな。そうすると、伺つてあると行管としではやっぱり有力な援軍にはなりそうもありません。何かシビアですよ、かなり。しかもこれから行革路線といふのは恒常的な路線でしようからね、基本的な。これはやっぱり頭が痛いですね。

そこで伺うのだけれども、配転推進連絡会議といふてはおつくりになつたんでしょう。今までにどういうふうな洗い出しでどんな成果があつたですか、余り実りがないですか。

○政府委員(加地更雄君) 国家公務員全体を通じた配置転換の問題といふのは、実はこれは非常に古くても新しい問題でございます。それほどむずかしい問題であるということがございます。

かつて四十年代におきましても、配置転換の考え方を打ち出したときがござりますけれども、実は率直に申し上げまして、現実に配置転換という形で動いてきたのはいままでございません。ただ、今日の時点におきまして、私どもとしては真剣にこの配置転換の問題をいま打ち出して具体的な検討を始めておるわけございます。ただいま外務省の官房長からお話をございましたように、そういう全体の厳しい中でそれぞれ定員の充実を図つていきたいと、こういうお立場から各省の中には配転転換を受け入れましよう、こういう省庁も出てまいつておるわけであります。非常にむづかしい問題でございますが、ともかくも手がかりをつける意味においても、これまでのところは外務省が愛されていない。だから必ずしも省庁間においてもぼくはほとんど絶望的と思う。でも、なおかつ努力を要請しましよう。

それから開かれたほかの世界からのいわゆる輸血ですね、俗な言葉で。これもしんどいと思います。しかし、せつかく努力あらんことを最後に要望いたしまして、質問を終わります。

○委員長(古賀雷四郎君) 他に御発言もなけれませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古賀雷四郎君) 御異議ないと認めます。

それで、これより討論に入ります。——別に

入れる方ですね、それぞれ調整をいたしまして具体的な着手に入つていきたいというふうに考えております。

○委員長(古賀雷四郎君) これはなかなか、たとえばじやよろしくと、ある程度供出——言葉は悪いが差し出します。

いと、ある程度供出——言葉は悪いが差し出します。

じておりますので、実は配置転換をぜひお願いします。

○委員長(古賀雷四郎君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(古賀雷四郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(古賀雷四郎君) 御異議ないと認め、さ

べくものと決定いたしました。

この際、正示外務大臣臨時代理から発言を求められておりますので、これを許します。正示外務大臣臨時代理。

○国務大臣(正示啓次郎君) ただいま外務省設置法の一部を改正する法律案を御可決いただきまして、まことにありがとうございます。私といたしましても、本法律の執行につきまして遺憾なきを期し、外交機能の強化に一層の努力を払つてしまふ所存でございます。

○委員長(古賀雷四郎君) 本日はこれにて散会いたします。

午時一時二十三分散会

十一月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、附属機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案

一、許可、認可等の整理に関する法律案  
一、外務省設置法の一部を改正する法律案

附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案

附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律

## 目次

- 第一章 総理府関係(第一条 第八条)
- 第二章 法務省関係(第九条 第十一条)
- 第三章 外務省関係(第十二条)
- 第四章 大蔵省関係(第十三条)
- 第五章 文部省関係(第十四条 第十七条)
- 第六章 厚生省関係(第十八条)
- 第七章 農林水産省関係(第十九条)
- 第八章 通商産業省関係(第二十条 第二十一)
- 第九章 運輸省関係(第二十三条 第二十四条)
- 第十章 郵政省関係(第二十五条)
- 第十一章 労働省関係(第二十六条)
- 第十二章 建設省関係(第二十七条)
- 第十三章 自治省関係(第二十八条)
- 附則

(総理府設置法の一部改正)  
第一条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。  
第十条 第十四条及び第十五条に規定するもの  
のほか、本府に次の附屬機関を置く。

一 國立公文書館  
二 迎賓館  
三 統計研修所

2 前項各号に掲げる附屬機関の位置及び内部組織は、総理府令で定める。

第十一條 第四項及び第五項を削る。

第十三条第二項及び第三項を削る。

第十六条の三中第三項を削り、第四項を第三項とする。

(警察法の一部改正)  
第二条 警察法(昭和二十九年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。

2 (防衛府設置法の一部改正)  
第六条 防衛府設置法(昭和二十九年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

(警察法の一部改正)  
第二条 警察法(昭和二十九年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第三項を次のように改める。

3 管区警察局の内部組織は、政令で定める。

第三十一条第四項を削る。

(宮内庁法の一部改正)  
第三条 宮内庁法(昭和二十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項を削る。

第八条第二項を削る。

第九条第二項中「長官」を「総理府令」に改め、同条第三項を削る。

第十条中「組織の細目は、長官が」を「位置及び内部組織は、総理府令で」に改める。

(行政管理庁設置法の一部改正)  
第四条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改める。

第七条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十一条中「組織の細目は、長官が」を「位置及び内部組織は、総理府令で」に改める。

(行政管理庁設置法の一部改正)  
第四条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改める。

第七条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第二項とする。

第十一条中「組織の細目は、長官が」を「位置及び内部組織は、総理府令で」に改める。

(総理府設置法の一部改正)  
第一条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改める。

第十条 第十三条第二項を削り、同条第十一項中「附屬機関」

項を同条第九項とする。

「行政管理庁長官が」を「総理府令で」に改め、同項を同条第九項とする。

「総理府令で」に改める。

(北海道開発法の一部改正)  
第五条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改める。

第十四条第二項を次のように改める。

第十六条第二項及び第三項を削る。

第十九条第一項を次のように改める。

2 (防衛府設置法の一部改正)  
第六条 防衛府設置法(昭和二十九年法律第二百六十四号)の一部を次のように改める。

第十九条第一項を次のように改める。

2 (内閣総理大臣は、放射線医学総合研究所の事務を分掌させるため、所要の地に放射線医

第一二八条の二第六項を削り、同条第七項中「統合幕僚学校の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第六項とする。

第三十二条に次の一項を加える。

2 前項に掲げる附屬機関(自衛隊離職者就職審査会を除く)の位置は、総理府令で定める。

第三十二条に次の一項を加える。

2 前項に次の一項を加える。

学総合研究所の支所を設けることができる。

第十九条に次の一項を加える。

3 放射線医学総合研究所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織は、総理府令で定める。

第二十条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「国立防災科学技術センター」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第四項とする。

第二十条の二第二項を削り、同条第三項中「無機材質研究所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十条の三第二項を削り、同条第三項中「資源調査所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第一項とする。

第二十三条第二項を削り、同条第三項中「水戸原子力事業所」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第二十三条第二項を削り、同条第三項中「水戸原子力事業所」の下に「位置及び」を加え、「これを」を削り、同条第二項を削る。

第二十三条第二項を削り、同条第三項中「矯正研修所」の下に「位置及び」を加え、「これを」を削り、同条第二項を削る。

第二十三条第二項を削り、同条第三項中「法務総合研究所」の下に「位置及び」を加え、「これを」を削り、同条第二項を削る。

第二十三条第二項を削り、同条第三項中「法務総合研究所」の下に「位置及び」を加え、「これを」を削り、同条第二項を削る。

第二十三条第二項を削り、同条第三項中「別表一」を「別表二」に、「通り」と「とおり」に改める。

加える。

この場合においては、前二項の規定にかかるわらず、法務省令で、法務局又は地方法務局の管轄区域をその一部に限ることができる。

第十三条の二第七項中「支局」を「地方法務局の内部組織並びに法務局又は地方法務局の支局」に改め、「これを」を削り、同条第八項中「第六項」を「第五項」に「外」を「ほか」に、「属せしめられた事務を掌る」を「属するものとされた事務をつかさどる」に改め、同条第五項を削る。

第十三条の三第一項中「監獄を置く」を「監獄として刑務所、少年刑務所及び拘置所を置く」に改め、同条第三項中「分監」を「刑務所、少年刑務所又は拘置所の支所」に改め、同条第四項中「監獄の内部組織並びに分監」を「刑務所、少年刑務所及び拘置所並びに支所」に改め、「これを」を削り、同条第二項を削る。

第十三条の四第一項中「ついては」の下に「、この条において定めるもののほか」を加え、「とりとする」を「ところによる」に改め、同条第三項中「の内部組織」及び「これを」を削る。第十三条の五第四項中「の内部組織並びに」を「及び」に改め、同条第一項を削る。

別表一(第十三条の二関係)

名 称	位 置	管 轄	区 域
東京法務局	東京都	東京都 神奈川県 山梨県 長野県 新潟県	千葉県 茨城県 栃木県 群馬県
大阪法務局	大阪市	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県	
名古屋法務局	名古屋市	愛知県 三重県 岐阜県 福井県 石川県 富山県	
広島法務局	広島市	広島県 山口県 島根県 鳥取県 島根県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 鹿児島県 宮崎県	
福岡法務局	福岡市	福岡県 沖縄県	
仙台法務局	仙台市	宮城県	
札幌法務局	札幌市	北海道	
高松法務局	高 松 市	香川県 愛媛県 徳島県 高知県	

表三のとおり」に改め、同条第三項中「所掌事務の範囲及び」を削り、「法務省令でこれを」を「別表四のとおり」に改め、同条第五項中「別表九の通りとする」を「政令で定める」に改める。

第十三条の十第三項中「入国者収容所の」の下に「名称、位置及び」を加え、「これを」を削り、同条第二項を削る。

第十三条の十一第二項中「別表十一の通り」とし、入国管理事務所の出張所の名称及び位置に改め、同条第三項中「分監」を「刑務所、少年刑務所又は拘置所の支所」に改め、同条第四項中「監獄の内部組織並びに分監」を「刑務所、少年刑務所及び拘置所並びに支所」に改め、「これ」を削り、同条第二項を削る。

第十三条の十一第二項中「別表十一の通り」とし、入国管理事務所の出張所の名称及び位置は、別表十二の通りとする」を「別表五のとおりとする」に改め、同条第三項の三項を加える。

入国管理事務所に、政令で定めるところにより、次長を置くことができる。

前項に定めるもののほか、入国管理事務所の内部組織は、法務省令で定める。

入国管理事務所の出張所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

別表一を削り、別表二を別表一とし、同表の三項を加える。

次に次の二表を加える。

別表一(第十二条関係)

名 称	位 置	管 轄	区 域
関東公安調査局	東京都	東京都 神奈川県 山梨県 長野県 新潟県	千葉県 茨城県 栃木県 群馬県
近畿公安調査局	大阪市	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県	
中部公安調査局	名古屋市	愛知県 三重県 静岡県 岐阜県 福井県 富山県 石川県	
九州公安調査局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 山形県 岩手県 秋田県 青森県	
東北公安調査局	仙 台 市	宮城県 福島県 山形県 岩手県 秋田県 青森県	
北海道公安調査局	札 幌 市	北海道	

別表二(第十二条関係)

名 称	位 置	管 轄	区 域
東北公安調査局	仙 台 市	宮城県 福島県 山形県 岩手県 秋田県 青森県	
北海道公安調査局	札 幌 市	北海道	
四国公安調査局	高 松 市	香川県 愛媛県 徳島県 高知県	
九州公安調査局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 山形県 岩手県 秋田県 青森県	
東北公安調査局	仙 台 市	宮城県 福島県 山形県 岩手県 秋田県 青森県	
北海道公安調査局	札 幌 市	北海道	

別表三から別表六までを削り、別表七を別表三とし、別表八を別表四とし、別表九及び別表十を削り、別表十一を別表五とし、別表十二を削る。

第十一条 公安調査局設置法(昭和二十七年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十条 第二項を削り、同条第三項中「公安調査厅研修所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第十二条 公安調査局の内部組織は、政令で定める。

第十三条 公安調査局設置法の一部改正

第十二条第一項中「別表第一上欄に記載する」を削り、「それぞれ同表下欄に記載する」を「その管轄区域内の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 地方公安調査局の内部組織は、政令で定める。

第十三条を次のように改める。

第十三条を削り、別表第一を次のように改める。

2 地方公安調査局の内部組織は、法務省令で定める。

別表第一を削り、別表第二を次のように改める。

2 地方公安調査局の内部組織は、法務省令で定める。

別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

2 地方公安調査局の内部組織は、政令で定める。

別表第一を削り、別表二を次のように改める。

2 地方公安調査局の内部組織は、政令で定める。

別表二を削り、別表三を次のように改める。

2 地方公安調査局の内部組織は、政令で定める。

別表三を削り、別表四を次のように改める。

2 地方公安調査局の内部組織は、政令で定める。

別表四を削り、別表五を次のように改める。

2 地方公安調査局の内部組織は、政令で定める。

別表五を削り、別表六を次のように改める。

第十二条第一項中「別表第一上欄に記載する」を削り、「それぞれ同表下欄に記載する」を「その管轄区域内の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 地方公安調査局の内部組織は、政令で定める。

第十三条を次のように改める。

第十二条第一項中「別表第一上欄に記載する」を削り、「それぞれ同表下欄に記載する」を「その管轄区域内の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 地方公安調査局の内部組織は、政令で定める。

第十三条を次のように改める。

第十二条第一項中「別表第一上欄に記載する」を削り、「それぞれ同表下欄に記載する」を「その管轄区域内の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 地方公安調査局の内部組織は、政令で定める。

第十三条を次のように改める。

第十二条第一項中「別表第一上欄に記載する」を削り、「それぞれ同表下欄に記載する」を「その管轄区域内の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 地方公安調査局の内部組織は、政令で定める。

第十三条を次のように改める。

第十二条第一項中「別表第一上欄に記載する」を削り、「それぞれ同表下欄に記載する」を「その管轄区域内の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 地方公安調査局の内部組織は、政令で定める。

第十三条を次のように改める。

第十二条第一項中「別表第一上欄に記載する」を削り、「それぞれ同表下欄に記載する」を「その管轄区域内の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 地方公安調査局の内部組織は、政令で定める。

第十三条を次のように改める。

2 地方公安調査局の内部組織は、政令で定める。</





第三項とし、同条第五項中「食糧管理講習所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第四項とする。

第五十六条第四項中「名称、位置、管轄区域」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 食糧事務所の名称、位置及び管轄区域については、政令で定める。

第六十四条の二第二項を削り、同条第三項との下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第六十四条の三第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「林業試験場の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第六十四条の四第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「林業講習所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第六十八条の見出しを削り、同条に次の二項を加える。

5 営林局の内部組織については、政令で定める。

6 営林局の職員の服制については、農林水産省令で定める。

第六十九条を削り、第六十九条の二を第六十九条とし、第六十九条の三を第六十九条の二とする。

第八十二条第一項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「水産研究所の所掌事務及び内部組織並びに」を「水産研究所及び」に改め、同項を同条第三項とする。

第八十三条第一項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「養殖研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第八十三条の二第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「水産工学研究の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第八十三条の二第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「水産工学研究の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第八十四条第一項を削り、同条第三項を同条第三項とする。

第八十五条第一項を削り、同条第三項中「水産大학교の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。

第八十六条第二項を削り、同条第三項中「真珠検査所の」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第八十七条を削り、同条第三項中「真珠検査所の」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第八十八条を削り、同条第三項中「通商産業省設置法（一部改正）」を削る。

第二十条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第八十九条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第九十条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第九十一条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第九十二条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第九十三条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第九十四条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第九十五条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第九十六条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第九十七条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第九十八条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第九十九条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第一百条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第一百一十条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第一百二十一条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第一百二十二条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第一百二十三条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第一百二十四条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第一百二十五条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第一百二十六条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第一百二十七条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第一百二十八条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第一百二十九条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第一百三十条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第一百三十二条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第一百三十三条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第一百三十四条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第一百三十五条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第一百三十六条 第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

「第二百二十四条第三項を削り、同条第四項中に「前二項」を「前一項」に改め、同項を同条第三項とする。」

「第九章 運輸省関係（運輸省設置法の一部改正）」

「第二百二十二条 第二項を次のように改正する。」

「目次中「第五十五条の六」を「第五十五条の五」とする。」

「第五十五条の七・第五十五条の八」を「第五十五条の六・第五十五条の八」に改める。」

「第三十条第三項及び第四項を次のように改める。」

「第三十二条第三項を削り、同条第四項中「支所及び出張所」に改め、同条第一項に後段として次のように加え、同条第二項を削る。」

「その名称、位置及び内部組織は、通商産業省令で定める。」

「第三十条の二第三項を削り、同条第四項中「電子航法研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。」

「第三十二条第三項を削り、同条第四項中「船舶技術研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。」

「第三十二条第三項を削り、同条第四項中「通安全公害研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とする。」

「第三十四条第一項を削り、同条第三項中「海技大学校の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」

「第三十六条第二項を削り、同条第三項中「航海訓練所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」

「第三十七条第二項を削り、同条第三項中「海員学校の」の下に「名称、位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」

「第三十七条の二第二項を削り、同条第三項中「航空大学校の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。」

「第三十七条の三第二項を削り、同条第三項中「計量法（一部改正）」の一部を次のように改正する。」

「第三十七条の三第二項を削り、同条第三項中「計量法（昭和二十六年法律第二百七号）」の一部を次のように改正する。」

「運輸研修所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第三十七条の四第二項を削り、同条第三項中「航空保安大学校の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第一項とする。

第四十二条を次のように改める。

(内部組織) 第四十二条 海運局の内部組織は、政令で定め

る。

第四十八条及び第四十九条を次のように改め

(内部組織)

第四十八条 港湾建設局に、政令で定めるとい

るにより、次長を置くことができる。

2 前項に定めるもののはか、港湾建設局の内

部組織は、運輸省令で定める。

第四十九条 削除

第五十三条を次のように改める。

(内部組織)

第五十三条 陸運局の内部組織は、政令で定め

る。

第五十五条の四を次のように改める。

(内部組織)

第五十五条の四 地方航空局の内部組織は、政

令で定める。

第五十五条の五を削り、第五十五条の六を第

五十五条の五とする。

第五十五条の六とし、第五十五条の七を第五

五十五条の五とする。

第五十五条の八 航空交通管制部に、政令で定

めるところにより、次長を置くことができ

(内部組織) 2 前項に定めるもののほか、航空交通管制部

の内部組織は、運輸省令で定める。

第六十九条第一項を削り、同条第三項を同条

第一項として、同条第四項中「気象研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とす

る。

第七十条第二項を削り、同条第三項中「気象

衛星センターの」の下に「位置及び」を加え、同

項を同条第二項とする。

第七十一条第二項を削り、同条第三項を同条

第一項とし、同条第四項中「高層気象台の」の下

に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とす

る。

第七十二条第一項を削り、同条第三項中「地

震観測所の」の下に「位置及び」を加え、同項を

同条第二項とする。

第七十三条第二項を削り、同条第三項を同条

第一項とし、同条第四項中「地磁気観測所の」の

下に「位置及び」を加え、同項を同条第三項とす

る。

第七十四条第一項を削り、同条第三項中「地

象大学校の」の下に「位置及び」を加え、同項を

同条第二項とする。

第七十九条第二項を次のように改める。

3 管区気象台の内部組織は、政令で定める。

第七十九条第四項中「内部組織の細目」を「沖

縄気象台の内部組織」に改め、同条第五項後段

を削り、同条第六項を同条第八項とし、同条第

五項の次に次の二項を加える。

6 地方気象台の名称及び位置は、政令で定め

る。

7 地方気象台の管轄区域、所掌事務の範囲及

び内部組織並びに測候所及び管区気象台等、

地方気象台又は測候所の出張所の名称、位

置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織

は、運輸省令で定める。

(海上保安庁法の一部改正)

第二十四条 海上保安庁法(昭和二十三年法律第

二十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二を次のように改める。

第十二条の二、管区海上保安本部の内部組織

は、政令で定める。

別表中「別表」を「別表(第十一條関係)」に改め、同表第七海上保安管区の項中「門司市」を「北九州市」に改める。

(郵政省設置法の一部改正)

第二十五条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第

二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「左の通りとする」を「次

のとおりとし、その内部組織は政令で定める」

に改め、同条第七項中「地方電波監理局」を削

る。

第七十七条の二に次の二項を加える。

2 郵政大臣は、電波研究所の事務の一部を分

掌させるため必要がある場合は、電波研究所

の支所を設けることができる。

第十八条中「附属機関」の下に「及び前条第二

項の支所」を加える。

第十一章 労働省関係

(労働省設置法の一部改正)

第二十六条 労働省設置法(昭和二十四年法律第

百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項を削り、同条第三項中「産業

安全研究所の」の下に「位置及び」を加え、同項

を同条第二項とする。

第十二条の二第二項を削り、同条第三項中

「産業医学総合研究所の」の下に「位置及び」を加

え、同項を同条第二項とする。

第十二条の三第二項を削り、同条第三項中

「労働研修所の」の下に「位置及び」を加え、同

項を同条第二項とする。

第十七条の二第一項中「は、当該都道府県の

名を冠する」を「位置及び管轄区域は、政令

第四条第三項中「第一号の三まで」の下に「及

び第二号の二」を加える。

第七条第一項中「、同条第二号の二に規定す

る事務のうち測量業者の登録に関するもの」を

削り、同条第二項及び第三項を削る。

第九条第三項及び第三項を削る。

(位置、内部組織及び支所等)

第九条の二第二項及び第三項を削り、同条の

次に次の二条を加える。

第九条の三 第六条に掲げる附属機関の位置及

び内部組織は、建設省令で定める。

2 建設大臣は、前項の附属機関(建築研究所

を除く)の事務を分掌させるため、所要の地

に当該附属機関の支所その他の機関を設ける

ことができる。その名称、位置、所掌事務の

範囲及び内部組織は、建設省令で定める。

第十四条を次のように改める。

(内部組織)

第十四条 地方建設局の内部組織は、政令で定

める。

第十五条中「及び所掌事務の範囲」を「、所

掌事務の範囲及び内部組織」に改める。

第十五条の三第一項を削り、同条第二項中

「建設本部の」の下に「位置及び」を加え、同

項を同条第一項とし、同条第三項中「及び所掌

事務の範囲」を「、所掌事務の範囲及び内部組

織」に改め、同項を同条第二項とする。

第十三条章 自治省関係

(自治大学校設置法の一部改正)

第二十八条 自治大学校設置法(昭和二十八年法

律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二を次のように改める。

第五条 地方建設省の位置は、自治省令で定め

る。

(位置)

第五条 地方建設省の位置は、自治省令で定め

る。

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して三月を超



臣に送付しなければならない。

9 重要港湾の港湾管理者は、第七項の規定による通知を受けたとき又は港湾計画について第四項の運輸省令で定める軽易な変更をしたときは、遅滞なく、運輸省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。

第三十七条第一項中「第三条の三第七項若しくは第八項」を「第三条の三第九項若しくは第十項」に改める。

第三十八条の二第二項第一号中「第三条の三第七項若しくは第八項」を「第三条の三第九項若しくは第十項」に改め、同項第一号及び第三号中「第三条の三第七項又は第八項」を「第三条の三第九項又は第十項」に改める。

第五十五条の七第二項中「第三条の三第七項」を「第三条の三第九項」に改める。  
(航空法の一部改正)

第十二条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「技能証明の要件」に改め、同条第一項中「申請する」を「受ける」に改め、同条第二項中「よる外」を「よるほか」に、「申請する」を「受ける」に改める。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる。規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第一条から第四条まで及び第四項まで  
二 第五条、第十一条並びに附則第五項及び第八項、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日  
(経過措置)

#### 2 第一条から第四条までの規定の施行前に都道府県知事がした許可等の行為又はこれらの規定の施行の際現に都道府県知事に対

して行つてはいる許可の申請その他の行為で、これららの規定の施行の日以後において保健所を設置する市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、これらの規定の施行の日以後においては、保健所を設置する市の長のした許可等の処分その他の行為又は保健所を設置する市の長に対して行つた許可の申請その他の行為とみなす。

3 第四条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前のい獣処理場等に関する法律(次項において「旧法」という)第三条第二項の規定による許可を受けている者は、第四条の規定による改正後のい獣処理場等に関する法律(次項において「新法」という)第三条第二項の規定による届出を行つたものとみなす。

4 第四条の規定の施行の際現に旧法第三条第二項の規定により行われている許可の申請は、新法第三条第二項の規定による届出とみなす。  
5 第五条の規定による改正前の狂犬病予防法第五条第二項の規定により交付された注射済票とみなす。

6 この法律の施行前にした漁港法第二十二条第一項ただし書に規定する漁港修築計画の輕微な変更については、なお從前の例による。  
7 この法律の施行の際船舶所有者がその所有する船舶の存否が分明でない期間が三月を超える月未満であることを知つてゐる場合においては、第九条の規定による改正後の船舶法第十四条第一項中「其事實ヲ知リタル日」とあるのは「許可、認可等の整理に関する法律(昭和五十四年法律第二百三十九号)」の施行ノ日」とし、この法律の施行の際船舶所有者がその所有する船舶の存否が分明でない期間が六月以上であることを知つてゐる場合においては、なお從前の例によ

運輸大臣に提出された港湾計画については、な

お従前の例による。

9 この法律(附則第一項各号に掲げる規定につ

いては、当該各規定)の施行前にした行為及び附則第六項又は第七項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条中「外務省大阪連絡事務所」を削る。

第十六条を次のように改める。

#### 第十六条 削除

この法律は、公布の日から施行する。

十一月三十日予備審査のため、本委員会に左の案

件が付託された。

一、国家公務員法の一部を改正する法律案(衆)

外務省設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「九局」を「十三条」に改める。

第五条第一項中「十局」に、「アメリカ

局」を「北米局」に改め、同条第二項中「調査企画部」を「調査企画部」に改め、「情報文化局」に「文化事業部」を削る。

第六条第六項中「アジア局及び」を削り、「各一人」を「一人」に改める。

第七条第二項中「調査部」を「調査企画部」に、

前項第十一号、第十三号及び第十七号を「前項第二十七号」に改める。

第九条の見出し中「アメリカ局」を「北米局」に改め、同条中「アメリカ局」を「北米局」に改め、「及び中南米の」を削る。

第九条の三を第九条の四とし、第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。(中南米局の事務)

1 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

十二月四日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は十一月二十八日)

一、外務省設置法の一部を改正する法律案

二、中南米諸国に関する政務の処理並びにこれに必要な情報の収集及び調査研究に関するこ

と。

第十三条第二項を削る。

十二月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

一、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給(別表第一の十五の仮定俸給)に対応する別表第一の十五の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。第八項において同じ。)を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数から最短年金年限の年数を控除した年数(以下この項において「控除後の年数」という。)年につけ前項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二)に相当する年金(第一条の十一の二)に改める。

第一条の七第二項中「第一条の十一の二」を「第一条の十二の二」に改める。

第一条の十一の二の次に次の二条を加える。

(昭和五十四年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の十二 第一条の十一第一項の規定の適用を受ける年金について、昭和五十四年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十四の仮定俸給(同表第四項第六項若しくは第八項の規定若しくは前項各号若しくは第四項の規定又は第一条の十一第十一項若しくは前項第七項において準用する第一項第六項の規定により第一条の十一第一項各号若しくは前項各号に掲げる金額又は從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、第一条の十一第一項の規定により年金額を改定したものとした場合

じそれぞれ又は口に掲げる額  
イ 六十五歳以上の者に係る年金 六十四

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 四十八  
万五千三百円

口 六十五歳未満の者に係る年金 四十八  
万七千円

イ 六十五歳以上の者に係る年金 四十八  
万五千三百円

ロ 六十五歳以上の者に係る年金 四十八  
万七千円

イ 六十五歳以上の者に係る年金 四十八  
万五千三百円

ロ 六十五歳以上の者に係る年金 四十八  
万七千円

イ 六十五歳以上の者に係る年金 四十八  
万五千三百円

ロ 六十五歳以上の者に係る年金 四十八  
万五千三百円

イ 六十五歳以上の者に係る年金 四十八  
万五千三百円

二 遺族である子二人以上を有する場合 七千円  
三 遺族である子一人以上を有する場合 七千円  
四 第一項又は第三項の規定による遺族年金に相当する年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が昭和五十四年四月一日以後六十歳に達したとき(遺族である子を有しないものとする妻が同日以後六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改正する)は、その後、同項の規定に準じてその額を改定する。

5 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者であつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものとする妻が昭和五十四年四月一日以後六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第四項の規定に準じてその額を改正する。

6 第一項又は第三項の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が昭和五十四年四月一日以後六十歳に達したとき(遺族である子を有しないものとする妻が同日以後六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する)は、その後、同項の規定に準じてその額を改定する。

7 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が同年四月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

8 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十四年四月一日以後に七十歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が同年四月一日以後に七十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定に準じてその額を改定する)は、同年四月一日以後に七十歳に達したときは(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が同年四月一日以後に七十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定に準じてその額を改定する)。

9 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第一項の十二の二 前条の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金

限に達している年金に限る。第六項において同じ。)を受ける者が八十歳以上の者である場合には、昭和五十四年六月分以後、その額を、同条第一項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額をえた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数から最短年金限の年数を控除した年数(次号において「控除後の年数」という。)一年につき前条第一項の規定により俸給とみなされた額の三分百の二に相当する金額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 控除後の年数一年につき前条第一項の規定により俸給とみなされた額の六百分の二に相当する金額

〔控除後の年数〕といふ。)一年につき前条第一項の規定により俸給とみなされた額の三分百の二に相当する金額

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 四万八千円

四 前条の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受けた者が昭和五十四年六月一日以後に六十歳に達したとき(遺族である子を有する妻が同日以後に六十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定に準じてその額を改定する。

五 前条の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受けた者であつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十四年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定に準じてその額を改定する。

六 前条の規定又は第二項若しくは第四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十四年六月一日以後に八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第一項の規定に準じてその額を改正する。

七 前条の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないとときは、昭和五十四年六月分以後、その額を、

一 旧法の規定による退職年金又は障害年金に相当する年金 六十四万七千円

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金のうち六十歳以上の者及び遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金 四十二万円

三 前条又は前二項の規定の適用を受ける年金

を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十四年六月分以後、同条第一項、第二項若しくは第八項又は前二項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の九第五項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 六万円

二 遺族である子一人以上を有する場合 八万四千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 四万八千円

四 前条の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受けた者が昭和五十四年六月一日以後に六十歳に達したとき(遺族である子を有する妻が同日以後に六十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定に準じてその額を改定する。

五 前条の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受けた者であつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十四年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定に準じてその額を改定する。

六 前条の規定又は第二項若しくは第四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十四年六月一日以後に八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第一項の規定に準じてその額を改正する。

七 前条の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないとときは、昭和五十四年六月分以後、その額を、

八 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者

が妻である場合において、その者が昭和五十四年十月一日以後に六十歳に達したときは、

その達した日の属する月の翌月分以後、第三

項の規定に準じてその額を改定する。

九 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用す

る。第二条第五項及び第二条の二第三項中

「第一条の十一の二」を「第二条の十一の二」に

改める。第一条の十一の二の次に次の二条を

加える。

(昭和五十四年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)

第二条の十二 第二条の十一第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十四の仮定俸給(前条第二項の規定又は第二条の十一第十項若しくは前条第八項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる金額又は從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、第二条の十一第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額を改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十五」と読み替えるものとする。

二 殤職年金 八十三万六千円

三 障害遺族年金 六十一万七千円

四 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者については、これららの規定により算定した額(以下この項において「算定期額」という。)に三万六千円(扶養遺族一人を有する場合にあつては四万八千円、扶養遺族一人以上を有する場合にあつては七万二千円)を加えた額をもつて当該年金の額とする。ただし、当該年金の額が次の各号に掲げる年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合には、算定期額に加える額は、当該各号に掲げる額からその者に係る算定期額を控除した額とする。

5 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受けた者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については十万八千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万一千円(そのうち二人までについて年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り六万六千円)を加えた額を同号に

年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金

又は障害遺族年金」と読み替えるものとする。

6 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受けた者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については十万八千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万一千円(そのうち二人までについて年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り六万六千円)を加えた額を同号に

掲げる額として、同項の規定を適用する。

死暦年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族がある場合には、第三項第二号に掲げる額（第四項の規定の適用を受

は「第二条の十二第一項」と、「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替えるものとする。

**5** 前条第六項の規定は、障害年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するものの当該年金の額につき第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項第一号」とあるのは、「第二条の十二の二第一項第一号」と読み替えるものとする。

**前条第七項の規定に**　~~別紙年金支給手帳~~　族年金を受ける権利を有する者で扶養遺族を有するものの当該年金の額につき第一項の規

定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第七項中「第三項第一号に掲げる額一二〇〇は第二条の十二一二第二

掲げる額」とあるのれ、第三項第一号に掲げる額」と、「第四項」とあるのは「同条第三項一二六」「第三項第二号」とあるの

は「同条第三項」と「第三項第三号」とある。

7 第一条の十一、一二、二第六項の規定は、前条第  
二項の規定による同一の規定による。該  
み替えるものとする。

第一項の規定は第二項の規定に前項第一項の規定又は第二項の規定の適用を受ける  
年金を受ける者が昭和五十四年六月一日以後

年金を受ける者が昭和五一四年六月一日以後に八十歳に達したときについて準用する。この場合において、第一条の十二の二第六項中

の場合はおいて、第二項の一二の二項不取  
「第一項」とあるのは、「第一項中「同条第一  
項」とあるのを「第二条の十二(第一項)」と、

「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「第一項」に改めた。

3 み替えて、同項」と読み替えるものとする。  
第一項第六項の規定は、第一項又は前項の

第一項第(二)項の規定は、第一項第(一)項の規定の適用を受ける年金の額の改定について適用する。

第三条の十一の一の次に次の二条を加える。

(昭和五十四年度における財政運営の全額の改定)

第三条の十二 第一条の十二の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金二種の一つに限る。）

規定の適用を受ける年金は供するものに限る)の額の改定について、第二条の十二の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金(第三

前二条の規定の適用を受ける年金（第二

二条の十二の二 第一条の十二の二の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

第一条の二の二 第二項中「第二条の二の二の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十二の二の規定は、前条の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。」

第四条第一項中「第十条の二まで」を「第十条の三まで」に改め、同条第五項中「及び第十条の二十一項」を「第十条の二第十一項及び第十条の三第二項」に改める。

第十条の二第二項中「又は遺族年金」の下に次条において「昭和五十二年三月三十日以降の年金」という。」を加え、同条の次に次の二を加える。

昭和五十四年度における新法による年金等の額の改定

十条の三 昭和五十三年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（次項及び第四項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについて、新法第二項若しくは施行法第二条第一項第十九条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九条第二項若しくは旧法の俸給年額又は恩賞又は同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第一項若しくは施行法第二条第一項第十九条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九条第二項若しくは旧法の俸給年額又は恩賞又は同年四月分以後、その額を、次の各号に規定した額に改定する。この場合においては、前条第一項後段の規定を準用する。

一 昭和五十二年三月三十一日以前の年金

当該年金の額を前条第一項の規定により改

定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第一条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第九の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えた額(当該改定年金額の算定の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額とみなされた額が四百七十五万四千二百八十五円以上であるときは、その算定の基礎となつた当該恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額とみなされた額)

3 第一条第六項の規定は、前二項の規定の適用について準用する。

4 前条第十四項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、その額を、第一項及び前項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第五十一条第三項、第十一條の二第二項及び第十一條の三第四項中「第七十九條の二第六項」を「第七十九條の二第五項」に改める。

第五十五条の二第二項中「新法」とあるのは「新法」を「とあるのは昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第二号）第二条の規定による改正前の新法」に改め、同条の次に次の二条を加える。  
(昭和五十四年度における通算退職年金及び通算遺族年金の改定)

第五十五条の三 昭和五十三年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（第四項の規定に適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による通算退職年金（第三項において「昭和五十三年三月三十一日以前の通算退職年金」という。）で、昭和五十四年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 四十六万二千三百三十一円

二 通算退職年金の仮定俸給（次のイ又はロに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額に改定する。

イ 一 昭和五十二年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第九の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えた額を十二で除して得た額

3 昭和五十三年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十四年三月三十日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

別表第一の十五の下欄に掲げる仮定俸給	率	備考
二七八、七二〇円以上のもの	三三・〇割	年金額の算定の基礎となつてゐる
二五七、二八〇円を超えて二七八、七二〇円未満のもの	二三・八割	別表第一の十四の仮定俸給の額が三
二四六、四八〇円を超えて二五七、二八〇円以下のもの	二四・五割	八九、五六〇円を超える場合においては、同表の仮定俸給の額をこの表
一六七、一八〇円を超えて三七、九一〇円以下のもの	二五・〇割	の仮定俸給とする。
一五九、三三〇円を超えて一六七、一八〇円以下のもの	二五・五割	

別表第四の十七（第二条の十二の二関係）		別表第四の十六の次に次の二表を加える。	
障害の等級		年金額	
一	一	三、一一〇、〇〇〇円	二六・九割
二	二	二、五五七、〇〇〇円	二七・四割
三	三	二、〇六八、〇〇〇円	二七・八割
四	四	一、五九二、〇〇〇円	二九・〇割
五	五	一、二十四、〇〇〇円	二九・三割
六	六	九八七、〇〇〇円	二九・八割
備考		別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、五九一、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、八三〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。	
別表第四の十八（第二条の十二の二関係）		二六・割 二九・九割 二九・三割 二九・八割 二九・七割 二九・四割 二九・五割	

## 備考

一 別表第四の備考一の規定は、この表の適用について準用する。

二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法別表第一号表の二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大臣の定めるところにより、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

別表第九（第十条の三、第十五条の三関係）

俸 給 年 額	率	金 額
一、七二五、〇〇〇円未満のもの	一・〇三七	一一、〇〇〇円
二、七八八、八八八円以上三、七八八、八八八円未満のもの	一・〇三三	八、九〇〇円
四、四三三、三三三円以上四、五一八、三一九円未満のもの	一・〇〇〇	三四、〇〇〇円
四、五一八、三一九円以上四、七五四、一八五円未満のもの	〇・四〇五	二、八二八、八〇〇円

（国家公務員共済組合法の一級改正）

第一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十条の三」を「第八十条」に、「第

九十三条の二」を「第九十三条」に改める。

第二十一条第一項第三号中「第九十八条第一項各号」を「第九十八条各号」に改める。

第二十八条第三項中「もとの」を「元の」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、前後の組合員期間を合算した期間が二十年に達しないときは、通算退職年金又は脱退一時金の基礎となるべき組合員期間の計算については、この限りでない。

第四十一条第一項中「基づいて」を「基づいて」に、「第七十九条の二第六項」を「第七十九条の二第五項、第八十条第四項」に、「第一百六条第一項」を「第一百六条に改める。

第七十二条第一項第四号を次のように改める。

#### 四 脱退一時金

第七十二条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを「一号ずつ

繰り上げ、第十号を削る。

第七十四条第一項中「又は減額退職年金」を「減額退職年金又は通算退職年金」に改め、同

条第一項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第七十五条第一項中「身分関係の移動」の下に、「支給の停止」を加える。

第七十六条の三を削る。

第七十七条第一項及び第三項中「五十五歳」を「六十歳」に改め、同条に次の二項を加える。

4 退職年金で百二十万円を超える金額のものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く）における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳未満である間、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金

の額のうち百二十万円を超える部分の金額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

5 前項に定めるもののほか、第四項に規定する所得金額の計算方法その他同項の規定による退職年金の支給の停止に関する必要な事項は、政令で定める。

第六十八条第一項中「又は同条及び第七十六条の三の規定」及び「又は同項本文及び第七十六条の三の規定」を削り、「第七十六条第二項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同条第三項中「又は同項及び第七十六条の三の規定」を削り、「第七十六条第二項」を「同条第二項」に改め、同条第六項中「五十五歳」を「六十歳」に改め、「又は同項及び第七十六条の三の規定」を削り、「第七十六条第二項」を「同条第二項」に改め、同条第四項中「退職一時金又は廃疾一時金」の支給を受けた者にあつては、改定前の退職年金の額の算定上控除することとされた第七十六条の三第一号又は第二号の額に相当する額を控除した額」を削る。

第七十九条の二第三項中「前項の退職に係る退職一時金の基礎となつた」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「前項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前項」を「前項」に改め、同項を同条第五項と同じ第七項後段を削り、同項を同条第六項とする。

第八十条 組合員期間（第八十三条第三項の規定により廃疾年金を受ける権利が消滅した者

の当該廃疾年金の額の算定の基礎となつた組合員期間を除く）が一年以上二十年未満である者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した後に退職した場合において、その者の請求があったときは、脱退一時金を支給する。ただし、退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者については、この限りでない。

第六十条 組合員期間（第八十三条第三項の規定により廃疾年金を受ける権利が消滅した者）の当該廃疾年金の額の算定の基礎となつた組合員期間を除く）が一年以上二十年未満である者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した後に退職した場合において、その者の請求があったときは、脱退一時金を支給する。ただし、退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者については、この限りでない。

2 退職した後に六十歳に達した場合 次の二の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とす

る。

イ 退職した後に六十歳に達した場合 次の二の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とす

る。

別表第一に定める日数を乗じて得た金額

四 退職した日の属する月の翌月から六十歳に達した日の属する月の前月までの期間に応する利子に相当する金額

二 六十歳に達した後に退職した場合 前号イに掲げる金額

三 前項第一号ロに規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

四 前一項の場合において、第一項の規定に該当する退職（当該退職につき脱退一時金が支給されているものを除く。）が二回以上あるときは、脱退一時金の額は、その退職に係る組合ごとに、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定により算定した額の合算額とする。

五 第一項に規定する者が同項の規定による請求を行うことなく死亡した場合には、当該請求者は、その者の遺族（その死亡した者に係る遺族年金を受ける権利を有する者を除く。）が行うことができる。

六 脱退一時金の額の算定の基礎となつた組合員期間は、長期給付に関する規定の適用については、組合員期間でなかつたものとみなす。

第七十条の二の前の見出し並びに同条及び第八十条の三を削る。

第八十三条の見出し中「変わつた」を「変わつた」に改め、同条第四項中「前条第一項ただし書」を「同条第一項ただし書」に改める。

第八十二条の二の三を削る。

第八十三条の見出し中「変わつた」を「変わつた」に改め、同条第四項から第七項までを削る。

第八十五条第四項中「又は同項及び第八十二条の三の規定」及び「又は同項本文及び第八十二条の三の規定」を削り、同条第五項中「又は同項及び第八十二条の三の規定」及び「又は同項前段及び第八十二条の三の規定」を削り、同条第六項第二号中「又は同項及び第八十二条の三の規定」を削り、同条第六

定及び「又は同項前段及び第八十二条の三の規定」を削り、「第八十二条の二第二項第二号」を「同項第二号」に改め、同条第七項中「退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者にあつては、改定前の障害年金の額の算定上控除することとされた第七十六条の三第一号又は第二号の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

八項中「第一項から」を「第四項から」に改める。

第八十八条第二号及び第八十八条の二第二号中「又は同条及び第七十六条の三の規定」及び「又は同項及び第七十六条の三の規定」を削り、「又は同項及び第七十六条の三の規定」を削る。

第八十八条の四第二項を削る。

第八十八条の五第一項中「次の各号」を「次の各号の一」に、「四万八千円」を「六万円」に、「七万一千円」を「八万四千円」に、「三万六千円」を「四万八千円」に改める。

第八十九条中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第九十二条の二第四項を削る。

第九十三条を削り、第九十三条の二を第九十一条の三第三項中「第六項」を「第五項」に改める。

第九十三条を削り、第九十三条の二を第九十一条とする。

第九十八条第二項を削る。

第一百零三条第三項中「三十八万円」を「三十九万円」に改める。

第一百零二条第三項中「相当する金額」の下に「の全部又は一部」を加える。

第一百零一条第四項中「組合員」を「組合員を代表する者」に改め、同条第九項中「前各号」を「各項」に改める。

第一百二十四条の二を次のように改める。  
(公社等に転出した継続長期組合員についての特例)

第一百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き継ぎ統合して、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第一条第一項に

規定する公共企業体（以下「公社」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公社職員」という。）となるため、又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合は、改定前の障害年金の額の算定上控除することとされた第七十六条の三第一号又は第二号の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

八項中「第一項から」を「第四項から」に改める。

第八十八条第二号及び第八十八条の二第二号中「又は同条及び第七十六条の三の規定」及び「又は同項及び第七十六条の三の規定」を削り、「又は同項及び第七十六条の三の規定」を削る。

第八十八条の四第二項を削る。

第八十八条の五第一項中「次の各号」を「次の各号の一」に、「四万八千円」を「六万円」に、「七万一千円」を「八万四千円」に、「三万六千円」を「四万八千円」に改める。

第八十九条中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第九十二条の二第四項を削る。

第九十三条を削り、第九十三条の二を第九十一条とする。

第九十八条第二項を削る。

第一百零三条第三項中「三十八万円」を「三十九万円」に改める。

第一百零二条第三項中「相当する金額」の下に「の全部又は一部」を加える。

第一百零一条第四項中「組合員」を「組合員を代表する者」に改め、同条第九項中「前各号」を「各項」に改める。

第一百二十四条の二を次のように改める。  
(組合の連合会加入に伴う経過措置)

第三条の二 連合会加入組合以外の組合が連合会に加入することとなつたときににおける当該

組合に係る権利義務の承継その他の法律の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

附則第十二条の次に次の六条を加える。

（遺族の範囲の特例）

第十二条の二 組合員（海上保安官その他職務規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き継ぎ統合して、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第一条第一項に

在職しなくなつたとき。

三 死亡した場合

3 繼続長期組合員が公社職員又は公庫等職員として在職し、引き続き他の公社職員又は公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続

き他の公社職員又は公庫等職員となつた場合を含む。）における前二項の規定の適用について

は、その者は、これらの他の公社職員又は公庫等職員として引き続き在職する間、継続

長期組合員であるものとみなす。

4 第一項の規定は、継続長期組合員が公社職員又は公庫等職員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が大蔵省令で定める期間内に引き続き再び同一の公社又は公庫等に転出をした場合については、適用しない。

5 公社職員である継続長期組合員は、公共企

業体職員等共済組合法第十二条の規定にかかる組合員として在職し、引き続き再び組合員とみなす、その者は、当該公社職員又は公庫等職員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、同章及び第六章中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定俸給」と、第九十九条第二項中「及び國の負担金」とあるのは「公社又は公庫等の負担金」とあるのは「公庫等職員となるための退職をいう。以下この条において同じ。」の際に所属していた組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、同章及び第六章中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定俸給」と、第九十九条第二項中「及び國の負担金」とあるのは「公社又は公庫等の負担金」と、第一百二条中「各省各厅の長（自治大臣を含む。）又は職員団体」とあり、及び「國又は職員団体」とあるのは「公社又は公庫等」とする。

6 前各項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に際わらず、同法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員としない。

查、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時における人命の救助その他これらに類する職務で大蔵省令で定めるものに従事し、そのため公務傷病により死亡した場合において、その死亡した者と生計を共にしていた配偶者、子又は父母（第二条第一項第三号イ又はロに掲げる者に該当するものを除く。）があるときは、当分の間、これらの者を同号の遺族に該当する者とみなして、長期給付に関する規定を適用する。

（退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者の特例）

第十二条の三 退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第十四年改正法）といふ。）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下この条において「改正前の法」といふ。）第八十条の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）又は第八十七条の規定による廃疾一時金（当該廃疾一時金とみなされる給付を含む。）又は第八十八条の規定による退職年金（当該退職年金とみなされる給付を含む。）又は、昭和五十五年一月一日以前に給付事由が生じたものに限る。）の支給を受けた者（改正前の法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）に係るものに対する次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に掲げる規定の金額は、当該各号に掲げる規定により算定した金額から、それぞれ当該各号に掲げる金額を控除した金額とする。

第七十六条第一項本文若しくは第七十六条の二第一項又は附則第十三条の二第二項若しくは第二項の規定

六条の三各号（改正前の法第七十二条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる金額

## 二 第八十二条第一項本文若しくは第二項前段又は第八十二条の二第一項前段若しくは第二項前段の規定 改正前の法第七十六条の三各号に掲げる金額

### 四 第八十八条第一号又は第八十八条の二第二号の規定 前号に掲げる金額

### 三 第八十八条第一号又は第八十八条の二第二号、第八十八条第二号、第三号若しくは第四号、第八十八条の二第二号、第三号若しくは第四号、第八十八条の二第二号、第三号若しくは第四号又は第九十二条の二第一項、第二项若しくは第三項の規定 第二号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額

### 四 第八十八条第二号、第三号若しくは第四号、第八十八条の二第二号、第三号若しくは第四号又は第九十二条の二第一項、第二项若しくは第三項の規定 第二号に掲げる

## 2

公務による廃疾年金と公務によらない廃疾年金とが併給される場合における前項第二号の規定の適用については、同号において控除すべきこととされている金額の控除は、公務によらない廃疾年金から行い、なお残額があるときは、公務による廃疾年金から行うものとする。

（減額退職年金の支給開始年齢等の特例）

第十二条の四 退職年金を受ける権利を有する者がその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合は、第七十九条第一項及び第二項の規定の適用については、次条の規定の適用がある場合を除き、当分の間、第七十九条第一項中「五十五歳」とあるのは「五十歳」と、同条第二項中「保険数理を基礎として」とあるのは「保険数理を基礎とするほか附則第十二条の四に定めた理由を勘案して」とする。

（退職年金の支給開始年齢等の特例）

第十二条の五 退職年金を受ける権利を有する者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第十七条第一項及び第三項並びに第七十九条第一項、第二項及び第六項の規定については、次項の規定の適用がある場合を除く。）、第十二条の六、第十二条の七、第十二条の八及び第十二条の九に規定する者は、これらの規定中「六十歳」とあるのは「五十五歳」とあるのは「五十歳」と、同条第二項中「その額に」とあるのは「その額の四に相当する金額に」と、「に応じ保険数理を基礎として政令で定める率を乗じて」とあるのは「を乗じて」として、同項の規

## 十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和三年一月一日以前に生まれた者	五十五歳	五十歳
昭和六年一月一日から昭和六年一月一日までの間に生まれた者	五十六歳	五十一歳
昭和九年一月一日から昭和十二年一月一日までの間に生まれた者	五十七歳	五十二歳
昭和十二年一月一日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた者	五十八歳	五十三歳
昭和二十二年一月一日から昭和二十五年一月一日までの間に生まれた者	五十九歳	五四歳

## 2

退職年金を受ける権利を有することとなつた者のうち次の表の上欄に掲げる者が、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で定めるものに該当する場合におけるこれらの方に対する第七十七条第一項及び第三項並びに第七十九条第一項、第二項及び第六項の

規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとし、同表第一項中「五十五歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和五十五年一月一日から昭和五十八年三月三十日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和三年一月一日までに出生された者	五十五歳	四十五歳
昭和五十八年四月一日から昭和六一年三月三十日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和三年一月一日までに出生された者	五十五歳	四十五歳
昭和六一年四月一日から昭和六四年三月三十日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和六年一月一日までに出生された者	五十六歳	四十六歳
昭和六四年四月一日から昭和六七年三月三十日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和七年一月一日までに出生された者	五十七歳	四十七歳
昭和六七年四月一日から昭和七年三月三十日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和八年一月一日までに出生された者	五十八歳	四十八歳
昭和六九年四月一日から昭和七年三月三十日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和九年一月一日までに出生された者	五十九歳	四十九歳

## 3

前項の規定の適用を受ける者について

（退族年金の支給開始年齢の特例）

第十二条の六 遺族年金を受ける権利を有する者は、これらの規定により読み替えられた第七十九条第一項中「その額に」とあるのは「その額の四に相当する金額に」と、「に応じ保険数理を基礎として政令で定める率を乗じて」とあるのは「を乗じて」として、同項の規

定を適用する。

（退族年金の支給開始年齢の特例）	五十五歳	五十歳
（退族年金の支給開始年齢の特例）	五十六歳	五十一歳
（退族年金の支給開始年齢の特例）	五十七歳	五十二歳

条中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下

欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

昭和五十五年一月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十五歳
昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十六歳
昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十七歳
昭和六十年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十八歳
昭和六十七年四月一日から昭和七十年三月三十一日までの間に遺族年金を受けた者	五十九歳

(死亡に関する給付の特例)

第十二条の七 組合員期間（第八十三条第三項）

の規定により廃疾年金を受ける権利が消滅し

た者の当該廃疾年金の額の算定の基礎となつた組合員期間を除く)が一年以上二十年未満である者（昭和五十四年十二月三十日において現に組合員である者に限る。）が、退職した後に六十歳未満で死亡したときは、その者の遺族に一時金（以下この条において「特例死亡一時金」という。）を支給する。ただし、その死亡した者の遺族がその死亡した者に係る遺族年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、この限りでない。

2 特例死亡一時金の額は、俸給日額に前項の組合員期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た金額に、退職した日の属する月の翌月から死亡した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加えた金額とする。

3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 前二項の場合において、第一項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、特例死亡一時金の額は、その退職に係る組合ごとに、これらの退職についてそれぞれ前二項の規定

以上十二年未満である者 十六年  
ハ 基準日前の衛視等であつた期間が九年以上九年未満である者 十七年

あるのは、「附則第十三条の二第二項に規定する衛視等の俸給年額」と読み替えるものとする。

イ 基準日前の衛視等であつた期間が十二年以上十五年未満である者 十五年  
ハ 基準日前の衛視等であつた期間が六年以上六年未満である者 十八年

等の特例」に改め、同表中「基づく」を「超える」に、「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

ロ 基準日前の衛視等であつた期間が九年以上九年未満である者 十七年

附則第十三条の五の見出しを「通算退職年金」

二 基準日前の衛視等であつた期間が三年未満である者 十九年

附則第十三条の六第一項を次のよう改める。

以上六年未満である者十八年  
ホ 基準日前の衛視等であつた期間が三年未満である者十九年

附則第十三条の二第二項中「こえる」を「超える」「百分の一・五(二十五年をこえ三十年に達するまでの期間については、百分の一)に相当する金額」を「百分の一・五に相当する金額(基準日前の衛視等であつた期間が附則別表第一の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、衛視等の俸給年額に同表の下欄)に掲げる割合を乗じて得た金額」に改め、同表第三項中「前項」の下に「又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第四十五条(この条第一項の規定による退職年金に係る部分に限るものとし、同法第四十八条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同項第一号中「から第四号まで」を削り、同項第一号中「二十五年」を「三十五年」に改め、「相当する額」の下に「(基準日前の衛視等であつた期間が附則別表第一の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、衛視等の退職年金基礎額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額)」を加え、同項第三号を削り、同項第四号中「期間が三十年」を「期間が三十五年」に改め、「三十年を超えて三十五年に達するまでの年数一年につき衛視等の退職年金基礎額の百分の五に相当する額を」を削り、同号を同項第三号とし、同条第四項を次のよう改める。

4 第七十六条第二項ただし書の規定は、第一項の退職年金について準用する。この場合に

おいて、同表第二項ただし書中「俸給年額」と「別表第三」と、同表第三項中「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の一・五に相当する金額」とあるのは「百分の一・五に相当する金額(昭和五十五年一月一日前の衛視等であつた期間が附則別表第一の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる割合を乗じて得た金額)」と、「同表」とあるのは「別表第三」と、同表第三項中「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」と、「百分の一・五に相当する金額」とあるのは「百分の一・五に相当する金額(昭和五十五年一月一日前の衛視等であつた期間が附則別表第一の上欄に掲げる割合を乗じて得た金額)」と、「前項」とあるのは「附則第十三条の六第一項の規定により読み替えられた前項」と、第八十二条の二第一項

中「前条第一項」とあるのは「附則第十三条の六第一項の規定により読み替えられた前条第一項」と、「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」(附則第十三条の一第一項第二号イからホキまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数)と、「十五年」とあるのは「二十年(同号イからホまでに掲げる者については、三十五年からこれらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数を控除した年数)」と、「一万九千八百円(昭和五十五年一月一日前の衛視等であつた期間が附則別表第一の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、一万九千八百円に同表の下欄(向)に掲げる割合を乗じて得た金額)」と、「百分の一に相当する金額(昭和五十五年一月一日前の衛視等であつた期間が附則別表第一の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、俸給年額に同表の下欄(向)に掲げる割合を乗じて得た金額)」と、「百分の一に相当する金額(同号イからホまでに掲げる者については、百分の二とする。)に相当する額を加えた金額」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「附則第十三条の六第一項の規定によつては百分の二」とし、同号ホに掲げる者については百分の一とする。)に相当する額を加えた金額」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「附則第十三条の六第一項の規定によつては百分の五に相当する額」とあるのは「百分の五に相当する額(同号ホに掲げる期間が附則別表第一の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、衛視等であつた期間が附則別表第一の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、俸疾年金基礎額に同表の下欄(向)に掲げる割合を乗じて得た額)と、第八十六条の二第一項十年」とあるのは「十五年」と、「百分の五に相当する額」とあるのは「百分の五に相当する額(同号ホに掲げる期間については、衛視等であつた期間が附則別表第一の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、俸疾年金基礎額に同表の下欄(向)に掲げる割合を乗じて得た額)と、第八十六条の二第一項十年」とあるのは「衛視等であつた期間」とあるのは「衛視等であつた期間」

期間」として、これらの規定を適用する。  
附則第十三条の六第三項を削り、同条第四項  
中「前二項」を「前一項」に改め、同項を同条第  
三項とする。

衛視等であつた期間が十五年（附則第十三条の二第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数）以上である者が死亡した場合における遺族年金については、第八十八条第一号中「俸給年額の百分の四十」とあるのは「附則第十三条の二第一項に規定する衛視等の俸給年額（以下第八十八条の四ま

「前条」とあるのは「附則第十三条の七第一項」の規定により読み替えられた前条」と、同条第一号中「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、「二十年」とあるのは「十五年」(附則第十三条の二第一項第一号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数)と、「百分の五に相当する額」とあるのは「百分の五に相当する額」とあるのは「百分の五に相当する額」(昭和五十五年一月一日前の衛視等であつた期間が附則別表第二の上欄に掲げる年数である者の同表の中欄に掲げる期間については、遺族年金基礎額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額)と、同条第二号中「第七十六条第二項」とあるのは「附則第十三条の二第一項」と、「第七十六条の二」とあるのは「同条第三項」と、第八十八条の三第三項中「前二条」とあるのは「附則第十三条の七第一項の規定による第一項の規定により読み替えられた前二条」と、第八十八条の四中「第八十八条」とあるのは「附則第十三条の七第一項の規定により読み替えられた第八十八条」と、第八十八条の五第一項中「第八十八条から前条まで」とあるのは「附則第十三条の七第一項の規定により読み替えられた第八十八条」と、「前項第三号」とあるのは「同項の規定により読み替えられた前項第三号」として、これらの規定を適用する。附則第十三条の八中「衛視等」を「附則第十三条の規定の適用を受ける衛視等」に改める。附則第十三条の九の次に次の一条を加える。

一項、第二項及び第六項中「六十歳」とあるのは「五十五歳」と、同条第一項中「五十五歳」とあるのは「五十歳」と、同条第二項中「保険數理を基礎として」とあるのは「保険數理を基礎とするほか附則第十三条の十第一項に定める

事由を勘案して」として、これらの規定を適用し、附則第十二条の四及び第十二条の五の規定は、適用しない。

(十五号) 第四十五条第一項に規定する停年をいう。次号において同じ。)に達したことにより退職した者

まで引き続いて勤務することを困難とする理由により停年に達する日前一年内に退職した者で政令で定めるもの

一月一日以前に生まれたものについては、同項の規定により読み替えられた第七十九条第一項中「その額に」とあるのは「その額の百分

の四に相当する金額」と、「に応じ保険敷理を基礎とするほか附則第十三条の十第一項に定める事由を勘案して政令で定める率を乗じ

て」とあるのは「を乗じて」として 同項の規定を適用する。

附則第十四条の二を削り、附則第十四条の三を附則第十四条の一とし、附則第十四条の四を

附則第二十条の次に次の二条を加える。

(長期給付に要する費用の負担の特例)

三  
一

第一項及び第三項、並びに第一百二十三條の規定の適用については、第九十九条第一項第二号中「次項の」とあるのは「次項及び附則第二十条の二第一項の規定による」と、同条第二項第一号中「長期給付に要する費用(次号に掲げるものを除く。)」とあるのは「長期給付に要する

第一百一十四条の(二)第二項に規定する継続長期組合員に係る長期給付に要する費用については、前三項の規定中「国」とあるのは「公社又は公庫等」として、これらの規定を適用する。

る費用（次号に掲げるもの及び附則第二十条の二第一項の規定による國の負担に係るものと除く。）と、第二百二十二条第一項及び第三項中「第九十九条」とあるのは「第九十九条及び附則第二十条の二第一項」と、第二百二十三条中「第九十九条第一項」とあるのは「第九十九条第一項及び附則第二十条の二第一項」とする。

国が第一項の規定による負担をする場合における昭和四十二年度以後における國家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十一年法律第百四号）第十七条の規定の適用については、同条中「並びに第二百二十六条第一項」とあるのは、「第二百二十六条第一項並びに附則第二十条の二第一項」

昭和五十四年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第百二十四条の二第一項若しくは国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百五十二号)附則第九条第二項、第十条第一項若しくは第十一条第一項に規定する復帰希望職員に該当する者又は同法附則第二十二条に規定する復帰希望組合員若しくは復帰希望役職員に係る長期給付に要する費用については、第一項から第三項までの規定中「国」とあるのは「公庫等」として、これらの規定の例による。

附則別表第三

昭和五十五年一月一日以前の衛視等であつた期間	期間	割合	
		(1)	(2)
三年未満	十五年を超え十九年に達するまで の期間	百分の一	百分の二・五
三年以上六年未満	十九年を超えて二十一年に達するまでの期間 十五年を超えて十八年に達するまで	百分の一 百分の一・二五	百分の三・七五
六年以上九年未満	十八年を超えて二十二年に達するまでの期間 十五年を超えて十七年に達するまでの期間 十七年を超えて二十三年に達するまでの期間	百分の一 百分の二・五 百分の三・七五	百分の二・五
九年以上十二年末満	十五年を超えて十六年に達するまでの期間 十六年を超えて二十四年に達するまでの期間 十六年を超えて二十五年に達するまでの期間	百分の一 百分の一 百分の一・二五	百分の二・五 百分の三・七五 百分の三・七五
十二年以上十六年未満	十六年を超えて二十六年に達するまでの期間	百分の一 百分の二・五	百分の二・五
十六年以上十七年未満	十六年を超えて二十六年に達するまでの期間	百分の一 百分の二・五	百分の三・七五

## 附則別表第一





の「一」に改め、同条第一項中、「第七条第一項た  
だし書」を削り、「月を除く。」と、の下に、「第八条第一項及び第二項、第九条並びに第十条中  
「又は廃疾一時金」とあるのは、「脱退一時金又  
は廃疾一時金」とを、「退職の日まで」との下  
に、「第三十八条第二項中「又は退職一時金」と  
あるのは、「脱退一時金又は退職一時金」と、同  
条第三項中「退職一時金」とあるのは、「脱退一時  
金又は退職一時金」と、第三十九条第一項中「退  
職一時金」とあるのは、「脱退一時金若しくは退職  
一時金」とを加える。

第四十一条の二第一項各号列記以外の部分中「第十九条を「昭和五十四年改正法第三条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の长期給付に関する施行法(以下「昭和五十四年改正前の施行法」という。)第十九条に改め、同項第一号中「第十九条第一号」を「昭和五十四年改正前施行法第十九条第一号」に改め、同項第三号中「第十九条第三号」を「昭和五十四年改正前の施行法第十九条第三号」に改め、同条第二項中「新法第八十条の規定による」を削り、「廢疾一時金」の下に「(当該廢疾一時金とみなされる給付を含むものとし、当該給付以外のものにあつては、昭和五十五年一月一日前に給付事由が生じたものに限る。)」を加え、「新法第八十条第一項ただし書」を「昭和五十四年改正前の新法第八十条第一項ただし書」に、「新法第七十六条の三第一号」を「昭和五十四年改正前の新法第七十六条の三第一号」に、「こえる」を「超える」に改め同条第三項を次のように改める。

第四十一条の四を次のように改める。

期給付に関する施行法第四十一条の四の規定により読み替えられた第一項とする。

三項又は前条の「」に、「同条の」を「同項又は同条の」に改める。

第四十一条の四

る者に対する新法第九十二条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その死亡した者の遺族」とあるのは「その死亡した者（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第四十一条第一項において準用する同法第八条若しくは第九条の規定による退職年金を受ける権利を有していた者又はそ

れる者に付しては、これらの者の区分に応じて、号イからホまでに掲げる年数。次項において同じ。」を加え、「退職一時金」を削り、同条第二項中「退職一時金」を削る。

すへきこととされでしる金額を控除した金額】  
を削り、同条第三項中「前三条及び」を「新法附  
則第十三条の二第三項並びに前三条及び」に、  
「百分の一・五〔〕を「百分の一・五に相当する額  
〔〕に、「合算して二十五年を超えて三十年に達す  
るまでの期間について、「百分の一。以下この  
項において同じ。」に相当する額〕を「合算した年

「第十九条」を「昭和五十四年改正法第三条の規

定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「昭和五十四年改正前の施行法」という)第十九条に改め、同項第一号中「第十九条第一号」を「昭和五十四年改正前の施行法第十九条第一号」に改め、同項第三号中「第十九条第三号」を「昭和五十四年改正前の施行法第十九条第三号」に改め、同条第二項中「新法第八十条の規定による」を削り、「廢疾・時金」の下に「(当該廢疾・時金とみなされる給付を含むものとし、当該給付以外のものにあつては、昭和五十五年一月一日前に給付事由が生じたものに限る。)」を加え、「新法第八十条第一項ただし書」を「昭和五十四年改正前の新法第八十条第一項ただし書」に、「新法第七十六条の三第一号」を「昭和五十四年改正前の新法第七十六条の三第一号」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項を次のように改める。

これらの規定による退職年金を受ける権利を有することとなる者を除く。)の遺族」と、「同号及び第八十八条の二から第八十八条の五まで」とあるのは「同号及び同法第四十一条第一項において準用する同法第三十一条の二から第三十二条の四まで」と、その死亡した者の組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一」とあるのは、同法第四十一条第一項において準用する同法第十一一条第一項の規定により算定した金額(その死亡した者が、退職時金(同法第三十八条第二項に規定する退職時金をいう。)の額の算定につき昭和四十二年後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二号))

分の一・五(昭和十五年一月一日前の衛視等)であつた期間が新法附則別表第一の上欄又は別表第一の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第一の中欄又は別表第二の中欄に掲げる期間については、一年につき当該俸給年額に新生附則別表第一の下欄(イ)又は別表第二の下欄に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額)」に改め、「新組合員が八十歳未満であるときは、その超える期間」に改め、同条第六項中「七十歳」の下に「又は八十歳」を加え、同条第七項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

第四十五条の二中「算定した金額が」を「算定した第四十四条第一項又は第二項の規定による退職年金の額が」に改め、同条第一号中「恩給年金の規定による退職年金」を「衛視等であつた期間が十五年以下である者に係る退職年金」に改め

別表第一の上欄又は別表第二の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第一の中欄又は別表第二の中欄に掲げる期間については、その俸給年額に新法附則別表第一の下欄(又は別表第二の下欄に掲げる割合を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、「前三条の」を「新法附則第十三条の二(第三項及び前二条の)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十五条の三の一　退職年金を受ける者が六十五歳以上の者で退職年金の額の算定の基礎となつた衛視等であつた期間のうち実在職した期間(次項において「実在職の期間」といいう)が退職年金の最短年金年限に達しているものである場合において、新法附則第十三条の二及び第四十五条から前条までの規定により算定した退職年金の額が六十四万七千円よりも少ないとときは、当分の間、その額をこれらの規定による退職年金の額とする。

3 前二項に規定する者について前条第一項の規定により第二十三条の規定を準用する場合

には、同条第一項中「第十一條第一項各号に掲げる者」とあるのは「第四十一条の二第一項又は第一項に規定する者」と、「当該各号」とあるのは「第四十一条の二第一項又は第一項と読み替えるものとする。」と改める。

### 第十三条の二第三項第一号の規

定した金額  
第四十五条の二の中「第四十五条第一項  
は」を「新法附則第十三条の二第三項又は第四  
五条第一項若しくは」に、「これらの規定に規  
する恩給更新組合員」を「これらの規定に規定  
する者」に、「前条の」を「新法附則第十三条の二三

238

年限に達しているものが六十五歳に達した場合において、その者の退職年金の額が六十四万七千円より少ないとときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして、退職年金の額を改定する。

第一回 内閣委員会會議録第一号

「、第十七条第一項及び第十七条の二に、「第十二条の二」とあるのは「第四十五条の二」と、「第十三条の二第三項又は第四十五条の二」と、「同条又は第十二条第一項」とあるのは「第四十五条の二(第四十五条の二)の規定に係る部分に限るる。」を「第十二条の二」とあるのは「新法附則第十三条の二第三項又は第四十五条の二」と、「同条又は第十二条第一項」とあるのは「新法附則第十二条の二第三項若しくは第四十五条の二又は第四十五条の二(新法附則第十三条の二)と、二第三項又は第四十五条の二の規定に係る部分に限る。」に改め、「普通恩給の年額」の下に「と、第十七条の二第一項第一号中「第十二条」とあるのは「第四十五条」と、「同条第一項第一号から第二号までに掲げる金額の合算額」とあるのは「新法附則第十二条の二若しくは第四十五条の二又は第四十五条の二(新法附則第十三条の二)と、則第十三条の二第三項又は第四十五条の二」と、「同条又は第十二条第一項」とあるのは「新法附則第十三条の二若しくは第四十五条の二又は第四十五条の二(新法附則第十三条の二)と、則第十三条の二第三項又は第四十五条の二の規定に係る部分に限る。」と、「第七条第一項各号の期間を合算した期間」とあるのは「昭和三十四年十月一日前の警察在職年」と、「組合員期間」とあるのは「衛視等であつた期間」と、同項第三号中「第十三条第三項」とあるのは「第四十五条の三第三項」と、「普通恩給等の額」とあるのは「警察監獄職員の普通恩給の年額」を加える。

「及び第二十三条」に、「十五年」を「十五年(公務による廃疾年金にあつては、新法附則第十三条の二第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数)」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・五(公務による廃疾年金にあつては、十五年を超えて二十年に達するまでの期間については百分の〇・五、二十五年を超えて三十年に達するまでの期間については百分の一とする。)」を「百分の一・五に相当する金額」とあるのは「百分の一・五に相当する金額(公務による廃疾年金にあつては、昭和十五年一月一日以前の衛視等であつた期間が新法附則別表第二の上欄又は別表第三の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第二の中欄又は別表第三の中欄に掲げる期間については、その俸給年額に新法附則別表第二の下欄(又は別表第三の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とし、公務によらない廃疾年金にあつては、同日前の衛視等であつた期間が新法附則別表第一の上欄又は別表第二の上欄に掲げる年数である者の新法附則別表第一の中欄又は別表第二の中欄に掲げる期間については、その俸給年額に新法附則別表第一の下欄(又は別表第一の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。)」に改め、「及び第二十四条」を削る。

第四十七条第一項第一号中「十五年」を「十五年(新法附則第十三条の二第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数)」に、「第三十一条第二項第二号」を「同条第一項」を削り、「第三十一条第一項」を「同条第一項」に、「十五年」を「十五年(新法附則第十三条の二第一項第二号イからホまでに掲げる者については、これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる年数)」に、「第三十一条第二項第二号」を「同条第一項」に改める。

二項第二号に改める。  
第四十八条の二第一項中「第四十五条第一項」を「新法附則第十三条の二第三項の規定並びに第四十五条第一項」に、「第四十五条の三」を「第四十五条の三の二」に改める。  
この場合において、第四十四条第一項及び第二項中又は廃疾一時金とあるのは、「脱退一時金又は廃疾一時金」と、第四十五条の三第三項中「施行日」とあるのは「第四十八条の四に規定する長期組合員となつた日」と、前条中「第三十八条第一項」とあるのは「第三十八条第一項又は第三十九条第一項」と、「同条第二項及び第三項の規定の適用については、これららの規定中「第八条第一項」とあるのは、「第四十四条第一項」とあるのは「第三十八条第一項中「又は退職一時金」とあるのは、「脱退一時金又は退職一時金」と、「第八条第二項」とあるのは「第四十四条第二項」と、同条第三項中「第八条第一項」とあるのは「第四十四条第二項」と、「退職一時金」とあるのは「脱退一時金又は退職一時金」と、第三十九条第一項中「退職一時金」とあるのは「脱退一時金若しくは退職一時金」とと読み替えるものとする。  
第四十八条の五を次のように改める。  
(再就職者に係る衛視等の公務によらない遺族年金に関する経過措置)  
第四十八条の五 第四十二条の四の規定は、前条に規定する者について準用する。この場合において、第四十二条の四中「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第四十八条の四において準用する同法第四十二条第一項若しくは第九条」とあるのは「国家公務員共済組合法の长期給付に関する施行法第四十八条の四

は第二項」と、「同法第四十一条第一項において準用する同法第十一條第一項」とあるのは「同法第四十一条第一項において準用する同法第三十二条の二から第三十二条の四まで」とあるのは「同法第四十八条の二」と、  
「同法第四十一条第一項において準用する同法第十一條第一項」とあるのは「同法第四十一条第一項各号」とあるのは「同法第四十二条第一項第一項に  
おいて準用する同法第四十二条の二第一項第一号」と、「国家公務員共済組合法の長期給付  
第一項第一号」と、「同法第四十二条第一項各号」とあるのは「同法第四十二条第一項に  
おいて準用する同法第四十二条の二第一項第一号」と、「国家公務員共済組合法の長期給付  
に関する施行法第四十一条の四」とあるのは  
「国家公務員共済組合法の長期給付に関する  
施行法第四十八条の五」と読み替えるものと  
する。

第四十九条の三を次のように改める。  
(継続長期組合員の取扱い)

第四十九条の三 新法第百二十四条の二第二項  
に規定する継続長期組合員に対する第四章及び第五章の規定の適用については、これらの  
規定中「公務」とあるのは「業務」とする。

2 前項に定めるもののはか、新法第百二十四  
条の第二項に規定する継続長期組合員に對  
する長期給付に関する規定の適用に關し必要  
な事項は、政令で定める。

第五十条の見出し中「取扱い」を「取扱い」に改  
め、同条第二項中「規定する」を「定める」に、  
「関して」を「関し」に改める。

第五十一条の九第一項中「退職一時金」を「脱  
退一時金」に改める。

第五十三条の見出し中「基く」を「基づく」に、  
「取扱い」を「取扱い」に改め、同条第一号中「、退  
職一時金」を削り、同条第二号を削り、同条第  
三号を同条第一号とする。

別表中「一、七三三、四〇〇円」を「一、九一  
五、〇〇〇円」に、「一、七九三、四〇〇円」を

「一、九五〇、〇〇〇円」を「一、一一一、四〇〇円」を「一、三三五、〇〇〇円」に改め、同表の備考二中「十五万円」を「十八万円」に改め、同表の備考三中「九万六千円」を「十万八千円」

に、「二万七千六百円」を「三万二千四百円」に、  
「六万円」を「六万六千円」に改め、同表の備考四  
中「五十五歳」を「六十歳」に改め、同表を別表第  
一とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第二（第四十五条、第四十五条の三、第四十六条関係）

昭和五十五年一月一日以前の期間	期	間	割合
二十一年以上二十二年未満	二十一年を超えて十九年に達するまでの期間	百分の一・二五	
二十二年以上二十三年未満	二十二年を超えて三十年に達するまでの期間	百分の一	
二十三年以上二十四年未満	二十三年を超えて三十七年に達するまでの期間	百分の一・二五	
二十七年を超えて三十年に達するまでの期間	百分の一		
二十四年以上二十五年未満	二十四年を超えて二十六年に達するまでの期間	百分の一・一五	
二十五年以上	二十五年を超えて三十年に達するまでの期間	百分の一	
昭和五十五年一月一日以前の期間	期	間	割合
二十一年以上二十二年未満	十五年を超えて二十年に達するまでの期間	百分の一・五	
二十二年以上二十三年未満	二十二年を超えて二十九年に達するまでの期間	百分の一・二五	
二十三年以上二十四年未満	二十三年を超えて三十年に達するまでの期間	百分の一	
二十七年を超えて三十年に達するまでの期間	百分の一		

二十五年を超えて三十年に達するまでの期間	百分の一
二十五年を超えて三十六年に達するまでの期間	百分の一・二五
二十六年を超えて三十年に達するまでの期間	百分の一
十五年を超えて二十年に達するまでの期間	百分の一・五

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

第四条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十号中「第二条の十一の二」を「第二条の十一の二」に改める。

#### 附則

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定（同条中昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律第十一条第三項、第十二条の二第三項及び第十二条の三第三項の改正規定を除く。）、第二条中国家公務員共済組合法第二十一条第一項第三号及び第八十八条の五第一項の改正規定、同法第九十八条第二項を削る改正規定、同法第一百条第三項、第一百二条第三項、第一百十一条第四項及び第九项並びに附則第三条の二の改正規定、同条を附則第三条の三とし、附則第三条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第十四条の二を削り、附則第十四条の三を附則第十四条の二とする改正規定、第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十一条第二項、第四項、第六項及び第七項、第二十二条第二項、第三項及び第五項、第三十一条第二項から第五項まで、第三十三条並びに第四十五条第二項、第六項及び第七項の改正規定並びに同法別表の改正規定（同表の備考四の改正規定を除く。）、第四条の規定並びに次項、附則第八条、第九条、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十

二条、第二十四条及び第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（以下この項において「改正後の年金額改定法」という。）第一条の二第一項、第十条の三、第十五条の二から第十七条まで、別表第一の十五、別表第三の二十一、第四条第一項及び第五項、第十条の二第一項、第十四条第一項及び第五項、第十条の二第一項、第十五条の二並びに別表第九の規定、第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第一百零三条第三項の規定、第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第三条第三項の規定、第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第三条第三項及び別表第一の規定、第四条の規定による改正後の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第七条第一項の規定並びに附則第九条、第十八条及び第十九条の規定、昭和五十四年四月一日

二 改正後の年金額改定法第一条の二の二第一項から第六項まで及び第九項、第二条の二第一項、第三条の十二の二並びに別表第四の十八の規定、改正後の法第八十八条の五第一項の規定、改正後の施行法第十一条第二項及び第五項、第六項、第二十二条第二項及び第五項、第三十一条第二項及び第四項並びに第四十五条

別表第三（第四十六条関係）	昭和五十五年一月一日以前の期間	期	間	割合
二十一年以上二十二年未満	二十七年を超えて三十年に達するまでの期間	百分の一		
二十四年以上二十五年未満	二十四年を超えて二十六年に達するまでの期間	百分の一・一五		
二十六年以上二十七年未満	二十六年を超えて三十年に達するまでの期間	百分の一		
二十五年以上	二十五年を超えて三十年に達するまでの期間	百分の一		
昭和五十五年一月一日以前の期間	期	間	割合	
二十一年以上二十二年未満	十五年を超えて二十年に達するまでの期間	百分の一・五		
二十四年以上二十五年未満	二十四年を超えて二十九年に達するまでの期間	百分の一・二五		
二十五年以上	二十五年を超えて三十年に達するまでの期間	百分の一		
十五年を超えて三十年に達するまでの期間	百分の一			
二十二年以上二十三年未満	二十二年を超えて二十八年に達するまでの期間	百分の一・二五		
二十三年以上二十四年未満	二十三年を超えて二十七年に達するまでの期間	百分の一		
二十七年を超えて三十年に達するまでの期間	百分の一			
二十七年を超えて三十年に達するまでの期間	百分の一			
十五年を超えて三十年に達するまでの期間	百分の一			



十二号附則第九条第二項、第十条第一項若しくは第十一条第一項に規定する復帰希望職員に該当する者又は法律第百五十二号附則第十二条に規定する復帰希望組合員若しくは復帰希望役職員に該当する者について準用する。  
(六公社に転出した復帰希望者に係る特例に関する基調措置)

(公私に轉出した後焼着皇帝の特例を關する經過措置)

規定する復帰希望者（次項において「復帰希望者」という。）に該当する者（特例復帰希望者を除く。次項において同じ。）が引き続き同条第一項に規定する公社職員として在職し、引き続き施行日前に組合員の資格を取得したとき又は当該公社職員である間に死亡したときにおけるその者に対する長期給付に関する規定の適用については、なお従前の例による。

2 施行日において現に復帰希望者に該当する者に対する長期給付に関する規定の適用については、なお従前の例による。

**第十五条 改正後の法附則第二十条の二の規定**  
は、長期給付に要する費用で施行日以後に要するものについて適用し、長期給付に要する費用で施行日前に要するものについては、なお從前の例による。

(長期在職者の老齢加算等に関する経過措置)  
第十六条 改正後の施行法第十一條第二項及び第  
六項、第二十二条第二項及び第五項、第三十二  
条第二項及び第四項並びに第四十五条第二項及  
び第六項の規定は、昭和五十四年五月三十一日  
以前に給付事由が生じた給付についても、同年  
六月分以後適用する。

改正後の施行法第十一條第四項及び第七項、

**第十七条** 改正後の施行法第十三条の二、第二十一条第三項、第二十二条第三項及び第五项並びに第四十五条第七項の規定は、昭和五十四年九月三十日以前に給付事由が生じた給付についても、同年十月分以後適用する。  
(退職年金等の最低保障の特例に関する経過措置)

**第十七条** 改正後の施行法第十三条の二、第二十  
四条の二及び第四十五条の三の二の規定は、施

和五十五年一月分以後定期三十日  
第十八条 昭和五十四年三月一日から同年十一月  
三十日までの間に給付事由が生じた国家公務員  
共済組合法（以下この条において「法」という。）  
の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金  
（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施  
行法（以下この条及び附則第二十一条において

「施行法」というの規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下この条において同じ。)で次の各号に掲げるものについては、その額(遺族年金については、その額につき法第八十八条の五(施行法によるて適用する場合を含む)

ある場合には、その額から同条の規定により計算されるべき額に相当する額を控除した額)が、それぞれ、当該各号に定める額に満たないとときは、同年四月分から同年十一月分までのこれら の年金の額は、当該各号に定める額とする。一 法の規定による退職年金のうち次のイからハまでに掲げる年金・次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という）が当該退職年金を受け取れる最短年金年限（以下「退職年金の最短年金年限」という。）に達しているものに係る年金 六十四万四千円

以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金 四十八万五千三百円 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 三十二万三千五百

## 二 法の規定による廃疾年金 次のイからハま 円

イ 六十五歳以上の者で法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短年年限に達しているものに係る年金六十四万七千円

六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上ものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているものに係る年金四十八万五千三百円

三 二万三千五百円  
一 法の規定による遺族年金（法第九十二条の  
一の規定の適用を受ける遺族年金を除く。第  
三項、第六項、第八項及び第十項において同  
じ。）次のイからHまでに掲げる年金の区分  
に応じそれぞれイからHまでに定める額  
イ 六十歳以上の者は遺族である子を有す  
る六十歳未満の妻が受ける年金で法の規定  
による遺族年金の額の計算の基礎となつた  
組合員間のうち妻在職（この期間（以下こ

組合員期間のうち実在職した期間（以下この号において「実在職の期間」という。）が退職年金の最短年金年限に達しているもの三十七万四千五百円

八十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年未満のもの十八万七千三百円  
遺族である子を有しない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの三十二万三千五百円

限に達しているもの 三十二万三千五百円  
ホ 遺族である子を有しない六十歳未満の妻

（妻、子及び孫を除く。）が受けける年金で実在職の期間が退職年金の最短年金年限に達しているもの 二十二万二千七百円  
（妻、子及び孫を除く。）及び六十歳未満の者  
十六万八千八百円

前項第一号の規定の適用を受ける退職年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、同項の規定により算定した額に、当該各号に定める額を加えた額をもつて、当該費用年金の額とする。ただし、その者が当

の死亡について、恩給法（大正十二年法律第四十八号）による扶助料、法による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）による遺族年金その他の年金である給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 四万八千円  
二 遺族である子が二人以上いる場合 七万二千円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）三万六千円  
法の規定による遺族年金で昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じたものを受けた者が同年四月一日以後に六十歳に達したとき（遺族である子を有する事が同日以後に六十歳に達したときを除く。）は、

その達した日の属する月の翌月分以後、第一項第三号の規定に準じてその額を改定する。

4 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者であつて、六十歳未満の妻であり、

かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十四年四月一日以後に六十歳に達したときは、そ

の達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定に準じてその額を改定する。

5 法の規定による退職年金又は廃疾年金で昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じたものを受ける者が同年四月一日以後に六十歳に達した場合において、これらの年金の額が第一項第一号又は第二号に定める額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定に準じてその額を改定する。

6 法の規定による退職年金又は廃疾年金で昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じたものを受けた者が同年四月一日以後に六十歳に達したとき、当該各号に定める額を同項第一号又は第二号に定める額に改定する。

7 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻である場合には、次の各号のいずれに該当するかに応じ、同項の規定により算定した額に当該各号に定める額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。この場合においては、当該二項ただし書の規定を準用する。

8 法の規定による遺族年金で昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間に給付事由が生じたものを受けた者が同年六月一日以後に六十歳に達したとき（遺族である子を有する妻が同日以後に六十歳に達したときは除く。）、

9 法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金を受ける者が同年六月一日以後に六十歳に達したとき（遺族である子を有する妻が同日以後に六十歳に達したときは除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第六項の規定に準じてその額を改定する。

10 法の規定による退職年金を受ける遺族年金を受ける者であつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十四年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第七項の規定に準じてその額を改定する。

11 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻である場合において、その者が昭和五十四年十月一日以後に六十歳に達したときは、そ

の達した日の属する月の翌月分以後、第七項の規定に準じてその額を改定する。

12 第一項、第三項、第六項又は第八項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者又は第三項、第六項若しくは第八項の規定の適用を受ける年金を受けるものが二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これら

の規定を適用するものとする。

13 法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金の額の改定については、政令で、前各項の規定を適用するものとする。

14 前項の規定による年金額の改定により増加する費用の負担は、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に

関する法律第十七条第一号の規定の例による。

（公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置）

15 第十九条 改正後の施行法第三十三条及び別表第一の規定は、昭和五十四年三月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金について、

ても、同年四月分以後適用する。

16 昭和五十四年四月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金について改正後の施行法第三十三条又は別表第一の規定を適用する場合には、同年四月分及び同年五月分の年金につい

ては、同項の規定にかかるらず、同年十月分から

の最短年金年限に達しているもの

四十二万円

二 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く）。三十万五千円

三 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く）。三十万五千円

四 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く）。三十万五千円

五 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く）。三十万五千円

六 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く）。三十万五千円

七 六十歳以上の者又は遺族である子を有する六十歳未満の妻が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの（前号に掲げる年金を除く）。三十万五千円

八 六〇、〇〇〇円と、「一、三三五、〇〇〇円」とあるのは「一、二五五、〇〇〇円」とし、同表の備考二中「十八万円」とあるのは「十五万円」とする。

九 法第四十一条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。の規定に係る退職年金若しくは減額退職年金又は施行法第二十九条（施行法第四十一条第一項において準用す

る場合を含む。)の規定に係る遺族年金(施行法第七条第一項第五号又は施行法第九条第一号の規定に係るものに限る。)を受ける権利を有する者で政令で定めるものその他政令で定める者(以下この条において「代用教員期間等のある者」という。)に係る普通恩給等及び長期給付について、当該代用教員期間等のある者が別段の申出をしないときは、改正後の法律第百五十五号附則第四十四条の三及び改正後の施行法の規定にかかわらず、同年十月一日以後も恩給法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の恩給法及び第三条の規定による改正前の施行法の規定によるものとする。

2 代用教員期間等のある者が前項に規定する別段の申出をしなかつたときは、当該代用教員期間等のある者は、改正後の法律第一百五十五号附則第四十四条の三の規定の適用により増額されて支給された普通恩給等の額のうち当該増額された部分に相当する額を、政令で定めるところにより、これを支給した国又は都道府県に返還しなければならない。

(政令への委任)

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(通算年金通則法の一部改正)

第二十三条 通算年金通則法(昭和三十六年法律第一百八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「退職一時金の支給要件たる最短年限」を「一年」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第二十四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十ニ号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「第九十八条第一項第二号(福祉事業)の貸付け並びに同項第二号」を「第九十八条第一号(福祉事業)の貸付け並びに同条第三号」に改める。

#### (登録免許税法の一部改正)

第二十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のよう改正する。

別表第三の七の項中「第九十八条第一項」を「第九十八条」に改める。

(防衛厅設置法等の一部を改正する法律の一  
部改正)

#### 第二十六条 防衛厅設置法等の一部を改正する法 律(昭和四十五年法律第九十七号)の一部を次の よう改正する。

附則第二条第一項中「十五年」の下に「(当該衛

視等であつた期間の年月数と准陸尉等であつた

期間及び幹部自衛官であつた期間の年月数とを

合算した年月数のうち昭和五十五年一月一日前

の期間が十二年未満である者については、十六

年)」を加え、「退職一時金」を「脱退一時金」に改

め、同条第一項中「第四十八条の二」を「第四十

八条の三」に、「同法第四十五条の四及び第四十

六条第一項中「第二項」とあるのは「第二項若し

くは一部改正法附則第二条第一項」と、同法第

四十五条の五及び第四十七条第一項中「又は第

二項」とあるのは「若しくは第二項又は一部改正

法附則第二条第一項」を「同条第六項及び第七

項中「若しくは第二項」とあるのは「若しくは第

二項若しくは一部改正法附則第二条第一項」と、

同法第四十五条の二中「又は第二項」とあるのは

「若しくは第二項又は一部改正法附則第二条第

一項」と、同法第四十五条の四中「若しくは第二

項」とあるのは「若しくは第二項若しくは一部改

正法附則第二条第一項」と、同法第四十六条第一

項中「若しくは第二項」とあるのは「若しくは第二

項若しくは一部改正法附則第二条第一項」と、

同法第四十五条の二中「第一項第二号イからホ

までに掲げる者については、これらの者の区分

に応じ同号イからホまでに掲げる年数」とある

のは「一部改正法附則第二条第一項に規定する

者のうち退職年金の最短年金年限が十六年とさ

れているものについては、十六年」と、同法第

#### 四十七条第一項中「新法附則第十三条の二第一

項第二号イからホまでに掲げる者については、

これらの者の区分に応じ同号イからホまでに掲

げる年数」とあるのは「一部改正法附則第二条

第一項に規定する者のうち退職年金の最短年金

年限が十六年とされているものについては、十

六年」と、「又は第二項」とあるのは「若しくは第

二項又は一部改正法附則第二条第一項」と、同法

第四十八条中「新法附則第十三条の二第一項第

二号イからホまでに掲げる者については、これ

らの者の区分に応じ同号イからホまでに掲げる

年数」とあるのは「一部改正法附則第二条第一項

に規定する者のうち退職年金の最短年金年限が

十六年とされているものについては、十六年」

に改める。

附則第三条中「第十三条规定の二」

に、「第四十五条の三」を「第四十五条の三の二」

に、「第四十八条の三」を「第四十八条の四」に改

める。

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等

共済組合法に規定する共済組合が支給する年金

の額の改正に関する法律及び公共企業体職員等

共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等

共済組合法に規定する共済組合が支給する年金

の額の改定に関する法律及び公共企業体

職員等共済組合法の一部を改正する法律

(昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年

金の額の改定に関する法律(昭和四十二年

法律第六号)の一部を次のように改定する。

第一条 昭和四十二年度以後における公共企業体

職員等共済組合法に規定する共済組合が支給す

る年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年

法律第六号)の一部を次のように改定する。

第一条の二 第二項ただし書中「第一条の十一」

#### 第一条の十一の次に次の二条を加える。

(昭和五十四年度における旧法による退職年  
金等の額の改定)

第一条の十二 前条第一項の規定の適用を受け

る年金については、昭和五十四年四月分以

後、その額を、その算定の基礎となつている

別表第一の十四の仮定俸給(同条第四項、第

五項又は第十項から第十二項までの規定によ

り改定された年金については、同条第一項の規

定により年金額を改定したものとした場合

においてその改定年金額の算定の基礎となる

べき仮定俸給、同条第八項又は第九項の規定

により改定された年金については、その改定

年金額の算定の基礎となつている仮定俸給)

に対応する別表第一の十五の仮定俸給を俸給

とみなし、旧法の規定を準用して算定した額

に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金

の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち

実在職した期間が最短年金年限に達している

年金に限る)で、七十歳以上の者は旧法の

規定による退族年金に相当する年金を受ける

七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに

ついては、昭和五十四年四月分以後、その額

を、同項の規定により算定した額に、次の各

号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に掲げ

る額の十二倍に相当する額を加えた額に改定

する。この場合においては、第一条第四項後

段の規定を準用する。

1 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金

に相当する年金(其の額の計算の基

礎となつた組合員期間の年数と最短年金年

限との差年数のうち、十三年に達するまで

の年数についてはその差年数一年につき前

項の規定により俸給とみなされた別表第一

の十五の仮定俸給の額の三百分の二、十三

年を超える年数についてはその差年数一年

につきその俸給とみなされた別表の仮定俸

給の額の三百分の一に相当する額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短年金年限との差年数のうち、十三年に達するまでの年数についてはその差年数一年につき前項の規定により俸給とみなされた別表第一の十五の仮定俸給の額の六百分の二、十三年を超える年数についてはその差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の六百分の一に相当する額

3 第一項の規定の適用を受ける年金 (その年の年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る)については、その年金を受け取る者が昭和五十四年四月一日以後に七十歳に達したとき (旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定により改定された額が当該各号に掲げられたときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

5 第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が昭和五十四年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

6 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者が受ける年金 六十

ロ 六十五歳未満の者が受ける年金 四十

八万五千三百円

二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限

に達しているもの 六十四万七千円

ロ 六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもつてゐる(イに掲げる年金を除く)又は六十五歳未満の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達してゐるもの 四十八万五千三百円

ハ ロに掲げる年金以外の年金 三十二万三千五百円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は六十歳未満の妻 (遺族である子がいる場合の妻に限る)が受ける年金 三十七万四千五百円

ロ 六十歳未満の妻 (遺族である子がいる場合の妻を除く)、子又は孫が受ける年金 三十二万三千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十四万二千七百円

5 第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が昭和五十四年四月一日から同月三十日までの間に六十歳に達したときは、同年五月分以後、その者を前述第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

6 第二項、第四項又は第六項の規定の適用を受ける年金 (その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る)については、昭和五十四年六月分以後、その額を改定する。

7 第二項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がない者である場合において、その者が昭和五十四年四月一日から同月三十日までの間に六十歳に達したときは、同年五月分以後、その者を前述第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

8 第二項、第四項又は第六項の規定の適用を受ける年金 (その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る)については、昭和五十四年六月分以後、その額を改定する。

9 第二項、第四項又は第六項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が昭和五十四年六月分以後、その額を改定する。

10 第二項、第四項又は第六項の規定の適用を受ける年金 (その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る)については、昭和五十四年六月分以後、その額を改定する。

11 第二項又は第六項から前項までの規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金で、六十歳以上の者又は六十歳未満の妻 (遺族である子がいる場合の妻に限る)が受けるもの 四十一万円

11 第二項又は第六項から前項までの規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金で、六十歳以上の者又は六十歳未満の妻 (遺族である子がいる場合の妻に限る)が受けるもの 四十一万円

二 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短年金年限との差年数のうち、十六五年に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

12 第二項、第四項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十四年六月分以後、これらの規定により算定した年金の額 (その額について、第六項又は第七項の規定の適用があつた場合には、その額からこれら



は、同項」とあるのは、「第二条の十二第五項又は第九項の規定は、これら」と読み替えるものとする。

11 第四項又は第八項の場合において、障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、第四項第一号又は第八項第一号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については十万八千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千円(そのうち一人までは、一人につき三万二千四百円(配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り六万六千円))を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

12 第四項又は第八項の場合において、殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族があるときは、第四項第二号若しくは第八項第二号に掲げる額(第五項又は第九項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定を適用した場合の額)に第一号に掲げた額を加えた額又は第四項第三号若しくは第八項第三号に掲げる額(第五項又は第九項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定を適用した場合の額)に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

13 第四項又は第八項の場合において、殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族があるときは、第四項第二号若しくは第八項第二号に掲げる額(第五項又は第九項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定を適用した場合の額)に第一号に掲げた額を加えた額又は第四項第三号若しくは第八項第三号に掲げる額(第五項又は第九項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定を適用した場合の額)に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

14 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

第三条第一項中「第三条の十一」を「第三条の十二」に改める。  
第三条の九第一項中「、第五十九条の二又は附則第六条の四(法附則第十七条の二)」「若しくは第五十九条の二又は昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第一号)」第二

条の規定による改正前の法(以下この項及び次条第一項において「昭和五十四年改正前の法」という。)附則第六条の四(昭和五十四年改正前の法の二又は附則第六条の四の規定)を「若しくは第五十九条の二又は昭和五十四年改正前の法附則第六条の四の規定」に改める。

第三条の十第一項中「、第五十九条から第五十九条の三まで又は附則第六条の四(法附則第十七条の二)」を「若しくは第五十九条から第五十九条の三まで又は昭和五十四年改正前の法附則第六条の四(法附則第十七条の二)」を「若しくは第五十九条から第五十九条の三まで又は昭和五十四年改正前の法附則第六条の四(法附則第十七条の二)」に改める。

第三条の十一の次に次の一条を加える。

(昭和五十四年度における法による退職年金等の額の改定)

第三条の十二 昭和五十一年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定によ

る退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺

族年金については、昭和五十四年四月分以

後、その額を、前条第一項又は第三項の規定

により改定された年金額(最低保障等の規定

の適用があつた場合には、その適用がないも

のとした場合の年金額)の算定の基礎となつ

ている俸給年額(同条第二項若しくは第四項

において準用する第一条第六項の規定により

従前の年金額をもつて改定年金額とした年金

又は前条第五項、第六項若しくは第九項から

第十一項までの規定により改定された年金に

ついては、それぞれ同条第一項又は第三項の規

定により年金額を改定したものとした場合

において、その改定年金額(最低保障等の規

定の適用があつた場合には、その適用がない

ものとした場合の改定年金額)の算定の基礎

となるべき俸給年額)にその額が別表第九の

上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属す

るかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得

た額(その額に一円未満の端数があるとき

は、これを切り捨てて得た額)に、当該区分

に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(当該俸給年額が四百七十五万四千二百八十五円以上であるときは、その額)を法第十一条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給年額にその額が別表第九の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その十二を乗じて得た額が四百七十五万四千二百八十五円以上であるときは、その額)を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)とする。

3 第一条第六項の規定は、前二項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

第四条の六の次に次の一条を加える。

(昭和五十四年度における法による通算退職年金及び通算退族年金の額の改定)

第四条の七 昭和五十一年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金(法第六十一条の二第五項の規定の適用を受けるものを除く。第三項において同じ。)については、昭和五十四年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額に組合員期間の月数を乗じて得た金額に改定する。この場合において、第二号に掲げる

通算退職年金の仮定俸給の額は、前条第一項から第三項までの規定により改定された年金額の算定の基礎となつている通算退職年金の

額に組合員期間の月数を乗じて得た額を乗じて得た割合(その割合が百分の八十に満たないときは、百分の八十)を乗じて得た額に改定する。

1 前項第二号に掲げる通算退職年金の仮定

俸給の額を三十で除して得た額に、組合員

期間に応じ法別表第三に定める日数を乗じて得た額

2 前項各号に掲げる金額の合算額に、組合員

期間の月数及び退職時の年齢に応じ法別

表第三の二(昭和五十一年九月三十日以前に法の退職をした組合員については、昭和

五一年改正前の法別表第三の二)に定め

る率を乗じて得た額

3 昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金について

は、昭和五十四年四月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第九の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その十二を乗じて得た額が四百七十五万四千二百八十円以上であるときは、その額）を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を第一項第一号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額とみなし、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 第一条第六項の規定は、前二項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

別表第一の十四の仮定俸給	円
六三、七一〇	六六、二三〇
六六、三三〇	六八、九六〇
六七、九六〇	七〇、六四〇
六九、六〇〇	七二、三四〇
七一、四五〇	七四、二六〇
七四、〇八〇	七六、九八〇
七六、三五〇	七八、一〇〇
七八、四六〇	八一、〇三〇
八一、六二〇	八三、八〇〇
八三、四五〇	八六、一九〇
八六、三〇〇	八九、八二〇
八九、三〇〇	九二、八五〇
九一、八六〇	九六、四六〇
九五、九〇〇	一〇一、八〇〇
九八、一三〇	一一〇、一〇〇
一〇〇、九〇〇	一二〇、九〇〇

別表第一の十四の仮定俸給	円
六三、七一〇	六六、二三〇
六六、三三〇	六八、九六〇
六七、九六〇	七〇、六四〇
六九、六〇〇	七二、三四〇
七一、四五〇	七四、二六〇
七四、〇八〇	七六、九八〇
七六、三五〇	七八、一〇〇
七八、四六〇	八一、〇三〇
八一、六二〇	八三、八〇〇
八三、四五〇	八六、一九〇
八六、三〇〇	八九、八二〇
八九、三〇〇	九二、八五〇
九一、八六〇	九六、四六〇
九五、九〇〇	一〇一、八〇〇
九八、一三〇	一一〇、一〇〇
一〇〇、九〇〇	一二〇、九〇〇

別表第一の十五（第一条の十一、第二条の十二関係）

仮 定 備 給

5 法第六十一条の二第五項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、前後の退職のそれについて前各項の規定の例により算定した額の合算額に改定する。

6 昭和五十三年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、当該通算退職年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

第七条第一項中「第一条の十一」を「第一条の十二」に改め、同条第二項中「第四条の六」を「第一条の七」に改める。

別表第一の十四の次に次の二表を加える。

一〇六、五八〇	一一〇、六九〇
一一〇、一〇〇	一二〇、七九〇
一一二、四七〇	一二六、七九〇
一一八、二八〇	一二三、八二〇
一二四、六八〇	一二九、四七〇
一二七、九六〇	一三一、〇八〇
一三一、〇八〇	一三五、五三〇
一三五、五三〇	一三八、一六〇
一三八、一六〇	一四五、七八〇
一四五、七八〇	一四九、五五〇
一四九、五五〇	一五三、五二〇
一五三、五二〇	一五六、一二〇
一五六、一二〇	一六八、八一〇
一六八、八一〇	一七〇、七九〇
一七〇、七九〇	一七七、一四〇
一七七、一四〇	一八六、一四〇
一八六、一四〇	一九五、〇六〇
一九五、〇六〇	一九〇、五七〇
一九〇、五七〇	二〇〇、九三〇
二〇〇、九三〇	二〇五、九三〇
二〇五、九三〇	二一〇、五七〇
二一〇、五七〇	二一六、八三〇
二一六、八三〇	二二六、八三〇
二二六、八三〇	二三七、五九〇
二三七、五九〇	二三九、五九〇
二三九、五九〇	二四八、四八〇
二四八、四八〇	二五八、九八〇
二五八、九八〇	二六九、四二〇
二六九、四二〇	二七五、九八〇
二七五、九八〇	二八三、一八〇
二八三、一八〇	二九六、五二〇
二九六、五二〇	三一〇、一八〇
三一〇、一八〇	三二七、七〇〇
三二七、七〇〇	三三三、五八〇
三三三、五八〇	三五〇、九二〇
三五〇、九二〇	三七六、九八〇
三七六、九八〇	三八三、二三〇
三八三、二三〇	三九〇、九四〇

一一〇、六九〇	一二〇、七九〇
一二〇、七九〇	一二二、二七〇
一二二、二七〇	一二六、七九〇
一二六、七九〇	一三〇、〇九〇
一三〇、〇九〇	一三六、三〇〇
一三六、三〇〇	一四〇、七一〇
一四〇、七一〇	一四三、四三〇
一四三、四三〇	一四七、二二〇
一四七、二二〇	一五五、二三〇
一五五、二三〇	一五九、三三〇
一五九、三三〇	一五六、三〇〇
一五六、三〇〇	一六七、一八〇
一六七、一八〇	一七五、一二〇
一七五、一二〇	一七七、一七〇
一七七、一七〇	一八三、七三〇
一八三、七三〇	一八六、七三〇
一八六、七三〇	一九三、〇三〇
一九三、〇三〇	一九七、一七〇
一九七、一七〇	二〇一、二三〇
二〇一、二三〇	二〇七、九三〇
二〇七、九三〇	二一〇、七三〇
二一〇、七三〇	二一三、四七〇
二一三、四七〇	二一七、九三〇
二一七、九三〇	二二〇、九三〇
二二〇、九三〇	二二七、九二〇
二二七、九二〇	二三〇、〇三〇
二三〇、〇三〇	二三七、九一〇
二三七、九一〇	二四五、四三〇
二四五、四三〇	二五八、七一〇
二五八、七一〇	二六八、〇三〇
二六八、〇三〇	二七八、七一〇
二七八、七一〇	二九二、六三〇
二九二、六三〇	三〇六、四七〇
三〇六、四七〇	三一〇、四七〇
三一〇、四七〇	三一七、五一〇
三一七、五一〇	三二一、四六〇
三二一、四六〇	三三三、八三〇
三三三、八三〇	三五〇、九二〇
三五〇、九二〇	三七六、九八〇
三七六、九八〇	三八三、二三〇
三八三、二三〇	三九〇、九四〇

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十四の仮定俸給の額が三八九、五六〇円を超える場合は、同表の仮定俸給の額をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の十四の次に次の二表を加える。

別表第三の十五(第二条の十二関係)

別表第一の十五の下欄に掲げる仮定俸給	率
二七八、七二〇円以上のもの	一三三・〇割
二五七、二八〇円を超えて二七八、七二〇円未満のもの	一三一・八割
二四六、四八〇円を超えて二五七、二八〇円以下のもの	一四・五割
二三七、九一〇円を超えて二四六、四八〇円以下のもの	一四・八割
一六七、一八〇円を超えて二三七、九一〇円以下のもの	一五・〇割
一五九、三一〇円を超えて一六七、一八〇円以下のもの	一五・五割
一四三、四三〇円を超えて一五九、三一〇円以下のもの	一六・九割
一一六、七九〇円を超えて一四三、四三〇円以下のもの	一六・九割
一一二、二七〇円を超えて一六六、七九〇円以下のもの	一七・四割
一〇四、八〇〇円を超えて一一二、二七〇円以下のもの	一七・八割
一〇一、八五〇円を超えて一〇四、八〇〇円以下のもの	一九・〇割
九八、八一〇円を超えて一〇一、八五〇円以下のもの	一九・三割
八六、八八〇円を超えて九八、八一〇円以下のもの	一九・八割
七六、九八〇円を超えて八六、八八〇円以下のもの	二九・九割
七四、二六〇円を超えて七六、九八〇円以下のもの	三〇・二割
七二、三四〇円を超えて七四、二六〇円以下のもの	三一・九割
七〇、六四〇円を超えて七二、三四〇円以下のもの	三一・七割
六八、九六〇円を超えて七〇、六四〇円以下のもの	三三・〇割
六六、一三〇円を超えて六八、九六〇円以下のもの	三四・四割
六六、一三〇円のもの	三四・五割

別表第四の十七(第二条の十一関係)

障害の等級	年金額
一	三、一一〇、〇〇〇円
二	二、五五七、〇〇〇円
三	二、〇六八、〇〇〇円
四	一、五九二、〇〇〇円
五	一、二四九、〇〇〇円
六	九八七、〇〇〇円

別表第四の十六の次に次の二表を加える。

三八九、五六〇

三九三、五一〇

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、五九二、〇〇〇円」と、「一一一、〇〇〇円」とあるのは「一、八三〇、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第四の十八(第二条の十一関係)

障害の等級	年金額
一	三、二三〇、〇〇〇円
二	二、六五七、〇〇〇円
三	二、一六八、〇〇〇円
四	一、六八二、〇〇〇円
五	一、三三九、〇〇〇円
六	一、〇六七、〇〇〇円

備考

別表第四の備考一の規定は、この表の適用について準用する。

二 この表の四級、五級又は六級に該当する障害で、それぞれ恩給法別表第一号表ノ二に定める第三項症、第四項症又は第五項症以上に相当するものに係る年金については、大蔵大臣、運輸大臣及び郵政大臣の定めるところにより、それぞれその一級上位の等級に該当するものとみなす。

別表第八の次に次の二表を加える。

別表第九(第三条の十二、第四条の七関係)

俸給	年額	率	金額
一、七二五、〇〇〇円未満のもの	一・〇三七	二、〇〇〇円	
一、七二五、〇〇〇円以上二、七八八、八八八円未満のもの	一・〇三三	八、九〇〇円	
二、七八八、八八八円以上四、四三三、三三三円未満のもの	一・〇一四	三四、〇〇〇円	
四、四三三、三三三円以上四、五一八、三一九円未満のもの	一・〇〇〇	一四〇、四〇〇円	
四、五一八、三一九円以上四、七五四、二八五円未満のもの	〇・四〇五	二、八二八、八〇〇円	

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「退職一時金」削り、「返還一時金」を「脱退一時金」に改める。

第十五条第一項中「もとの」を「元の」に、「通算退職年金又は退職一時金」を「その合算した期間が二十年未満であるときは、通算退職年金又は脱退一時金」に改める。

第十六条の見出し中「組合員」を「組合」に改め

第十六条の二中「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)第一条の二に規定する通勤」を「通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第二百九十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。)」に、「行なわない」を行わないに改める。

第十七条第一項中「発生した当時」を「発生した日」に、「退職当時」を「退職した日」の属する月に改める。

第十八条第二項中「通算遺族年金又は死亡一時金」を「又は通算遺族年金」に改める。

第二十三条中「通算遺族年金又は死亡一時金」を又は通算遺族年金に、「通算遺族年金若しくは死亡一時金」を「若しくは通算遺族年金」に改める。「遺族年金」に、「遺族年金又は死亡一時金」を「死亡一時金」に改める。

第二十九条中「基づく」を「基づく」に、「差し押える」を「差し押さえる」に改め、「退職一時金」を削り、「返還一時金」を「脱退一時金」に改め年金に改める。

第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

第七 脱退一時金

第四十八条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を削る。

第四十九条の見出しを「(年金の支給期間及び支給期月)に改め、同条第一項中「発生した月」を「発生した日の属する月」に、「事由のなくなつた月まで」を「事由がなくなつた日の属する月までの分を」に改め、同条第二項ただし書中「その時」を「その月」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 年金である給付は、その支給を停止すべき事由が発生したときは、その事由が発生した日の属する月の翌月からその事由がなくなつた日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合に

は、支給を停止しない。

3 年金である給付の額を改定する事由が発生したときは、その事由が発生した日の属する月の翌月分からその改定した金額を支給する。

第四十九条の次に次の二条を加える。

(年金受給者の書類の提出等)

第四十九条の一 組合は、運営規則で定めると

ころにより、年金である給付の支給に関し必要な範囲内において、その支給を受ける者に

対して、身分関係の移動、支給の停止及び廃疾の状態に関する書類その他の物件の提出を

求めることができる。

2 組合は、前項の要求をした場合において、

正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるま

での間、年金である給付の支払を差し止める

ことができる。

第五十条第一項ただし書中「五十五歳」を「六十歳」に改め、同条第四項を削る。

第五十条の二 第三項中「又は同項及び同条第四項の規定」及び「又は同項本文及び同条第四項の規定」を削り、「同条第一項ただし書」を

同項ただし書に改め、同条第四項中「又は同

項及び同条第四項の規定」及び「(退職一時金の支給を受けるべき者にあつては、改定前の退職年金の年額の算定上前条第四項の規定により控除されることとされた額を控除した額)」を削る。

第五十二条第一項中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第五十二条第一項中「五十五歳」を「六十歳」に改め、「五十歳」を「五十五歳」に改め、同条第二項中「五十五歳」を「六十歳」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第五十三条第一項中「又は同項及び同条第四項の規定」及び「又は同項本文及び同条第四項の規定」を削り、「同条第一項ただし書」を「同

第五十三条第一項中「又は同項及び同条第四項の規定」及び「又は同項本文及び同条第四項の規定」を削り、「同条第一項ただし書」を「同項ただし書」に改め、「(退職一時金の支給を受けるべき者にあつては、改定前の退職年金の年額の算定上前条第四項の規定により控除されることとされた額を控除した額)」を削る。

第五十四条第一項中「又は同項及び同条第四項の規定」を削り、「同条第一項ただし書」を「同項ただし書」に改め、「(退職一時金の支給を受けるべき者にあつては、改定前の退職年金の年額の算定上前条第四項の規定により控除されることとされた額を控除した額)」を削る。

第五十五条第一項中「又は減額退職年金」を「減額退職年金」に改め、「減額退職年金」を「減額退職年金」に改め、同条第六項中「もとの」を「元の」に改め、同条第七項中「もとの」を「元の」に改め、同条第六項とし、同条中第八項を第

六百万円を超えるときは、その者が七十歳に達するまで、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金の年額のうち百二十万円を超える部分の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

2 前項に規定する所得金額とは、所得税法(昭和四十年法律第三十二号)第二十八条第二項に規定する給与所得の金額(退職年金に係る所得の金額を除く)から同法第二編第二章第四節の規定による所得控除の金額を控除した金額をいう。

3 前項に定めるものほか、第一項に規定する所得金額の計算方法その他同項の規定による退職年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十六条第一項中「五十五歳」の下に「に達した後六十歳」を加え、同条第二項中「その額の百分の四に相当する金額に、五十五歳」を「その額に、六十歳」に改め、「差年数」の下に「に応じ保険教理を基礎として政令で定める率」を加える。

第五十七条の二を削り、第五十七条の二中「第五十五条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第五十七条の二とする。

第五十八条第一項を次のよう改める。

「第五十五条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第五十七条の二とする。

第五十九条第一項を第八項とする。

第五十条第一項中「又は同項及び同条第四項の規定」及び「又は同項本文及び同条第四項の規定」を削り、「同条第一項ただし書」を「同

第五十一条第一項中「五十五歳」を「六十歳」に改め、「六十歳」を「五十五歳」に改め、同条第二項中「五十五歳」を「六十歳」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第五十二条第一項中「又は同項及び同条第四項の規定」を削り、「同条第一項ただし書」を「同

第五十三条第一項中「又は同項及び同条第四項の規定」及び「又は同項本文及び同条第四項の規定」を削り、「同条第一項ただし書」を「同

第五十四条第一項を次のよう改める。

第五十五条第一項中「又は同項及び同条第四項の規定」を削り、「同条第一項ただし書」を「同

第五十六条第一項中「又は同項及び同条第四項の規定」を削り、「同条第一項ただし書」を「同

第五十七条第一項中「又は同項及び同条第四項の規定」を削り、「同条第一項ただし書」を「同

第五十八条第一項中「又は同項及び同条第四項の規定」を削り、「同条第一項ただし書」を「同

第五十九条第一項中「又は同項及び同条第四項の規定」を削り、「同条第一項ただし書」を「同

第六十条第一項中「又は同項及び同条第四項の規定」を削り、「同条第一項ただし書」を「同

第六十一条第一項中「又は同項及び同条第四項の規定」を削り、「同条第一項ただし書」を「同

第六十二条第一項中「又は同項及び同条第四項の規定」を削り、「同条第一項ただし書」を「同

第六十三条第一項中「又は同項及び同条第四項の規定」を削り、「同条第一項ただし書」を「同

年金の年額に対する割合を乗じて得た金額の百分の五十」と読み替えるものとする。

第五十五条第四項中「又は減額退職年金」を「減額退職年金」に改め、同条第六項中「若しくは減額退職年金」を「減額退職年金」に改め、同条第七項中「もとの」を「元の」に改め、同条第六項とし、同条中第八項を第

七項とし、第九項を第八項とする。

第五十六条第一項中第三項を削り、第四項を第二項とする。

第五十七条の二を削り、第五十七条の二中「第五十五条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第五十七条の二とする。

第五十八条第一項を次のように改める。

「第五十五条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第五十七条の二とする。

第五十九条第一項を次のように改める。

「第五十五条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第五十七条の二とする。

第六十条第一項を次のように改める。

「第五十五条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第五十七条の二とする。

第六十一条第一項を次のように改める。

「第五十五条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第五十七条の二とする。

第六十二条第一項を次のように改める。

「第五十五条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第五十七条の二とする。

第六十三条第一項を次のように改める。

「第五十五条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第五十七条の二とする。

第六十四条第一項を次のように改める。

「第五十五条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第五十七条の二とする。

第六十五条第一項を次のように改める。

「第五十五条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第五十七条の二とする。

第六十六条第一項を次のように改める。

「第五十五条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第五十七条の二とする。

第六十七条第一項を次のように改める。

「第五十五条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第五十七条の二とする。

第六十八条第一項を次のように改める。

「第五十五条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第五十七条の二とする。

第六十九条第一項を次のように改める。

「第五十五条から前条まで」を「前三条」に改め、同条を第五十七条の二とする。

(次号及び第四号に規定する場合を除く。)に改め、「(退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、その加算した金額から当該退職時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額)」を削除した金額」を削り、同条第三項中「(退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合員となつたものが死亡した場合にあつては、その金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額)」を削除する。

第五十九条第一項中「前条第二項又は第三項の場合において、」を削り、「これらの規定」を「前条第一項又は第三項の規定」に改める。

第五十九条の二中「第五十八条第二項又は第三項」を「前二条」に改め、「(退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、四十三万一千円から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額)」を削除する。

第五五十九条の三第一項中「前三条の場合において、」を削り、「これらの規定」を「前三条の規定」に改め、同項第一号中「四万八千円」を「六万円」に改め、同項第二号中「七万二千円」を「八万四千円」に改め、同項第三号中「三万六千円」を「四万八千円」に改める。

第五十九条の四第一項中「十年未満の組合員」の下に「(廃疾年金を受ける権利を有する者を除く。)」を加え、「(退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、その金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき、俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額。次項において同じ。)」を削り、同条第二項中「組合員期間一年以上十年未満の組合員」を「組合員又は廃疾年金を受ける権

利を有する者であつて、組合員期間一年以上十  
年末満のもの」に改め、同条第三項中「(退職一  
時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の  
組合員となつたものが死亡した場合にあつて  
は、その金額から当該退職一時金の基礎となつ  
た組合員期間の年数一年につき賃給年額の百分  
の〇・四五に相当する額を控除した金額)」を削  
る。

第六十一条第一項中「五十五歳」を「六十歳」に  
改める。

第六十一条の二第一項中「退職一時金の支給  
を受けるべき者が」を「組合員期間一年以上二十  
年末満の者が退職した場合において」に改め、  
同条第三項ただし書きを削り、同条第五項中「退  
職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの」  
を「組合員期間一年以上二十年未満の者が退職  
した後再び元の」に、「新たに退職一時金の支給  
を受けるべき者となつた場合」を再び退職した  
場合(第十五条第二項の規定により合算した組  
合員期間が二十年未満である場合に限る。)に  
改める。

第六十一条の三を次のように改める。

に応じ当該各号に定める金額とする。

一 退職した後に六十歳に達した場合 次の  
イ 及びロに掲げる金額の合算額

イ 債給日額に、前項の組合員期間に応じ  
別表第三に定める日数を乗じて得た金額

ロ 退職した日の属する月の翌月から六十  
歳に達した日の属する月の前月までの期  
間に応ずる利子に相当する金額

二 六十歳に達した後に退職した場合 前号  
イに掲げる金額

3 前項第一号ロに規定する利子は、複利計算  
の方法によるものとし、その利率は、政令で  
定める。

4 前一項の場合において、第一項の規定に該  
当する退職(当該退職につき脱退一時金が支  
給されているものを除く。)が二回以上あると  
きは、脱退一時金の額は、その退職のそれぞ  
れについて前二項の規定により算定した額の  
合算額とする。

5 第一項に規定する者が同項の規定による請  
求を行うことなく死亡した場合には、当該請  
求は、その者の遺族(その死亡した者に係る  
遺族年金又は通算遺族年金を受ける権利を有  
する者を除く。)が行うことができる。

6 脱退一時金の額の算定の基礎となつた組合  
員期間は、長期給付に関する規定の適用につ  
いては、組合員期間でなかつたものとみな  
す。

第六十一条の四第一項中「通算退職年金を受  
ける権利を有する者」の下に「(廢疾年金を受け  
る権利を有する者)」を加える。

第六十一条の五を削り、第六十一条の六中  
「通産遺族年金又は死亡一時金」を「又は通算  
遺族年金」に改め、「第六十一条の四」を削り、  
同条を第六十一条の五とする。

第六十三条第二項を削る。

第七十八条中「適用については」の下に「、第  
十五条第二項ただし書」を加え、「第五十四条  
第一項、第五十六条第三項」を削り、「並びに第五

十八条」を、「第五十八条第一項及び第二項、第六十一条一二第二項及び第五項並びに第六十一條の三第一項」に、「こそ」を「超え」に改める。  
第八十二条の二を次のように改める。  
(継続長期組合員についての特例)  
第八十二条の二 組合員(長期給付)に関する規定の適用を受けない者を除く。が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国家公務員(國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百一十八号)第二条第一項第一号に規定する職員である国家公務員をいう。以下この条において同じ。)、地方公務員(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第一条第一項第一号に規定する職員である地方公務員をいう。以下この条において同じ。)又は特別の法律により設立された法人でその業務が公共企業体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(以下「公団等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公団等職員」という。)となるため退職した場合(政令で定める場合を除く。)には、長期給付に関する規定の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職はなかつたものとみなし、その者は、当該国家公務員、地方公務員又は公団等職員である期間引き続き組合員であるものとする。この場合においては、第六十六条第一項中「公共企業体は、次に掲げる金額を」とあるのは「国、地方公共団体又は公団等は第二号に掲げる金額を、公共企業体は第四号に掲げる金額をそれぞれ」と、同条第四項中「公共企業体」とあるのは「国、地方公共団体、公団等若しくは公共企業体」とする。  
前項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者(以下「継続長期組合員」といいう)が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を



算退職年金の年額は、第六十一条の二第三項の規定にかかるわらず、同項の規定により算定した金額に、第一号に掲げる金額を第一号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十に満たないときは、百分の八十）を乗じて得た金額とする。

一 債給日額に、組合員期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額

二 千六百五十円と債給の千分の十に相当する額の合算額に、組合員期間の月数及び退職時の年齢に応じ別表第三の二に定める率を乗じて得た金額

4 前項の規定の適用を受ける者に対する第六十一条の二第五項の規定については、同項中「前二項」とあるのは、「前二項及び附則第六条の四第三項」とする。

5 第三項の規定の適用を受ける者が死亡した場合における通算遺族年金の年額については、第六十一条の四第二項中「第六十一条の二第三項から第五項まで」とあるのは、「第六十一条の二第三項から第五項まで並びに附則第六条の四第三項及び第四項」とする。

第六条の五 退職一時金の支給を受けた者が更新組合員であつた者である場合における前条第一項又は第二項の規定の適用については、

あるのは「附則第十七条の二において適用する附則第六条第一項、第六条の三第一項又は第十四条第一項」と、同条第一項中「第五十八

条第二項又は第三項」とあるのは「第五十八

条第二項若しくは第三項又は附則第十七条の二において準用する附則第六条第四項若しくは第五項若しくは第六条の三第二項」とする。

2 更新組合員が退職した後に通算退職年金を受ける権利を有したこととなつた場合における当該退職に係る通算退職年金の年額は、第六十一条の二第三項又は前条第三項の規定に附則第五条第一項の規定に相当する額の合算額に附則第五条第一項第

一号の期間で施行日の前日まで引き続いているもの（同日前に給与事由の生じた恩給に関する法令の規定による一時恩給（以下「一時恩給」という。）の基礎となつた在職年に係るものを除く）、同項第三号の期間（控除期間を除く）及び施行日以後の組合員期間を合算しに定める日数を乗じて得た金額

二 千六百五十円と債給の千分の十に相当する額の合算額に、組合員期間の月数及び退職時の年齢に応じ別表第三の二に定める率を乗じて得た金額とする。

3 債給日額に、更新組合員の通算退職年金基礎期間の月数を乗じて得た金額に、第一号に掲げる金額を第一号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十に満たないときは、百分の八十）を乗じて得た金額とする。

4 前項の規定の適用を受ける者に対する第六十一条の二第五項の規定については、同項中「前二項」とあるのは、「前二項並びに附則第六条の四第三項並びに第六条の五第二項及び第三項」とする。

5 更新組合員であつた者が死亡した場合における通算遺族年金の年額については、第六十一条の二第三項から第五項まで並びに附則第六条の四第三項並びに第六条の五第二項及び第三項」とする。

6 更新組合員であつた者が死亡した場合における通算遺族年金の年額については、第六十一条の二第三項から第五項まで」とあるのは、「第六十一条の二第三項から第五項まで並びに附則第六条の四第三項及び第四項並びに第六条の五第二項及び第三項」とする。

更新組合員であつた者に係る通算退職年金又は通算遺族年金の年額の計算については、第六十一条の二第三項から第五項まで並びに附則第六条の四第三項及び第四項並びに第六条の五第二項及び第三項」とする。

前項の場合において、同項第一号に掲げる金額が、次の各号に掲げる更新組合員であつた者の区分に応じ当該各号に定める金額に満たないときは、その金額を同項第一号に掲げる金額とみなして、同項の規定を適用する。

一 債給日額に、更新組合員の通算退職年金基礎期間の月数及び当該退職時の年齢に応じ別表第三の二に定める率を乗じて得た

金額

二 千六百五十円と債給の千分の十に相当する額の合算額に、更新組合員の通算退職年金基礎期間の月数及び当該退職時の年齢に応じ別表第三の二に定める率を乗じて得た

金額

三 債給日額に、同日以前に長期組合員であつた更新組合員（同日に恩給公務員であつた更新組合員）の通算退職年金の年額について

合員を除く。）債給日額に、附則第五条第一項第三号の期間（旧法又は旧法の施行前の政府職員の共済組合に関する法令の規定による退職一時金の基礎となつた期間を除く）及び施行日以後の組合員期間を合算しに定める日数を乗じて得た金額

二 千六百五十円と債給の千分の十に相当する額の合算額に、組合員期間の月数及び退職時の年齢に応じ別表第三の二に定める率を乗じて得た金額（同号の期間のうち控除期間を除く）を有する者については、その金額から

債給日額にその期間に応じ同表に定める日数を乗じて得た金額の百分の四十五に相当する金額を控除した金額

三 債給日額に、附則第五条第一項第三号の期間（旧法又は旧法の施行前の政府職員の共済組合に関する法令の規定による退職一時金の基礎となつた期間を除く）及び施行日以後の組合員期間を合算しに定める日数を乗じて得た金額

四 更新組合員であつた者に対する第六十一条の二第五項の規定については、同項中「前二項」とあるのは、「前二項並びに附則第六条の四第三項並びに第六条の五第二項及び第三項」とする。

更新組合員であつた者が死亡した場合における通算遺族年金の年額については、第六十一条の二第三項から第五項まで並びに附則第六条の四第三項及び第四項並びに第六条の五第二項及び第三項」とする。

更新組合員であつた者に係る通算退職年金又は通算遺族年金の年額については、第六十一条の二第三項から第五項まで並びに附則第六条の四第三項及び第四項並びに第六条の五第二項及び第三項」とする。

前項の場合において、同項第一号に掲げる金額が、次の各号に掲げる更新組合員であつた者の区分に応じ当該各号に定める金額に満たないときは、その金額を同項第一号に掲げる金額とみなして、同項の規定を適用する。

一 債給日額に、更新組合員の通算退職年金基礎期間以外の期間は、組合員期間から除算する場合における当該廢疾年金の年額については、第五十五条第二項、第三項第七項若しくは第八項、第五十六条第一項又は附則第六条第二項若しくは第三項の規定により算定した額が、六十四万七千円に満たないときは、当分の間、その金額を当該退職年金の年額とする。

二 廉疾年金を受ける者が次の各号の一に該当する場合における当該廢疾年金の年額については、第五十五条第二項、第三項第七項若しくは第八項、第五十六条第一項又は附則第六条第二項若しくは第三項の規定により算定した額が、当該各号に掲げる金額に満たないときは、当分の間、それぞれその金額を当該廢疾年金の年額とする。

三 廉疾年金を受ける者が六十五歳以上の者であり、かつ、その者の組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限以上である場合 六十四万七千円

二 当該廢疾年金を受ける者が六十五歳以上の者であり、かつ、その者の組合員期間のうち実在職した期間が九年以上最短年金年限未満である場合又は当該廢疾年金を受ける者が六十五歳未満の者であり、かつ、その者の組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限以上である場合 四十八万五千三百円

3 退職年金、減額退職年金又は廢疾年金を受

準用する。

第六条の八 退職年金又は減額退職年金を受け

る者が六十五歳以上の者であり、かつ、その者の組合員期間のうち実在職した期間（船員である組合員であつた期間については、第七十七条第二項の規定により計算した期間。以下この条において同じ。）が最短年金年限（退職年金を受ける最短年金年限をいう。以下この条において同じ。）以上である場合において同じ。が最短年金年限を有する者については、その金額から

當該退職年金の年額（当該減額退職年金の年額の算定の基礎となるものを含む。）についての条において同じ。）以上である場合における當該退職年金の年額若しくは第三項若しくは第十五条第二項若しくは第六条の六の規定は、第五十条第二項若しくは第三項若しくは第十六条第二項から第四項まで又は附則第六条第一項若しくは第六項、第六条の二第二項第一項若しくは第二項、第六条の三第一項、第六条の四第一項若しくは第六条の六の規定により算定した額が、六十四万七千円に満たないときは、当分の間、その金額を当該退職年金の年額とする。

第六条第一項若しくは第六項、第六条の二第二項第一項若しくは第二項、第六条の三第一項、第六条の四第一項若しくは第六条の六の規定により算定した額が、六十四万七千円に満たないときは、当分の間、その金額を当該退職年金の年額とする。

第六条第二項若しくは第三項の規定により算定した額が、当該各号に掲げる金額に満たないときは、当分の間、それぞれその金額を当該廢疾年金の年額とする。

一 当該廢疾年金を受ける者が六十五歳以上の者であり、かつ、その者の組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限以上である場合 六十四万七千円

二 当該廢疾年金を受ける者が六十五歳以上の者であり、かつ、その者の組合員期間のうち実在職した期間が九年以上最短年金年限未満である場合又は当該廢疾年金を受ける者が六十五歳未満の者であり、かつ、その者の組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限以上である場合 四十八万五千三百円

けられる者が六十五歳未満の者であり、かつ、その組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限以上（廃疾年金を受ける者にあつては、九年以上）である場合において、その者が六十五歳に達したときは、前二項の規定に準じてその額を改正する。

附則第八条を次のように改める。  
(特例死亡一時金)

第八条 組合員期間（第五十六条第二項の規定により廃疾年金を受ける権利を失つた者の当該廃疾年金の年額の算定の基礎となつた組合員期間（当該廃疾年金の年額が第五十五条第二項の規定により算定されたものである場合にあつては、その年額を同条第三項の規定により算定するものとした場合においてその年額の算定の基礎となるべき組合員期間）を除く。）一年以上二十年未満の者（昭和五十四年十二月三十一日において組合員の資格を有していた者に限る。）が、退職した後六十歳に達するまでの間に死亡したときは、その者の遺族に一時金（以下「特例死亡一時金」という。）を支給する。ただし、その死亡した者の遺族がその死亡した者に係る遺族年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、この限りでない。

2 特例死亡一時金の額は、俸給日額に前項の組合員期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額に、退職した日の属する月の翌月から死亡した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加算した金額とする。

3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 前二項の場合において、第一項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、特例死亡一時金の額は、その退職のそれぞれについて前二項の規定により算定した額の合算額とする。

5 特例死亡一時金は、脱退一時金とみなし

て、長期給付に関する規定（第六十一条の三の規定を除く。）を適用する。

6 前各項に定めるもののほか、特例死亡一時金に関する必要な事項は、政令で定める。

附則第九条第十条及び第十二条第一項中「第五十四条第一項又は」を削り、「第一項」の下に「又は第六十一条の二第二項」を加え、「退職一時金又は廃疾一時金」を廃疾一時金又は通算退職年金に改める。

附則第十四条の二第一項中「附則第六条の三第一項、附則第六条の四第一項」を「第六条の二第一項若しくは第二項、第六条の三第一項、第六条の六、第六条の八第一項若しくは第三項」に改める。

附則第十四条の三中、「附則第六条第四項、附則第六条の三第二項及び附則第六条の四第二項」を「及び第五十九条から第五十九条の三まで（附則第六条の七において準用する場合を含む。）並びに附則第六条第四項、第六条の二第五項及び第六項並びに第六条の三第二項」に改め、同条を附則第十四条の五とし、附則第十四条の二の次に次の二条を加える。

（退職年金及び減額退職年金の停止に関する特例）  
第十四条の三 次の各号に掲げる退職年金で当該各号に定める金額が百二十万円を超えるものについては当該退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した年の属する年を除く。）における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳に達するまで、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金の額の百分の五十に相当する金額の支給を停止する。

2 特例死亡一時金の額は、俸給日額に前項の組合員期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額に、退職した日の属する月の翌月から死亡した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する金額を加算した金額とする。

3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 前二項の場合において、第一項の規定に該当する退職が二回以上あるときは、特例死亡一時金の額は、その退職のそれぞれについて前二項の規定により算定した額の合算額とする。

5 特例死亡一時金は、脱退一時金とみなし

て、長期給付に関する規定（附則第五条第一項各号の期間を合算した期間をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じそれぞれイ又はロに定める金額

イ 施行日前の期間が二十年以上であるも

の 当該退職年金の年額から施行日前の期間を組合員期間とみなして附則第六条に定める金額

イ 施行日前の期間が二十年以上であるも

の 前二項の規定による退職年金又は減額退職年金の支給の停止について準用する。

4 更新組合員については、第五十二条の二第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

附則第五条第一項第一号の期間を控除した金額

口 施行日前の期間が二十年未満であるも

の 当該退職年金の年額から施行日前の期間を組合員期間とみなして附則第六条に定める金額

イ 施行日前の期間が二十年以上であるも

の 当該退職年金の年額から施行日前の期間を組合員期間とみなして附則第六条に定める金額

3 第五十二条の二第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による退職年金又は減額退職年金の支給の停止について準用する。

4 更新組合員については、第五十二条の二第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

附則第五条第一項第一号の期間を控除した金額

口 附則第五条第一項第一号の期間が二十

支給を停止する。

年未満であるもの 同号の期間の年数に  
俸給年額の百分の二に相当する額を乗じ  
て得た額から同号の期間一年につき附則  
第六条第一項第一号に規定する金額を控  
除した金額

二 附則第六条の三第一項の規定によりその  
額が算定された退職年金 当該退職年金の  
年額に附則第五条第一項第一号の期間の年  
数を組合員期間の年数で除して得た割合を  
乗じて得た金額

三 附則第十四条の二第一項の規定によりそ  
の額が算定された退職年金 同項に規定す  
る普通恩給の年額に相当する金額

2 前項に規定する課税総所得金額は、政令で  
定めるところにより、毎年、税務署長の調査  
したところによるものとし、同項の規定によ  
る支給の停止は、その年の翌年六月から翌々  
年五月までの分として支給されるものについ  
て行う。

附則第十五条第一項中「若しくは廢疾年金」を

「廢疾年金若しくは通算退職年金」に、「退職  
一時金(通算退職年金若しくは返還一時金及び  
廃疾一時金)」を「廢疾一時金及び昭和五十四年改  
正前の法の規定による退職一時金をいう。附則第二十  
四条第十項において同じ。」に改め、「死亡一時  
金」の下に「昭和五十四年改正前の法第六十一  
条の五の規定による死」一時金をいう。附則第二十  
四条第十項において同じ。」を加え、同項  
ただし書を削る。

附則第十六条第一項中「若しくは廢疾年金又  
は退職一時金若しくは廢疾一時金」を「廢疾年  
金若しくは通算退職年金又は廢疾一時金又は  
昭和五十四年改正前の法第六十一條の五の規  
定による死」一時金をいう。附則第二十  
四条第十項において同じ。」を加え、同項  
ただし書を削る。

昭和三年一月一日以前に生まれた者

五十五歳 五十歳

(遺族年金の支給開始年齢の特例)  
中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄  
に掲げる字句に読み替えるものとする。

中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄  
に掲げる字句に読み替えるものとする。

金若しくは通算退職年金又は廢疾一時金若しく  
は昭和五十四年改正前の法の規定による退職一  
時金に改め、同条第三項中「退職一時金又は廢  
疾一時金」を「廢疾一時金又は昭和五十四年改正  
前の法の規定による退職一時金」に、「当該退職  
一時金及び廢疾一時金」を「当該廢疾一時金及び  
金」に、「こえる」を超えるに改め、同条の次  
に次の三条を加える。  
(減額退職年金の支給開始年齢等の特例)

第十六条の二 退職年金を受ける権利を有する  
者がその者の事情によらないで引き続いて勤務する  
ことを困難とする理由により退職したた  
者で政令で定めるものに該当する場合は、第

五十三条第一項及び第二項の規定の適用につ  
いては、次条の規定の適用がある場合を除  
き、当分の間、第五十三条第一項中「五十五  
歳」とあるのは「五十歳」と、同条第二項中  
「保険教理を基礎として」とあるのは「保険教  
理を基礎とするほか附則第十六条の二に定め  
る理由を勘案して」とする。  
(退職年金の支給開始年齢等の特例)

第十六条の三 退職年金を受ける権利を有する第

者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第

五十一条第一項ただし書、第五十二条第一項、  
第五十二条、第五十三条及び第五十三条の二  
第四項の規定の適用については、次項の規定

の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げ  
る者の区分に応じ、これらの規定中「六十歳」  
とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句  
に、第五十二条第一項及び第五十三条第一項  
中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄  
に掲げる字句に読み替えるものとする。

3 前二項の規定の適用を受ける者について  
は、これらの規定により読み替えられた第五  
十三条第二項中「その額に」とあるのは「その  
額の百分の四に相当する金額に」と、「に応じ  
保険教理を基礎として政令で定める率を乗じ  
て」とあるのは「を乗じて」として、同項の規  
定を適用する。

(遺族年金の支給開始年齢の特例)  
第十六条の四 遺族年金を受ける権利を有する  
こととなつた者のうち次の表の上欄に掲げる  
者に対する第六十二条第一項の規定の適用に  
ついては、同表の上欄に掲げる者の区分に応  
じ、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同  
表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす

昭和九年一月一日から昭和十二年一月一日までの間に生まれた者	五十八歳	五十三歳
昭和十二年一月一日から昭和十五年一月一日までの間に生まれた者	五十九歳	五十四歳
五十七歳	五十六歳	五十二歳

2 退職年金を受ける権利を有することとなつ  
た者のうち次の表の第一欄に掲げる者が、そ  
の者の事情によらないで引き続いて勤務する  
ことを困難とする理由により退職したた  
者で定めるものに該当する場合におけるこれ  
らの者に対する第五十条第一項ただし書、第  
五十二条第一項、第五十二条、第五十三条及  
び第五十三条の二第四項の規定の適用につ  
いては、同欄に掲げる者の区分に応じ、これら  
の規定中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の第三欄  
に掲げる字句に、第五十三条第一項中「五十  
歳」とあるのはそれぞれ同表の第四欄に掲  
げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
昭和五十五年一月一日から昭和五十八年三月三十日までに退職年金を受ける権利を有することとなつた者	五十五歳	五十歳	四十五歳
昭和五十八年四月一日から昭和六一年三月三十日までに退職年金を受ける権利を有することとなつた者	五十六歳	五十一歳	四十六歳
昭和五八年四月一日から昭和六一年三月三十日までに退職年金を受ける権利を有することとなつた者	五十七歳	五十歳	四十五歳
昭和五八年四月一日から昭和六一年三月三十日までに退職年金を受ける権利を有することとなつた者	五十八歳	五十二歳	四十七歳
昭和五八年四月一日から昭和六一年三月三十日までに退職年金を受ける権利を有することとなつた者	五十九歳	五十三歳	四十九歳
昭和五八年四月一日から昭和六一年三月三十日までに退職年金を受ける権利を有することとなつた者	六十歳	五十四歳	五十一歳

る。

昭和五十五年一月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十五歳
昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十六歳
昭和六十七年四月一日から昭和七十年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十七歳
昭和六十七年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十八歳
昭和六十七年四月一日から昭和七十年三月三十一日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十九歳

附則第十七条の見出しを「(更新組合員に係る支給開始年齢の特例)」に改め、同条第四項中「五十五才に達するまでは」を「六十歳に達するまでは」に、「五十五才に達するまでは」を「五十五歳に達するまでは」に、「五十才」を「五十歳」に改める。

附則第十七条の二中「第六条の四」を「第六条の三」に、「第九条」を「第六条の六から第六条の八まで、第九条」に、「及び第十三条から前条までを」、「第十三条から第十六条まで及び前条」に、「もの」を「元の」に改め、同条後段を削り、「五十五歳に達するまでは」に、「五十才」を「五十歳」に改める。

附則第十七条の二中「第六条の四」を「第六条の三」に、「第九条」を「第六条の六から第六条の八まで、第九条」に、「及び第十三条から前条までを」、「第十三条から第十六条まで及び前条」に、「もの」を「元の」に改め、同条後段を削り、「五十五歳に達するまでは」に、「五十才」を「五十歳」に改める。

附則第十七条の二中「第六条の四」を「第六条の三」に、「第九条」を「第六条の六から第六条の八まで、第九条」に、「及び第十三条から前条までを」、「第十三条から第十六条まで及び前条」に、「もの」を「元の」に改め、同条後段を削り、「五十五歳に達するまでは」に、「五十才」を「五十歳」に改める。

〔以下同じ〕を〔以下この条から附則第二十六条条まで及び附則第二十七条において同じ〕に、「もとの」を「元の」に改め、同条第三項を次のよう改める。

3 復帰組合員が第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員があつた期間につき一時恩給又は旧法若しくは昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二号)第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(第七十七条第二項を除く。)を、国家公務員共済組合法(第七十七条第二項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)を除く。)若しくは国家公務員共済組合法(第七十七条第二項を除く。)を、国家公務員共済組合法(第七十七条第二項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)を除く。)若しくは国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(第十一条)第五条第一項及び第十六条を除く。)に改め、「するものとし、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金については、第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除下「一時恩給等」という。)を受けた者(昭和五十四年改正前の國の共済法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。以下この条及び次条において同じ。)であるときには、その者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金について、その者に当該年金を支給する際に、その支給期日に支給すべき当該年金の額から当該一時恩給等の額(旧法又は昭和五十四年改正前の國の共済法の規定による給付の制限を受ける者にあつてはその制限を受けないとした場合において受けることができる額、昭和五十四年改正前の國の共済法の規定による退職一時金にあつては昭和五十四年改正前の國の共済法第八十条第二項第一号に掲げる額)に相当する金額を控除し、これらの

金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額を超えるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

附則第二十四条第四項中「その遺族が第一項」

を「その遺族が、その復帰組合員が第一項に、『若しくは遺族年金』を、『遺族年金若しくは死亡一時金又は返還一時金若しくは死亡一時金』に改め、同項を同条第十項とする。

附則第二十五条第一項中「又は国家公務員」を「若しくは國家公務員」に、「若しくは国家公務員」を「又は国家公務員」に、「その職を退くことなくして死したとき(国家公務員共済組合法の規定により同法の組合員であつたものとみなされるとき限り、その死亡によりその者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有することとなつたときを除く。)」に、「若しくは遺族年金」を、「遺族年金若しくは通算退職年金」に、「第七十七条第二項若しくは第七十七条第二項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)若しくは第七十五条第一項(第七十七条第二項を除く。)を、国家公務員共済組合法(第七十七条第二項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)を除く。)若しくは第七十五条第一項及び第十六条を除く。)に改め、「するものとし、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金については、第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員であつた期間は、組合員期間から除下「一時恩給等」という。)を受けた者(昭和五十四年改正前の國の共済法第八十条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。以下この条及び次条において同じ。)であるときには、その者又はその遺族に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金について、その者に当該年金を支給する際

に、その支給期日に支給すべき当該年金の額から当該一時恩給等の額(旧法又は昭和五十四年改正前の國の共済法の規定による給付の制限を受ける者にあつてはその制限を受けないとした場合において受けることができる額、昭和五十四年改正前の國の共済法の規定による退職一時金にあつては昭和五十四年改正前の國の共済法第八十条第二項第一号に掲げる額)に相当する金額を控除し、これらの

金】を加え、「返還一時金又は死亡一時金】を「通算遺族年金、脱退一時金若しくは特例死亡一時金又は返還一時金若しくは特例死亡一時金」に改め、「若しくは国家公務員共済組合法の規定による給付の制限を受けた者にあつては、その制限を受けないとした場合において受けることができる額、昭和五十四年改正前の國の共済法の規定による退職一時金にあつては昭和五十四年改正前の國の共済法第八十条第二項第一号に掲げる額)に相当する金額を控除し、これらの

て受けることができる額。以下この項において同じ。に相当する金額を控除するものとし、これらの者に支給すべき退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その者に当該年金を支給する際に、その支給期月に支給すべき当該年金の額から同法の規定による当該廃疾一時金又は遺族一時金の額に相当する金額を控除し、これらの金額がその支給期月に支給すべき当該年金の額を超えるときは、その残額を順次次の支給期月に支給すべき当該年金の額から控除するものとする。

附則第二十五条第四項中「その遺族が第一項」を「その遺族が、その転出組合員であつた者が第一項」に、「若しくは遺族年金(公務遺族年金を除く。以下この条において同じ。)を「遺族年金(公務遺族年金を除く。以下この条において同じ。)若しくは通算退職年金」に、「若しくは遺族年金の年額」を「遺族年金若しくは通算退職年金の年額」に、「第七十七条第一項において準用する場合を含む。」若しくは「」を「第七十七条第二項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)若しくは」に、「第十五条」を「第十五条第一項」に、「若しくは国家公務員共済組合法(第七十七条第一項を除く。)」を「国家公務員共済組合法(第七十七条第一項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)を除く。)若しくは国家公務員共済組合法(第七十七条第一項を除く。)」に、「若しくは国家公務員共済組合法(第七十七条第一項を除く。)」を「国家公務員共済組合法(第七十七条第一項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)を除く。)若しくは国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(第十五条第一項及び第十六条を除く。)」に改め、「するものとし、その者又はその遺族に支給すべき退職一時金又は遺族一時金については、第一項の規定により組合員であつたものとみなされる国家公務員又は公庫等職員であつた期間は、組合員期間から除算」を削り、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項中「退職一時金及び」を削り、同項ただし書を削

り、同項を同条第五項とし、同条第八項から第十三項までを削る。

附則第二十六条第一項中「第六条の四」を「第六条の八」に改め、「第八条」を削り、「第七条まで」を「第六条まで、第十七条」に改める。

附則第二十六条の三第二項ただし書を削る。

附則第二十六条の七第三項中「第七項」を「第六项」に改める。

附則第二十六条の九の次に次の二条を加え

#### (特例廃疾年金等の支給)

第二十六条の十 次の各号に掲げる者が、継続長期組合員であつた間に、国、地方公共団体若しくは公団等の業務又は通勤により病気になり、又は負傷し、その傷病のため、それかかり、又は負傷し、その傷病のため、それぞれ当該各号に定める時に別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又はその時から五年以内に同表に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合においてその期間内にその者の請求があつたときは、当分の間、政令で定めるところにより、その者の死亡に至るまで特例廃疾年金を支給する。

#### 一 繙続長期組合員であつた者で引き続き再職したもの 次のイ又はロに掲げる場合に応じそれぞれイ又はロに定める時

イ その傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下この項において「初診日」という。)から起算して一年六月を経過した後に退職した場合 退職の時

ロ 初診日から起算して一年六月を経過するまでの間に退職した場合 その期間を経過するまでの間に治つた時又は治らないがその期間を経過した時

二 繙続長期組合員であつた者で第八十二条の二第二項第一号又は第二号に該当するに至つたもの(引き続き再び元の組合の組合員の資格を取得した者を除く)次のイ又はロに掲げる場合に応じそれぞれイ又はロに定める時

イ 初診日から起算して一年六月を経過した後にこれらの規定に該当するに至つた場合 その該当するに至つた時

ロ 初診日から起算して一年六月を経過するまでの間にこれららの規定に該当するに至つた場合 その期間を経過するまでの間に治つた時又は治らないがその期間を経過した時

2 前項の規定にかかるわらず、継続長期組合員であつた者に係る傷病が次に掲げるものであるときは、特例廃疾年金は支給しない。

一 国家公務員又は地方公務員である継続長期組合員であつた者の通勤によるものであつた間に定める期間の通勤によるものであつたものであるとき。

二 公団等職員である継続長期組合員であつた間のものであり、かつ、公的年金合算期間が六月となる前のものであるとき。

3 廃疾の状態になつた時又は請求の時が第一項各号に定める時から五年を経過した後であつても、組合が審査会の議に付することを適当と認め、かつ、審査会においてその廃疾が継続長期組合員であつた間の業務による傷病に起因することが顯著であると認決したときは、その時から、特例廃疾年金を支給する。

4 特例廃疾年金の年額は、継続長期組合員であつた者について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定又は厚生年金保険法の規定を適用する規定において準用する場合を含む)の規定

これらの法律の規定による廃疾年金又は障害年金の額の算定方法を参照して政令で定める額とする。

5 繙続長期組合員(国家公務員又は地方公務員である継続長期組合員に限る。以下この項

及び次項において同じ)又は継続長期組合員であつた者が、継続長期組合員である間に、國又は地方公共団体の業務により病気にかかり、又は負傷し、その傷病により死亡したとき

6 特例廃疾年金の年額は、継続長期組合員又は継続長期組合員であつた者について国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定を適用するとしたならばその者の遺族が受けうることができるこれらの法律の規定による遺族年金の額の算定方法を参考して政令で定める額とする。

7 特例廃疾年金又は特例廃疾年金は、それぞれ廃疾年金又は遺族年金とみなして、長期給付に関する規定(第十六条の二、第五十五条第一項から第五項まで、第六条の二第五項及び第六項並びに第六条の三第二項から第四項までの規定(これらの規定を附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む)、第六条の四第二項(附則第二十六条第一項において準用する場合を含む)の規定

定、第六条の七並びに第六条の八第二項及び第三項の規定(これらの規定を附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む)、第六条の四第二項(附則第二十六条第一項において準用する場合を含む)、第十二条(附則第二十六条第一項において準用する場合を含む)の規定

第十三条、第十四条第二項及び第十四条の五の規定（これらの規定を附則第十七条の一及び第一十六条第一項において準用する場合を含む。）並びに第十七条の三の規定を除く。）を適用する。

第四項の規定の適用については、同条第一項第二号及び第三項第一号中「長期給付に要する費用」とあるのは「長期給付に要する費用

附  
則

(退職年金等の支給開始年齢等に関する経過措置)

〔附則第二十條の二第一項の規定による公券企業体の負担に係るものと除く。〕と、同条

附 周

五十三条の二第四項及び第六十一条第一項並び

特例廃疾年金のうち国家公務員共済組合法第八十一条第一項第一号又は地方公務員等共済組合法第八十六条第一項第一号の規定によ

9 前各項に定めるもののほか、特例廃疾年金及び特例遺族年金に対し必要な事項は、政令で定める。

前各項に定めるもののほか、特例廃疾年金及び特例遺族年金に対し必要な事項は、政令で定める。

附則第二十九条中「退職一時金」を「脱退一時金」に、「附則第十五條、第十六條若しくは第十八條の規定（附則第二十六條において準用するこれららの規定を含む。）又は第二十六條の二（若しくは第二十六條の三）を「附則第十八條（附則第二十六条第一項において準用する場合を含む。）」に改め、「差額又は」を削る。

4 第八十二条の二第二項に規定する継続長期組合員に係る長期給付に要する費用についての規定は、前三項の規定中「公共企業体」とあるのは、「国、地方公共団体又は第八十二条の二第一項に規定する公團等」として、これらの規定を適用する。

昭和五十四年改正前の法第八十二条の一第一項に規定する復帰希望職員に該当する者に係る長期給付に要する費用については、第一項から第三項までの規定中「公共企業体」とあるのは、「昭和五十四年改正前の法第八十二条の一第一項に規定する公団等」として、こ

これらの規定を適用する。  
別表第三中「第五十四条」を「第六十一条の三  
附則第六条の四 附則第六条の五」に改める。  
別表第三の二中「第五十四条」を「附則第六条

<sup>2</sup> 公共企業体が前項の規定による負担をする場合における第六十六条第一項、第三項及び

受けの権利を失い、又は死亡した場合(次条の規定の適用がある場合を除く)において、第二条の規定による改正前の公共企業体職員等共済組合法(以下「改正前の法」という。)の規定が適用されるとしたならば改正前の法第五十六条第三項の規定により支給されることとなる差額に相当する金額については、なお従前の例による。

3 退職一時金の支給を受けた者(改正前の法第五十四条の規定による退職一時金(その額が同条第五項の規定により算定されたものを除く。)の支給を受けた者(同条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)をいう。次項において同じ。)が、施行日以後に六十歳に達したとき、又は施行日以後に退職年金若しくは廃業年金を受ける権利を有する者となつたときにおいて、改正前の法の規定が適用されたとしたならば改正前の法第六十一条の三第一項又は第二項の規定により支給されることとなる返還一時金については、なお従前の例による。

4 退職一時金の支給を受けた者が施行日以後に死亡したときに、改正前の法の規定が適用されるとしたならば改正前の法第六十一条の三第一項の規定により支給されることとなる死亡一時金については、なお従前の例による。

(遺族年金の支給要件に関する経過措置)

第五条 改正後の法第六十一条の三の規定による

第六条 改正後の法第五十八条第一項の規定は、施行日前に廃疾年金を受ける権利を有することとなつた組合員期間二十年未満の者が施行日以後に死亡した場合についても、適用する。

(遺族年金に係る加算に関する経過措置)

第七条 改正後の法第五十九条の三第一項(改正後の法附則第六条の七において準用する場合を含む。)の規定は、昭和五十四年五月三十日以前に給付事由が発生した年金についても、同年六月分以後適用する。

六月分以後適用する。

(通算退職年金等に関する経過措置)

第八条 改正後の法第六十一条の二及び第六十二条の四の規定は、施行日以後の退職に係る通算退職年金及び通算遺族年金の年額の算定について、適用する。

2 改正前の法第五十四条の規定による退職一時金でその額が同条第五項の規定により算定されたもの若しくは改正前の法第六十一条の三の規定による返還一時金の支給を受けた者に係ることに該当しないものとする。

第六十一条の二第三項に規定する組合員期間に第六十二条の二第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

(脱退一時金等に関する経過措置)

第九条 改正後の法第六十一条の三の規定による

第十条 改正後の法第八十二条の二及び附則第二条の十の規定は、施行日以後に改正後の法第十六条の十の規定により支給されることとなる死亡一時金については、なお従前の例による。

(継続長期組合員についての特例に関する経過措置)

第十二条 改正後の法第八十二条の二第一項、第二項、第五項及び第六項の規定(これらの規定を改正後の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。)は、昭和五十四年五月三十日以前に給付事由が発生した年金についても、同年六月分以後適用する。

(公団等に転出した復帰希望職員に係る特例等に関する経過措置)

第十三条 改正後の法附則第六条の二第一項(改正後の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に給付事由が発生した年金についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

(退職年金等の最低保障の特例に関する経過措置)

間で死亡したときにおけるその者に対する長期給付に関する規定については、なお従前の例による。

施行日において現に復帰希望職員に該当する者が施行日から六月以内に復帰希望職員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合には、前項の規定にかかるらず、その者は、その申出をした日に改正前の法第八十二条の二第四項に規定する公団等職員として在職しなくなつたときに該当するものとみなし、同項の規定の例により、掛金及び負担金を返還する。

4 復帰希望職員が施行日から起算して五年を経過するまでの間に引き続き再び元の組合の組合員の資格を取得しなかつたとき(同日以前に死亡したときは除く。)は、同日において前項の規定による申出があつたものとみなして、同項の規定を準用する。

(長期在職者の老齢加算等に関する経過措置)

第十四条 改正後の法附則第六条の八(改正後の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に給付事由が発生した年金についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

(退職年金等の最低保障の特例に関する経過措置)

第十五条 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間の退職(在職中の死亡を含む。)に給付事由が発生した年金についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

(公団等に転出した復帰希望職員等に関する経過措置)

第十六条 改正後の法附則第六条の二第一項、第二項、第五項及び第六項の規定(これらの規定を改正後の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。)は、昭和五十四年五月三十日以前に給付事由が発生した年金についても、同年六月分以後適用する。

(退職年金の年額の特例に関する経過措置)

第十三条 改正後の法附則第六条の二第一項(改正後の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に給付事由が発生した年金についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

正後の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。の規定は、施行日前に給付事由が発生した年金についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

2 改正後の法附則第六条の二第三項、第四項、第七項及び第八項の規定(これらの規定を改正後の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。)は、昭和五十四年九月三十日以前に給付事由が発生した年金についても、同年十月分以後適用する。

3 同項に規定する公団等職員(以下この条において「復帰希望職員」という。)に該当する者が引き続き(公団等職員」という。)として在職し、引き続き施行日前に復帰したとき(同項に規定する復帰したときをいう。)又は当該公団等職員である

(減額退職年金にあつては、その掲げる額から、

その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のそ

の者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額。以下この項において同じ。)に満たないときは、同年四月分から同年十二月分までのこ

れらの年金の額は、当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額とする。

2 前項の場合において、同項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が一人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ同項の規定を適用するものとする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が遺族年金を受ける者である場合においてその者が昭和五十四年四月一日から同月三十日までの間に六十歳に達したとき(遺族である子がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く)、又はその年金を受ける者

が退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金を受ける者である場合においてその者が同月一日から同年十一月三十日までの間に六十歳に達したときは、その後、同項の規定による支給を受ける年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による扶助料、旧法(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百一十九号))第二条第一項第一号に規定する旧法をいう。)の規定による遺族年金その他の年金の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 四万八千円  
二 遺族である子が二人以上いる場合 七万一千円

年	金	実在職した期間	金額
退職年金、減額退職年金又は廃疾年金で六十五歳以上の者が受けるもの	法の規定による退職年金を受ける最短年金年限(以下「最短年金年限」という)以上最短年金年限未満	この表及び第五項の表において単に「最短年金年限」	六十四万七千円
九年未満	九年以上最短年金年限以上	九年未満	四十八万五千三百円
九年未満	最短年金年限以上	三十二万三千五百円	四十八万五千三百円
九	最短年金年限未満	三十二万三千五百円	四十八万五千三百円

遺族年金で六十歳未満の妻(遺族である子がいる場合の妻を除く)、子又は孫が受けるもの	最短年金年限以上	三十七万四千五百円	三十七万三千五百円
九	最短年金年限未満	二二十四万二千七百円	二十八万九百円
九	最短年金年限以上	三十一万三千五百円	三十一万三千五百円
九	最短年金年限未満	二十六万一千八百円	二十六万一千八百円
九	最短年金年限未満	二十四万二千七百円	二十六万一千八百円
九	最短年金年限以上	三十一万五千円	三十一万五千円
九	最短年金年限未満	二十一万円	二十一万円

6	実在職した期間	金額
前項の場合において、遺族年金を受けた妻が次の各号の一に該当する場合には、同項の規定により算定した金額に当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の年額とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。	最短年金年限以上	四十二万円
前項の場合において、遺族年金を受けた妻が九年未満	九年未満	三十一万五千円
前項の場合において、遺族年金を受けた妻が九年未満	九年未満	二十一万円

までの間の退職に係る法の規定による遺族年金について、その遺族年金を受ける者が同年六月一日から同年十一月三十日までの間に六十歳に達したとき(遺族である子がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、第五項(その者が遺族である子がない場合の妻であるときは、前項)の規定に準じてその額を改定する。	までの間の退職に係る法の規定による遺族年金について、その遺族年金を受ける者が同年六月一日から同年十一月三十日までの間に六十歳に達したとき(遺族である子がいる場合の妻が六十歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、第五項(その者が遺族である子がない場合の妻であるときは、前項)の規定に準じてその額を改定する。
8 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間の退職に係る法の規定による遺族年金について、その遺族年金の額(その額につい	8 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間の退職に係る法の規定による遺族年金について、その遺族年金の額(その額につい
一 遺族である子が一人いる場合 六万円	一 遺族である子が一人いる場合 六万円
二 遺族である子が二人以上いる場合 八万四千円	二 遺族である子が二人以上いる場合 八万四千円

5	昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間の退職に係る法の規定による遺族年金(法第五十九条の四の規定の適用がある遺族年
三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 三万六千円	三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 三万六千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 三万六千円	三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 三万六千円
四 前三項の場合において、遺族年金を受ける妻が次の各号の一に該当する場合には、前項の規定により算定した金額に当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の年額とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。	四 前三項の場合において、遺族年金を受ける妻が次の各号の一に該当する場合には、前項の規定により算定した金額に当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の年額とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。
五 前三項の場合において、遺族年金を受ける妻が九年未満	五 前三項の場合において、遺族年金を受ける妻が九年未満
六 前三項の場合において、遺族年金を受ける妻が六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 四万八千円	六 前三項の場合において、遺族年金を受ける妻が六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 四万八千円

七 昭和五十四年三月一日から同年十一月三十日までの間の退職に係る法の規定による遺族年金について、その遺族年金の額(その額につい
---

て、法第五十九条の三の規定の適用があつた場合に、その額から同条の規定により加算され

た額に相当する額を控除した額)が、第五項の表の上欄に掲げる当該退族年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間の区分に対応する同表の下欄に掲げる額に満たないときは、同年十月分(同年十月一日以後の退職に係るものについては、給付事由が発生した日の属する月の翌月分)から同年十一月分まで

の退族年金の額は、第一項の規定にかかわらず、当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額とす。当該区分に對応する同表の下欄に掲げる額

が、第一項の規定にかかわらず、当該区分に對応する同表の下欄に掲げる額

が、第一項の規定にかかわらず、当該区分に對応する同表の下欄に掲げる額

が、第一項の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は退族年金の改定については、政令で、前各項の規定に準する措置を講ずるものとする。

前項の規定による年金額の改定により増加する費用の負担は、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律第七

条第一項の規定の例による。

(増加恩給を受けなくなつた者の特例に関する経過措置)

第十六条 改正後の法附則第十五条(改正後の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に増加恩給を受ける権利を有しない者となつたときについて適用し、施行日前に増加恩給を受ける権利を有しない者となつたときについては、なお従前の例による。

(復帰組合員等に関する経過措置)

第十七条 改正後の法附則第二十四条第一項及び第二十五条第一項の規定は、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和五十四年法律第 号。次項において「法律第 号」という。)の施行の日以後に改

正後の法附則第二十四条第一項及び第二十五条第一項に規定する公庫等職員となつた者について適用し、同日前に公庫等職員となつた者につ

いては、なお従前の例による。

2 転出組合員で法律第二号第一条第三項の規定による改正前の国家公務員共済組合法第一百二十四条の二第一項に規定する復帰希望職員である者が、法律第二号附則第十二条第三項の規定によ

り申出があつたものとみなされる場合を含む。)においては、その者は、その申出をした日(その申出があつたものとみなされる日を含む。)においては、その者は、その申出をした日(その申出があつたものとみなされる日を含む。)においては、その者は、その申出をした日(その申出があつたものとみなされる日を含む。)においては、その者は、その申出をした日(その申出があつたものとみなされる日を含む。)

においては、その者は、その申出をした日(その申出があつたものとみなされる日を含む。)においては、その者は、その申出をした日(その申出があつたものとみなされる日を含む。)においては、その者は、その申出をした日(その申出があつたものとみなされる日を含む。)

においては、その者は、その申出をした日(その申出があつたものとみなされる日を含む。)

は、長期給付に要する費用で施行日以後に要するものについて適用し、長期給付に要する費用で施行日前に要するものについては、なお従前の例による。

第二十条 附則第一条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に關して必要な事項は、政令で定める。(地方税法の一部改正)

第二十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよう改正する。

第二百六十二条第四号の二及び第六百七十二条第四号の二中「退職一時金」を「通算退職年金、脱退一時金」に改める。

(印紙税法の一一部改正)

第二十二条 印紙税法(昭和四十一年法律第二百二十六号)の一部を次のよう改正する。

別表第三中「第六十三条第一項第一号(福祉事業)の貸付け並びに同項第三号」を「第六十三条第一号(福祉事業)の貸付け並びに同項第三号」に改める。

(登録免許税法の一一部改正)

第二十三条 登録免許税法(昭和四十一年法律第三十五号)の一部を次のよう改正する。

別表第三の八の項中「第六十三条第一項」を「第六十三条」に改める。

(登録免許税法の一一部改正)

十二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件

が付託された。

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

二、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

三、一般職の職員の給与に関する法律の一一部を

改正する法律案(衆)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

## 別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

## イ 行政職俸給表(一)

職務の等級 号 備	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
	俸給月額							
1	270,000	208,700	—	—	—	107,900	93,200	—
2	281,600	217,500	185,600	157,100	131,500	113,400	97,500	76,600
3	293,200	226,300	192,800	163,700	137,400	118,900	102,400	78,900
4	304,800	235,400	200,100	170,500	143,300	124,500	107,800	81,400
5	316,500	244,500	207,400	177,300	149,600	130,200	112,800	83,900
6	328,200	253,800	215,000	184,200	155,900	135,700	117,100	86,800
7	339,900	263,100	222,600	191,100	162,200	141,100	121,300	90,000
8	351,600	272,100	230,200	198,200	168,500	146,500	125,400	93,200
9	363,300	281,100	237,800	205,400	174,600	151,300	129,200	96,100
10	374,900	290,000	245,500	212,700	180,700	156,000	132,800	98,900
11	383,400	298,800	253,200	220,000	186,800	160,500	136,200	101,700
12	389,500	307,300	260,800	227,300	192,900	165,000	139,600	104,300
13	395,600	315,100	268,400	234,400	198,900	169,500	142,900	106,700
14	401,200	321,200	275,800	241,500	204,800	173,600	145,600	108,900
15	406,000	327,300	283,100	248,200	210,500	177,600	148,300	111,100
16		331,600	288,900	254,800	215,700	181,500	150,900	113,200
17			294,600	260,000	220,700	185,100	153,400	114,800
18			298,500	265,000	224,400	188,200	155,800	
19			302,300	268,600	227,700	191,200	157,800	
20			306,100	272,200	230,800	193,500		
21				275,800	233,300	195,800		
22				279,400	235,700	198,000		
23					238,100	200,200		
24					240,500			

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

□ 行政職俸給表(二)

職務の等級 号 備	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	153,900	130,100	107,000	94,900	77,200	69,000
2	159,100	134,800	111,600	98,800	79,500	71,000
3	164,300	139,500	116,200	102,800	82,100	73,000
4	169,700	144,300	120,800	107,000	84,700	75,100
5	175,300	149,100	125,400	111,100	87,700	77,200
6	181,100	153,900	130,100	115,200	91,100	79,400
7	187,000	158,800	134,500	119,100	94,900	81,900
8	193,000	163,700	138,900	123,000	98,800	84,400
9	199,100	168,500	143,300	127,000	102,700	87,300
10	205,200	172,800	147,700	130,900	106,600	90,600
11	211,300	177,100	151,500	134,800	110,300	93,900
12	217,400	181,400	155,300	138,500	113,900	97,300
13	223,400	185,700	159,100	142,100	117,200	100,700
14	229,400	189,900	162,900	145,700	120,500	104,100
15	234,500	194,100	166,700	149,100	123,400	107,000
16	239,600	198,300	170,500	152,300	125,900	109,900
17	244,600	202,400	174,300	155,400	128,400	112,700
18	249,600	206,500	178,100	158,400	130,800	114,900
19	254,400	210,500	181,700	161,200	133,300	117,000
20	258,900	214,500	184,900	163,600	135,400	119,100
21	262,900	218,300	187,700	165,600	137,400	121,000
22	266,900	222,000	190,000	167,600	139,300	122,900
23	270,900	225,300	192,300	169,600	141,200	124,800
24	274,100	228,600	194,300	171,500	143,100	126,700
25		231,000	196,300	173,400	144,900	128,600
26			198,300			130,400
27						132,200
28						134,000
29						135,700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表(第六条関係)

職務の等級 号俸	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額								
1	281,800	235,400	—	—	—	—	124,200	105,600	—
2	291,000	244,500	220,200	205,200	177,100	150,100	130,000	110,600	84,900
3	300,200	253,800	227,800	212,700	183,700	156,500	135,800	115,900	88,100
4	309,400	263,100	235,400	220,200	190,300	162,900	141,500	121,300	91,400
5	318,800	272,100	243,400	227,800	197,700	169,400	147,200	125,900	95,200
6	328,200	281,100	251,300	235,400	205,200	175,900	152,500	129,700	99,100
7	339,900	290,000	259,200	243,100	212,700	182,400	157,700	133,300	103,100
8	351,600	298,000	267,100	251,000	220,200	188,900	162,400	136,500	106,400
9	363,300	306,000	275,000	258,900	227,700	195,400	167,000	139,700	108,900
10	374,900	313,900	282,800	266,800	235,300	201,900	171,400	142,900	111,000
11	383,400	321,700	290,600	274,700	242,900	208,300	175,800	145,900	113,100
12	389,500	329,400	298,300	282,500	250,500	214,600	180,000	148,900	115,000
13	395,600	337,100	306,000	290,300	258,000	220,900	184,000	151,900	116,900
14	401,200	344,700	313,600	298,000	265,500	225,600	187,700	154,700	118,800
15	406,000	352,300	321,200	305,500	272,900	229,700	190,800	156,800	120,400
16		359,700	328,400	312,100	280,000	233,800	193,900		
17		364,100	335,500	317,900	285,200	237,700	196,100		
18			339,600	321,800	290,400	240,800			
19				343,700	325,600	295,200	243,800		
20					329,400	298,800	246,200		
21						302,400	248,600		
22						306,000			

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表（第六条関係）

## イ 公安職俸給表(一)

職務の等級 号 備	特1等級 俸給月額	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	特3等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額	7等級 俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	281,800	235,400	—	—	—	—	107,700	95,700	—
2	291,000	244,500	220,200	205,200	177,100	138,000	113,600	99,300	88,500
3	300,200	253,800	227,800	212,700	183,700	144,200	119,700	103,000	91,900
4	309,400	263,100	235,400	220,200	190,300	150,500	125,900	107,400	95,500
5	318,800	272,100	243,400	227,800	197,700	156,900	131,900	113,100	99,100
6	328,200	281,100	251,300	235,400	205,200	163,400	137,600	119,000	102,800
7	339,900	290,000	259,200	243,100	212,700	170,000	143,200	124,900	107,100
8	351,600	298,000	267,100	251,000	220,200	176,500	148,800	130,500	112,500
9	363,300	306,000	275,000	258,900	227,700	183,000	154,500	135,800	118,200
10	374,900	313,900	282,800	266,800	235,300	189,500	160,200	141,100	123,900
11	383,400	321,700	290,600	274,700	242,900	196,000	165,800	146,500	129,400
12	389,500	329,400	298,300	282,500	250,500	202,500	171,400	151,900	134,600
13	395,600	337,100	306,000	290,300	258,000	208,900	177,100	157,400	139,800
14	401,200	344,700	313,600	298,000	265,500	215,300	182,700	162,900	145,100
15	406,000	352,300	321,200	305,500	272,900	221,600	188,300	168,400	150,500
16		359,700	328,400	312,100	280,000	227,600	193,900	173,700	155,900
17		364,100	335,500	317,900	285,200	233,500	199,600	178,900	161,100
18			339,600	321,800	290,400	239,400	205,400	184,100	166,300
19			343,700	325,600	295,200	245,200	211,300	189,300	171,300
20				329,400	298,800	250,600	217,200	194,500	176,100
21					302,400	255,500	223,100	199,800	180,900
22					306,000	260,400	229,000	205,100	185,800
23					309,600	265,200	234,800	210,400	190,700
24						269,800	240,200	215,700	195,600
25						272,800	245,100	221,000	200,500
26						275,800	250,000	226,300	205,400
27						278,800	254,800	231,100	210,300
28						281,800	259,400	235,900	215,000
29						284,800	262,400	240,300	219,700
30							265,400	244,600	223,600
31							268,400	248,800	227,400
32							271,300	251,500	231,200
33							274,200	254,200	235,000
34									237,600

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## □ 公安職俸給表(一)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 備	俸給月額								
1	281,800	235,400	—	—	—	—	124,200	105,600	—
2	291,000	244,500	220,200	205,200	177,100	150,100	130,000	110,600	84,900
3	300,200	253,800	227,800	212,700	183,700	156,500	135,800	115,900	88,100
4	309,400	263,100	235,400	220,200	190,300	162,900	141,500	121,300	91,600
5	318,800	272,100	243,400	227,800	197,700	169,400	147,200	125,900	95,700
6	328,200	281,100	251,300	235,400	205,200	175,900	152,500	130,300	100,000
7	339,900	290,000	259,200	243,100	212,700	182,400	157,700	134,600	104,400
8	351,600	298,000	267,100	251,000	220,200	188,900	162,700	138,800	108,200
9	363,300	306,000	275,000	258,900	227,700	195,400	167,500	143,000	111,800
10	374,900	313,900	282,800	266,800	235,300	201,900	172,300	147,000	115,100
11	383,400	321,700	290,600	274,700	242,900	208,300	177,100	151,000	118,400
12	389,500	329,400	298,300	282,500	250,500	214,600	181,700	155,000	121,600
13	395,600	337,100	306,000	290,300	258,000	220,900	186,300	159,000	124,800
14	401,200	344,700	313,600	298,000	265,500	226,200	190,800	163,000	127,900
15	406,000	352,300	321,200	305,500	272,900	230,600	195,300	166,800	131,000
16		359,700	328,400	312,100	280,000	234,900	199,100	170,500	134,100
17		364,100	335,500	317,900	285,200	239,000	202,800	173,700	137,100
18			339,600	321,800	290,400	242,300	206,100	176,900	140,000
19			343,700	325,600	295,200	245,300	209,200	179,000	142,800
20				329,400	298,800	247,800	211,400		145,500
21					302,400	250,200	213,600		148,100
22					306,000	252,600	215,800		150,100
23							218,000		

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表（第六条関係）

## イ 海事職俸給表(一)

職務の等級 号 債	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	268,700	220,100	180,000	149,400	116,400	—
2	278,800	229,700	187,900	156,600	122,200	90,500
3	288,900	239,400	195,800	163,800	128,700	94,600
4	299,000	249,100	203,700	171,000	135,200	99,900
5	309,000	258,700	211,600	178,200	141,400	105,200
6	318,900	268,100	219,500	185,000	147,500	110,500
7	328,700	277,500	227,300	191,800	153,300	115,800
8	338,500	286,700	234,800	198,300	158,700	120,700
9	348,300	295,800	242,300	204,800	164,000	125,800
10	356,800	304,900	249,200	211,200	169,300	130,900
11	365,200	313,800	256,100	217,300	174,100	135,300
12	372,000	322,000	263,000	223,400	178,800	138,700
13	378,800	330,200	269,900	229,300	183,400	141,800
14	385,600	337,500	276,200	235,200	187,800	144,900
15	391,200	344,600	282,300	241,000	192,200	148,000
16	396,600	350,900	288,100	246,800	196,500	151,000
17	401,200	357,200	293,900	252,300	200,800	154,000
18		362,800	298,500	257,700	204,100	157,000
19		366,900	302,200	261,100		159,900
20			305,900	264,500		162,000
21			309,600			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 海事職俸給表(2)

職務の等級 号 備	特1等級 俸給月額	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額
1	177,200	143,300	117,400	96,000	78,300
2	182,900	149,000	122,300	99,700	80,500
3	188,600	154,700	127,200	104,000	82,800
4	194,300	160,400	132,100	108,300	85,400
5	200,000	166,100	137,500	112,700	88,600
6	206,000	171,700	143,100	117,200	92,000
7	212,000	177,200	148,700	121,700	95,700
8	218,300	182,200	154,400	126,200	99,400
9	224,700	187,100	160,000	130,700	103,400
10	231,100	191,800	165,500	135,400	107,600
11	237,500	196,500	170,900	140,100	111,900
12	243,900	201,100	175,400	144,800	116,300
13	250,300	205,700	179,800	149,400	120,700
14	256,600	210,300	184,200	153,900	125,100
15	262,200	214,900	188,400	158,200	129,200
16	267,500	219,400	192,500	162,500	133,200
17	272,700	223,900	196,500	166,800	137,200
18	277,900	228,400	200,300	170,900	141,200
19	282,900	232,800	203,800	175,000	145,100
20	287,900	236,800	207,200	178,400	148,800
21	292,100	240,800	210,000	181,600	151,600
22	296,300	243,700	212,700	184,500	154,200
23	300,500	246,600	215,300	187,200	156,200
24	303,900	249,500	217,500	189,700	
25			219,700	191,800	
26			221,900		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(1)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表（第六条関係）

## イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号 債	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額
1	円 —	円 —	円 149,700	円 109,500	円 89,900
2	—	174,300	156,500	116,200	93,800
3	224,400	182,200	163,300	122,900	97,900
4	233,300	190,100	170,200	129,600	102,800
5	242,200	198,100	177,400	136,300	107,800
6	251,100	206,000	184,800	143,000	113,400
7	260,000	213,900	192,200	149,700	119,000
8	269,000	222,000	199,600	156,400	125,200
9	277,900	230,100	207,000	163,100	131,500
10	286,800	238,200	214,300	169,900	137,800
11	295,700	246,200	221,500	176,700	144,100
12	304,600	253,800	228,700	183,500	150,100
13	313,600	260,700	235,900	190,300	155,900
14	322,800	267,600	243,100	196,000	161,400
15	332,000	274,500	249,900	201,700	166,700
16	341,200	281,000	256,700	206,800	171,800
17	350,300	287,400	263,200	211,800	176,600
18	358,900	293,800	269,600	216,800	181,400
19	367,000	300,200	276,000	221,800	186,200
20	374,900	306,400	282,400	226,600	190,900
21	382,800	312,000	288,700	231,400	195,300
22	390,200	317,600	295,000	236,200	199,700
23	396,900	323,200	300,500	240,800	203,900
24	402,400	328,600	305,800	245,300	208,000
25	407,200	334,000	309,700	249,800	211,400
26	412,000	338,800	312,900	254,000	214,700
27		342,300		257,200	218,000
28				260,300	221,300
29				263,300	223,800
30					226,200

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 口 教育職俸給表(2)

職務の等級 号 債	特 1 等 級 俸 給 月 額	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
1	263,200	—	99,000	—
2	270,700	192,700	103,600	83,400
3	278,400	199,900	109,300	86,500
4	286,100	207,100	115,000	89,800
5	293,800	214,300	120,700	93,400
6	301,600	221,600	126,500	97,600
7	309,400	228,900	132,300	102,100
8	317,400	236,200	138,100	107,200
9	325,400	243,600	143,900	112,500
10	333,300	251,000	149,700	118,000
11	340,700	258,400	155,500	123,500
12	348,100	265,800	161,700	129,000
13	355,200	273,100	168,400	134,500
14	362,200	280,400	175,400	139,900
15	366,800	287,600	182,400	145,400
16		294,800	189,400	150,900
17		301,900	196,400	156,300
18		308,900	203,400	161,700
19		315,800	210,400	167,100
20		322,600	217,500	172,000
21		329,100	224,600	176,700
22		335,600	231,700	181,400
23		341,900	238,700	186,000
24		348,200	245,700	190,500
25		352,400	252,600	195,000
26			259,000*	199,500
27			265,200	203,800
28			271,300	208,000
29			277,400	211,900
30			283,500	215,500
31			288,600	218,600
32			293,500	221,700
33			298,100	224,700
34			302,300	227,500
35			306,400	229,700
36			310,400	
37			313,400	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## ハ 教育職俸給表(2)

職務の等級 号 債	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	260,700	—	89,800	—
2	267,500	163,900	94,400	83,400
3	274,300	171,100	99,000	86,500
4	281,300	178,300	103,600	89,800
5	288,300	185,500	109,300	93,400
6	295,300	192,700	115,000	97,600
7	302,300	199,900	120,700	102,100
8	309,200	207,100	126,500	107,200
9	315,500	214,300	132,300	112,500
10	321,800	221,500	138,100	117,900
11	327,600	228,700	143,900	123,300
12	333,400	235,900	149,700	128,600
13	338,200	242,600	155,500	133,800
14	343,000	249,300	161,700	138,900
15	347,100	255,900	168,400	144,000
16		262,500	175,400	148,900
17		269,100	182,400	153,700
18		275,600	189,400	158,500
19		282,100	196,400	163,200
20		288,600	203,400	167,900
21		295,100	210,400	172,400
22		301,100	217,400	176,500
23		306,300	224,400	180,600
24		311,300	231,400	184,300
25		315,700	237,700	187,900
26		319,400	243,800	190,900
27		322,400	249,900	193,900
28		325,400	255,700	196,500
29		328,400	261,200	198,800
30			266,600	201,000
31			271,700	203,100
32			276,800	
33			281,500	
34			286,200	
35			290,400	
36			294,100	
37			297,800	
38			301,200	
39			303,800	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表四

職務の等級 号 候	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	295,600	—	149,700	117,100	93,200
2	304,500	190,100	156,500	123,500	98,500
3	313,500	198,100	163,300	129,900	103,900
4	322,700	206,000	170,200	136,500	109,500
5	331,900	213,900	177,400	143,100	115,500
6	341,100	222,000	184,800	149,700	121,600
7	350,200	230,100	192,400	156,400	127,700
8	358,900	238,200	200,100	163,100	133,800
9	367,000	246,200	208,000	169,900	140,000
10	374,900	253,800	216,100	176,700	146,100
11	382,800	261,400	224,200	183,600	152,100
12	390,200	269,000	232,300	190,700	158,000
13	396,900	277,900	240,300	197,900	163,900
14	402,500	286,800	247,900	205,100	169,500
15	407,300	295,700	255,500	212,200	175,100
16	412,100	304,600	262,500	219,300	180,300
17		313,600	269,400	225,900	185,400
18		322,800	276,300	232,500	190,500
19		332,000	282,900	239,100	195,200
20		341,200	289,300	245,500	199,900
21		349,100	295,700	251,900	204,200
22		354,600	302,100	258,200	208,500
23		360,100	307,700	264,500	212,900
24		365,600	313,300	270,800	216,800
25		370,800	318,500	276,900	220,700
26		375,900	323,500	283,000	224,400
27		380,200	328,500	289,100	227,300
28		384,500	332,000	294,700	230,200
29				300,000	
30				305,000	
31				309,900	
32				314,600	
33				317,900	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表(第六条関係)

職務の等級 号	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円	—	96,700	84,100	—
2	—	—	101,500	87,200	76,700
3	—	—	107,500	91,000	79,000
4	216,300	154,900	113,600	94,800	81,500
5	225,000	162,400	119,700	98,800	84,100
6	234,200	169,900	125,800	104,100	87,100
7	243,400	177,500	132,000	109,600	90,700
8	252,600	185,100	138,100	115,100	94,300
9	262,500	192,700	144,500	120,900	97,200
10	272,500	200,200	150,900	126,700	100,000
11	282,500	207,600	157,300	132,500	102,800
12	292,500	214,800	163,600	138,300	105,600
13	302,500	222,000	169,800	144,000	108,200
14	312,500	228,600	175,800	149,700	110,600
15	322,400	235,100	181,800	155,000	113,000
16	332,300	241,300	187,600	159,700	115,300
17	342,200	246,800	193,300	164,300	117,000
18	352,100	251,800	198,900	168,800	—
19	362,000	256,800	204,400	173,300	—
20	371,700	261,800	209,900	177,700	—
21	380,000	266,800	215,400	182,100	—
22	386,000	271,800	220,900	186,200	—
23	391,800	276,600	226,300	189,600	—
24	396,800	281,400	230,700	193,000	—
25	401,800	285,700	235,100	195,700	—
26	406,000	290,000	238,300	198,200	—
27	—	293,500	241,500	—	—
28	—	—	244,700	—	—

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表(第六条関係)

## イ 医療職俸給表(一)

職務の等級 号 債	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額
1	円 273,600	円 209,400	円 一	円 125,300
2	282,800	218,600	182,600	132,800
3	291,900	227,800	191,500	140,300
4	301,000	237,000	200,400	147,800
5	310,100	246,200	209,400	156,500
6	319,000	255,400	218,500	165,200
7	327,900	264,500	227,600	173,900
8	336,500	273,600	236,700	182,600
9	345,100	282,800	245,800	191,300
10	353,600	291,900	254,900	199,900
11	362,100	301,000	263,900	208,400
12	370,500	309,500	271,600	215,500
13	378,900	318,000	279,300	222,400
14	387,300	326,400	286,500	229,300
15	394,400	334,800	293,700	236,100
16	401,500	343,100	300,900	242,900
17	408,200	350,800	308,000	249,600
18	413,900	358,500	315,100	256,300
19	418,700	366,200	322,200	262,400
20	423,500	372,500	328,100	266,800
21		378,800	334,000	271,100
22		383,100	339,300	274,200
23		387,400	343,000	
24			346,700	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 医療職俸給表(一)

職務の等級 号 候	特1等級 俸給月額	1等級 俸給月額	特2等級 俸給月額	2等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額
1	264,000	216,200	192,800	163,700	121,300	95,900	84,400	—
2	273,900	225,300	200,100	170,700	127,100	100,200	87,800	79,000
3	283,900	234,500	207,400	177,700	132,900	105,300	91,300	81,600
4	293,900	243,800	215,000	184,900	138,700	110,400	95,100	84,200
5	303,900	253,200	222,600	192,100	144,500	115,600	99,300	87,400
6	314,200	262,600	230,200	199,300	150,400	120,800	104,200	90,600
7	324,500	271,700	237,800	206,600	156,300	126,100	109,100	93,900
8	334,700	280,900	245,500	213,900	162,500	131,400	113,500	96,700
9	344,900	290,000	253,200	221,200	168,800	136,600	117,600	99,300
10	355,100	298,800	260,800	228,400	175,000	141,700	121,600	102,000
11	361,500	307,300	268,400	235,500	181,200	146,800	125,600	104,500
12	367,100	315,100	275,800	242,400	187,200	151,600	129,300	106,800
13	372,700	321,200	283,100	249,000	193,200	156,400	133,000	108,400
14	377,900	327,300	288,900	255,500	199,200	161,000	136,400	
15	383,100	333,400	294,600	260,900	205,200	165,600	139,800	
16	387,600	337,700	298,500	266,200	210,900	170,100	143,100	
17		302,300	271,000	216,500	174,300	145,800		
18			275,700	221,800	178,300	148,500		
19			279,300	225,700	182,200	151,000		
20			282,900	229,200	185,800	153,000		
21				232,500	188,800			
22				235,000	191,100			
23				237,500	193,400			
24				239,900	195,600			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## ハ 医療職俸給表(二)

号	職務の等級 俸	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		188,900	147,400	126,400	94,800	82,800
2		195,700	153,000	131,400	99,000	85,800
3		202,600	158,700	136,500	103,500	88,800
4		209,500	164,500	141,700	108,100	91,800
5		216,700	170,500	147,000	112,700	94,800
6		224,000	176,500	152,300	117,200	99,000
7		231,400	182,500	157,600	121,700	103,400
8		238,800	188,500	162,900	126,200	108,000
9		246,200	194,500	168,100	130,700	112,600
10		253,700	200,500	173,400	135,200	116,900
11		261,200	206,500	178,700	139,600	121,200
12		268,700	212,500	184,100	144,100	125,500
13		276,000	218,400	189,500	148,600	129,700
14		283,200	224,300	194,800	152,900	133,700
15		290,400	230,200	200,100	157,300	137,700
16		296,900	236,100	205,400	161,700	141,900
17		303,400	242,000	210,700	166,100	146,000
18		309,400	247,800	216,000	170,400	150,000
19		315,200	253,500	221,300	174,600	153,900
20		319,000	259,200	226,300	178,800	157,800
21		322,700	264,300	231,300	183,000	161,700
22		326,400	268,300	236,200	187,200	165,500
23			272,300	240,100	191,400	168,900
24			276,300	244,000	195,600	172,100
25			279,500	247,700	199,800	175,300
26			282,700	250,700	203,900	178,300
27			285,400	253,700	207,800	181,200
28				256,200	211,700	184,100
29					215,300	186,300
30					217,700	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸	俸 給 月 額
1		円 367,000
2		404,000
3		450,000
4		498,000
5		537,000
6		577,000
7		627,000
8		677,000
9		723,000
10		772,000
11		817,000
12		840,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 附 則

## (施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の改正規定及び附則第七項の規定

は、昭和五十五年四月一日から施行する。この法律(第八条の改正規定を除く。)による

改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定(第二十二条第一項及び別表第八の規定を除く。)は昭和五十四年四月一日から、同法第二十二条第一項及び別表第八の規定は同年十月一日から適用する。

## (最高号俸を超える俸給月額の切替え等)

3 昭和五十四年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日からの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定による

る当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

## (切替日前の異動者の号俸等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

## (旧号俸等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

## (昇給に関する経過措置)

7 昭和五十五年四月一日前から引き続き在職する職員のうち、同日において改正後の法第八条第九項の人事院規則で定める年齢を超えている職員(同日においてその者の受ける号俸又は俸給月額が改正前の法第八条第六項の人事院規則で定める年齢に達した日に受けていた号俸の二号俸上位の号俸又はこれに準ずるものとして人事院規則で定める号俸若しくは俸給月額(以下

この項において「二号俸上位号俸等」という。)である職員及び二号俸上位号俸等を超えている職員を除く。)については、改正後の法第八条第九項本文の規定にかかわらず、改正前の法第八条第六項の人事院規則で定める年齢を超える職員の同項又は同条第八項ただし書の規定による二号俸上位号俸等までの昇給の例に準じて、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができ。同年四月一日後に改正後の法第八条第九項の人事院規則で定める年齢を超える職員のうち、これらの職員との權衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

(住居手当に関する経過措置)

8 切替期間において、改正前の法第十二条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の法第十二条の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十二条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十二条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十二条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十二条の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十二条の六の規定による住居手当の額が

ある職員及び二号俸上位号俸等を超えている職員を除く。)については、改正後の法第八条第九項本文の規定にかかわらず、改正前の法第八条第六項の人事院規則で定める年齢を超える職員の同項又は同条第八項ただし書の規定による二号俸上位号俸等までの昇給の例に準じて、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができ。同年四月一日後に改正後の法第八条第九項の人事院規則で定める年齢を超える職員のうち、これらの職員との權衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

9 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(給与の内払)

10 附則第三項から前項までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

官	職	名	俸	給	月	額
内閣總理大臣			一、五五〇、〇〇〇円			
國務大臣			一、三三〇、〇〇〇円			
会計検査院長			九八〇、〇〇〇円			
人事院總裁			八四〇、〇〇〇円			
内閣法制局長官			八三〇、〇〇〇円			
公正取引委員会委員長			八二〇、〇〇〇円			
宮内庁長官			八一七、〇〇〇円			
検査官(会計検査院長を除く。)						
人事官(人事院總裁を除く。)						
政務次官						
公害等調整委員会委員長						
内閣官房副長官						
総理府総務副長官						
侍従長						

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十二年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一一部を改正する法律

第三条第二項中「八十一万円」を「八十四万円」に改め、同条第三項中「大使」の下に「又は公使」を加え、「百十三万円」を「大使にあつては百十三万円又は五十三万七千円、公使にあつては五十三万七千円」に改め、同条第五項中「二倍」の下に「若しくは三倍」を加える。

第四条第一項中「一万九千六百円」を「二万三百
円」に改め、「三万四千円」を「三万五千三百円」に改める。
別表第一から別表第三までを次のように改める。
第九条中「一万九千六百円」を「二万三百円」に改める。
田」に、「三万四千円」を「三万五千三百円」に改める。

官 職 名	俸 給 額	月 額	年 額	委員会
別表第一(第三条関係)			七一三、〇〇〇円	
大使				公害等調整委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員
四号俸	五号俸	九八〇、〇〇〇円		行政監理委員会委員
三号俸		八三〇、〇〇〇円		地方財政審議会委員
二号俸		八一七、〇〇〇円		原子力委員会の常勤の委員
一号俸		七三三、〇〇〇円		原子力安全委員会の常勤の委員
六四五、〇〇〇円				公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代 表する委員
				中央更生保護審査会の常勤の委員
				科学技術会議の常勤の議員
				宇宙開発委員会の常勤の委員
				土地鑑定委員会の常勤の委員
				航空事故調査委員会の常勤の委員
				運輸審議会委員
				東宮大夫

別表第三（第三条関係）

官職名		俸給月額	別表第三(第三条關係)
公使		四号俸	八三〇、〇〇〇円
		三号俸	八一七、〇〇〇円
		二号俸	七三三、〇〇〇円
		一号俸	六四五、〇〇〇円
秘書官		八号俸	三三一、〇〇〇円
		七号俸	三〇一、五〇〇円
		六号俸	二七四、〇〇〇円
		五号俸	二四五、五〇〇円
		四号俸	二一九、五〇〇円
		三号俸	一九五、五〇〇円
		二号俸	一七六、〇〇〇円
		一号俸	一六一、五〇〇円

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「改正後法」という。)第三条第五項及び別表第三の見

牛乃耶の職員の給与に関する法律(以下「改正後牛乃耶の法」という。)第三条第五項及び別表第三の規定は昭和五十四年四月一日から、改正後の法第

三条第一項、第四条第二項、第九条、別表第一及び別表第二の規定は同年十月一日から適用す

15

「十円」に改める。

2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の特別機関員の合計二回に関する去年

は改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

法の規定による給与の内訳とみなす。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表（第四条—第六条関係）

号 債	指 定 職	職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
			号 債	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1		円 367,000	1	円 297,100	円 229,600	円 144,700
2		404,000	2	309,800	239,300	204,200
3		450,000	3	322,500	249,000	212,100
4		498,000	4	335,300	259,000	220,100
5		537,000	5	348,200	269,000	228,200
6		577,000	6	361,100	279,200	236,500
7		627,000	7	374,000	289,500	244,900
8		677,000	8	386,900	299,400	253,300
9		723,000	9	399,700	309,300	261,700
10		772,000	10	412,500	319,100	270,100
11		817,000	11	421,700	328,700	278,500
			12	428,500	338,100	286,900
			13	435,200	346,700	295,300
			14	441,400	353,400	303,400
			15	446,700	360,100	311,500
			16		364,800	317,800
			17			324,100
			18			328,400
			19			280,300
			20			286,100
			21			291,600
			22			295,600

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係)

階級 号 俸 (+)	陸 海 空 将 特 海 空 將 補 將 補 1等空佐 2等空佐 3等空佐 1等空尉 2等空尉 3等空尉 准 空 尉	陸 將 補 陸 將 補 1等陸佐 2等陸佐 3等陸佐 1等陸尉 2等陸尉 3等陸尉 准 陸 尉	陸 將 補 海 將 補 1等海佐 2等海佐 3等海佐 1等海尉 2等海尉 3等海尉 准 海 尉	陸 將 補 空 將 補 1等空佐 2等空佐 3等空佐 1等空尉 2等空尉 3等空尉 准 空 尉	陸 士 長 1等陸士 2等陸士 3等陸士 1等海士 2等海士 3等海士 1等空士 2等空士 3等空士			
		陸 將 補 陸 將 補 1等陸佐 2等陸佐 3等陸佐 1等陸尉 2等陸尉 3等陸尉 准 陸 尉	陸 將 補 海 將 補 1等海佐 2等海佐 3等海佐 1等海尉 2等海尉 3等海尉 准 海 尉	陸 將 補 空 將 補 1等空佐 2等空佐 3等空佐 1等空尉 2等空尉 3等空尉 准 空 尉	陸 士 長 1等陸士 2等陸士 3等陸士 1等海士 2等海士 3等海士 1等空士 2等空士 3等空士			
1	367,000 円	321,100 円	277,400 円	238,500 円	206,100 円	166,900 円	146,300 円	139,000 円
2	404,000 円	334,300 円	287,900 円	246,900 円	213,400 円	197,800 円	174,000 円	152,900 円
3	450,000 円	347,500 円	298,400 円	256,400 円	221,700 円	205,200 円	181,200 円	159,400 円
4	498,000 円	360,800 円	308,600 円	266,700 円	230,100 円	212,500 円	188,500 円	166,000 円
5	537,000 円	374,100 円	318,800 円	277,000 円	238,500 円	220,800 円	195,700 円	172,700 円
6	577,000 円	387,400 円	329,100 円	287,500 円	246,900 円	229,200 円	202,900 円	179,400 円
7	627,000 円	400,700 円	339,500 円	298,000 円	255,400 円	237,400 円	210,100 円	186,200 円
8	677,000 円	414,000 円	350,000 円	308,200 円	263,900 円	245,700 円	217,300 円	192,900 円
9	723,000 円	427,200 円	360,400 円	318,300 円	272,600 円	253,800 円	224,500 円	199,600 円
10	772,000 円	436,900 円	370,800 円	328,000 円	281,400 円	261,900 円	231,700 円	206,300 円
11	817,000 円	443,900 円	381,300 円	337,700 円	290,200 円	270,100 円	239,000 円	213,000 円
12	450,800 円	391,900 円	347,000 円	299,100 円	278,200 円	246,400 円	219,700 円	201,200 円
13	403,000 円	355,600 円	307,900 円	286,100 円	253,700 円	226,500 円	207,900 円	202,200 円
14	410,200 円	362,300 円	316,700 円	294,000 円	260,500 円	233,300 円	214,000 円	208,300 円
15	416,100 円	369,000 円	325,300 円	301,900 円	267,200 円	240,200 円	220,300 円	219,500 円
16	422,000 円	374,000 円	333,800 円	309,200 円	273,900 円	247,100 円	226,600 円	225,800 円
17	427,600 円	379,000 円	342,200 円	314,700 円	280,100 円	253,500 円	233,000 円	232,200 円
18	384,000 円	348,900 円	320,100 円	285,700 円	259,900 円	239,400 円	238,600 円	233,100 円
19	389,000 円	355,600 円	325,200 円	291,400 円	266,000 円	245,800 円	245,000 円	239,400 円
20	394,000 円	360,600 円	330,200 円	296,900 円	272,000 円	252,200 円	251,400 円	245,700 円
21	365,600 円	335,200 円	302,200 円	277,400 円	253,500 円	233,000 円	226,800 円	212,800 円
22	370,600 円	340,200 円	307,200 円	282,800 円	264,300 円	235,500 円	257,800 円	239,400 円
23	345,200 円	312,200 円	288,100 円	269,700 円	272,000 円	252,200 円	253,500 円	263,200 円
24	293,200 円	295,100 円	274,300 円	257,500 円	251,800 円	234,100 円	234,100 円	244,600 円
25	288,200 円	280,400 円	279,600 円	257,900 円	273,900 円	249,300 円	249,300 円	254,000 円
26	303,200 円	285,500 円	284,700 円	279,000 円	290,500 円	284,000 円	284,000 円	284,800 円
27								
28								

備考 この表の陸将、海将及び空将の欄に定める額の俸給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

附  
則

附則

この法律は、公布の日から施行する。たゞ

し、第五条第三項の改正規定及び附則第九項の規定は、昭和五十五年四月一日から施行する。

この法律（第五条第二項の改正規定を除く）による改正後の防衛庁職員給与法の規定（別表

第一中指定職の欄に係る部分並びに別表第二中  
陸将、海将及び空将の(一)欄に係る部分を除く。

は昭和五十四年四月一日から、同法別表第二（指定職の闇で係る部分を限る。）及び同法別表第三

第二（陸将、海將及び空將の）欄に係る部分に

(俸給の切替え) 限る) の規定は同年十月一日から適用する。

昭和五十四年四月一日（以下「切替日」といふ。）における職員の俸給月額は、附則第五項に

定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級。以下同じ。）におけるその者が受けたいた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

(旧)俸給月額を受けていた期間の通算

決定される職員に対する切替日以降における最初の二の法津による改正後の方衛令職員給与表

(以下「新法」という。)第五条第三項において

準用する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第

号。以下「一般職給与改正法」という。による改正後の「一般職の職員の給与に関する法律(昭

和二十五年法律第九十五号。以下「改正後の二

「般職給与法」という、第八条第六項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けてい

た期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）を切替日

における俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号令等を受ける職員の昇給の切替え等)  
切替日の前日において職務の等級の最高の員

（切替期間に異動した職員の俸給月額等）  
6 7 8 9  
切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の防衛省職員給与法（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第第一、別表第四若しくは別表第五（ハを除く。）から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受けける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。  
（切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整）  
7  
切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。  
（昇給に関する経措置）  
8  
附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定により職員が属していいた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

(同日においてその者の受ける俸給月額を超えていた職員第五条第三項において準用する改正前の一般職給与法第八条第六項の政令で定める年齢に達した日に受けた俸給月額に対応する号俸の二号俸上位の号俸による俸給月額又はこれに準ずるものとして政令で定める俸給月額(以下この項目において「二号俸上位の俸給月額」という。)である職員及び二号俸上位の俸給月額を超えている職員を除く。)については、新法第五条第三項において準用する改正後の一般職給与法第八条第九項本文の規定にかかわらず、旧法第五条第三項において準用する改正前の一般職給与法第八条第六項の政令で定める年齢を超える職員のうち、この同項又は同条第八項ただし書の規定による二号俸上位の俸給月額までの昇給の例に準じて、政令の定めるところにより、昇給させることができる。同年四月一日後に新法第五条第三項において準用する改正後の一般職給与法第八条第九項の政令で定める年齢を超える職員のうち、これららの職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

法第十一條の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、新法第十四条第二項において準用する改正後の「一般職給与法第十二条の六の規定による住居手当」を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の「一般職給与法第十二条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和五十五年三月三十一日（同日前に政令で定める事由が生じた職員については、政令で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

11 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（政令への委任）

12 附則第三項から前項までに定めるもののか、この法律の施行に関する必要な事項は、政令で定める。

---

附則に次の三項を加える。

12 当分の間、四週間につき各庁の長が職員ごとに指定する一週についての職員の勤務時間は、第十四条第四項の規定にかかわらず、特に支障のない限り、月曜日から金曜日までの五日間においてその割振りを行い、当該週の土曜日及び日曜日は、勤務を要しない日とする。

13 各庁の長は、勤務の特殊性により又は官庁の特殊の必要に応ずるため前項の規定により難い

職員につき、人事院規則で定めるところにより、別に勤務を要しない時間を指定することができる。

14 当分の間、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を算出する場合における同条に規定する一週間の勤務時間は、前二項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき一週間の勤務時間とする。

附 則  
この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。